

法 (普通地方公共團體 條例及び規則 選舉 通則)

第十三條 日本國民たる普通地方公共團體の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共團體の議會の解散を請求する権利を有する。
日本國民たる普通地方公共團體の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共團體の議會の議員、長、副知事若しくは助役、出納長若しくは收入役、選舉管理委員又は監査委員の解職を請求する権利を有する。

第三章 條例及び規則

第十四條 普通地方公共團體は、法律の範圍内において、その事務に關し、條例を制定することができる。
法律又は政令により都道府縣に屬する國の事務に關する都道府縣の條例に違反した者に對しては、法律の定めるところにより、これに刑罰を科することがあるものとする。
第十五條 普通地方公共團體の長は、法律の範圍内において、その權限に屬する事務に關し、規則を制定することができる。

前條第二項の規定は、前項の規則にこれを準用する。
第十六條 條例及び規則は、一定の公告式により、これを告示しなければならない。

第四章 選舉

第一節 通則

第十七條 普通地方公共團體の議會の議員及び長は、その被選舉權を有する者について、選舉人が投票によりこれを選舉する。

第十八條 日本國民たる年齢二十年以上の者で六箇月以來町村の區域内に住所を有するものは、その属する普通地方公共團體の議會の議員及び長の選舉權を有する。

市町村は、市町村に對し特別の關係のある者の申請により、前項の規定による住所の要件にかかわらず、議會の議決を経て、これにその議會の議員及び長の選舉權を與えることができる。
前項の規定により選舉權を與えられた者は、當該市町村を包括する都道府縣の議會の議員及び長の選舉權を有する。

第二項の規定により住所を有する市町村以外の市町村において選舉權を與えられた者は、その住所を有する市町村において、第一項の規定にかかわらず、普通地方公共團體の議會の議員及び長の選舉權を有しない。
第一項の六箇月の期間は、市町村の廢置分合又は境界變更のため中断されることがない。

第十九條 普通地方公共團體の議會の議員の選舉權を有する者で年齢二十五年以上のものは、普通地方公共團體の議會の議員の被選舉權を有する。
日本國民で年齢三十年以上のものは、都道府縣知事の被選舉權を有する。

日本國民で年齢二十五年以上のものは、市町村長の被選舉權を有する。
前三項の年齢は、選舉の期日よりこれを算定する。

第二十條 禁治産者及び準禁治産者並びに懲役又は禁錮の刑

に處せられその執行を終り又はその執行を受けることがなくなるまでの者は、選舉權及び被選舉權を有しない。

第二十一條 選舉管理委員、選舉管理委員會の書記、投票管理委員、開票管理委員及び選舉長並びに選舉事務に關係ある官吏及び吏員は、その關係區域内において、被選舉權を有しない。
在職の檢察官、警察官吏及び收稅官吏は、被選舉權を有しない。

第二十二條 都道府縣の議會の議員は、各選舉區において、これを選舉する。
前項の選舉區は、郡市の區域による。
前項の區域の人口が著しく少いときは、條例で數區域を合せて一選舉區を設けることができる。

都道府縣の議會の議員の任期中あらたに第二項の區域の設定があつた場合において、従前その區域が屬していた選舉區の配當議員數が同項の規定による關係選舉區の數に達しないときは、同項の規定の適用については、次の總選舉までの間、その區域は、なお設定されたいものとみなす。
前二項の場合において必要な事項は、命令でこれを定める。

市町村は、その議會の議員の選舉につき、條例で選舉區を設けることができる。但し、第百五十五條第二項の市については、區の區域を以て選舉區とする。
市町村の議會の議員の選舉における選舉人の所屬の選舉區は、その住所によりこれを定める。第十八條第二項の規定

法 (選舉 通則)

定による選舉權を有する者で市町村の區域内に住所を有しないものについては、當該市町村の選舉管理委員會は、本人の申請により、その申請がないときは職權により、その所屬の選舉區を定めなければならない。

各選舉區において選舉すべき普通地方公共團體の議會の議員の數は、人口に比例して、條例でこれを定めなければならない。

第二十三條 普通地方公共團體の選舉に關する事務は、當該普通地方公共團體の選舉管理委員會がこれを管理する。
第二十四條 普通地方公共團體の議會の議員及び長の選舉は、これを行ふべき事由が生じたときは、速かに行わなければならない。

普通地方公共團體の議會の議員又は長の任期満了に因る選舉は、その任期満了の前三十日前にはこれを行ふことができる。
市町村の議會の議員又は長の選舉は、第二十五條第四項の規定による通知があるまでの間は、これを行ふことができなない。但し、同項の期間内に通知がないときは、この限りでない。

選舉の期日は、當該選舉に關する事務を管理する選舉管理委員會が選舉の期日前、都道府縣にあつては三十日、市町村にあつては二十日までにこれを告示しなければならない。
第二十五條第三項の規定により都道府縣の選舉と市町村の選舉を同時に行ふ場合においては、選舉の期日は、都道府

●法 (選挙 選挙人名簿)

県の選挙管理委員会において、選挙の期日前三十日までこれを告示しなければならない。

第二十五條 都道府県の議会の議員の選挙と都道府県知事の選挙又は市町村の議会の議員の選挙と市町村長の選挙は、これを同時に行うことができる。

市町村の選挙管理委員会は、市町村の議会の議員又は長の選挙を行う場合においては、任期満了に因る選挙については任期満了の日前六十日まで、任期満了以外の事由に因る選挙については第五十九條第二項又は第六十一條第三項の規定により報告する場合を除く外選挙を行うべき事由を生じた日から三日以内、その旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならない。市町村の議会の議員の選挙の當選人につき第六十二條第一項に掲げる事由を生じた場合又は市町村の議会の議員に缺員を生じた場合において、第五十六條又は第六十三條第二項の規定により不足の當選人又は缺員を補充することができないときも、また、同様とする。

都道府県の選挙管理委員会は、前項の規定による届出又は第五十九條第二項若しくは第六十一條第三項の規定による報告に基づき、当該市町村の選挙を都道府県の選挙と同時に進行させることができる。

都道府県の選挙管理委員会は、第二項の規定による届出又は第五十九條第二項若しくは第六十一條第三項の規定による報告のあつた日から三日以内、当該市町村の選挙を都道府県の選挙と同時に進行かどうかを、当該市町村の選

選挙管理委員会に通知しなければならない。

第一項又は第三項の規定により同時に選挙を行う場合においては、この法律に特別の定めがあるものを除く外、投票及び開票に関する規定は、各選挙を通じてこれを適用する。第一項の規定により同時に選挙を行う場合において、選挙会の区域が同一であるときは、選挙会に関する規定についても、また、同様とする。

前項の場合において必要な事項は、政令でこれを定める。

第二節 選挙人名簿

第二十六條 普通地方公共團體の選挙は、衆議院議員選挙人名簿及び補充選挙人名簿又はその抄本によりこれを行う。市町村の選挙管理委員会は、毎年九月十五日の現在により補充選挙人名簿を調製し、十一月五日から十五日間その指定した場所においてこれを関係人の縦覧に供さなければならない。

補充選挙人名簿の縦覧の場所は、委員会において縦覧開始の日前三日までこれを告示しなければならない。

補充選挙人名簿には、普通地方公共團體の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該市町村における衆議院議員選挙人名簿に登録されることができないものを登録しなければならない。

補充選挙人名簿には、選挙人の氏名、住所、性別及び生年月日等を記載しなければならない。選挙人名簿の確定の期日に選挙権を有する者の年齢は、選挙人名簿の確定の期日に

よりこれを算定する。

第二十七條 補充選挙人名簿に脱漏又は誤載があると認めるときは、関係人は、その名簿の縦覧期間内に当該市町村の選挙管理委員会に異議の申立をすることができ、その旨を申立人及び関係人に通知し、併せてこれを告示しなければならない。その申立を正當でないと決定したときは、直ちに補充選挙人名簿を修正し、その旨を申立人及び関係人に通知し、併せてこれを告示しなければならない。その申立を正當でないと決定したときは、直ちにその旨を申立人に通知しなければならない。

前項の規定による決定に不服がある者は、決定のあつた日から七日以内に地方裁判所に出訴することができる。その判決に不服がある者は、控訴することはできないが、最高裁判所に上告することができる。

補充選挙人名簿は、十二月二十日を以て確定する。

補充選挙人名簿は、翌年の十二月十九日までこれを据え置かなければならない。但し、確定判決により修正すべきものは、委員会において、直ちにこれを修正し、その旨を告示しなければならない。

天災事變等のため必要があるときは、更に名簿を調製しなければならない。

前項の名簿に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第三節 投票

第二十八條 投票区は、衆議院議員の選挙の投票区による。

第二十九條 投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町

村の選挙管理委員会の選任した者を以てこれに充てる。

投票管理者は、投票に關する事務を擔任する。

投票管理者は、選挙権を有しなくなったときは、その職を失う。

第三十條 候補者は、各投票区における選挙人名簿に記載された者の中から、本人の承諾を得て、投票立會人となるべき者一人を定め、選挙の期前三日まで、投票管理者に届け出ることができ、但し、同一人を届け出ることが妨げない。

前項の規定により届出のあつた者(候補者が死亡し又は候補者たることを辭したときは、その届出に係る者を除く。以下これに同じ)が十人を超えないときは、直ちにその者を以て投票立會人とし、十人を超えるときは、届出のあつた者において投票立會人十人を互選しなければならない。

前項の規定による互選は、投票によりこれを行い、得票の最多数の者を以て投票立會人とする。得票の数が同じであるときは、投票管理者がくじでこれを定める。

第二項の規定による互選は、選挙の期日の前日にこれを行う。

第二項の規定による互選を行うべき場所及び日時は、投票管理者において、豫めこれを告示しなければならない。

候補者が死亡し又は候補者たることを辭したときは、その届出に係る投票立會人は、その職を失う。

第二項の規定による投票立會人が三人に達しないとき若

●法 (選挙 投票)

●法 (選挙 投票)

しくは三人に達しなくなつたとき又は投票立會人で參會する者が投票所を開くべき時刻になつても三人に達しないとき若しくはその後三人に達しなくなつたときは、投票管理者は、その投票区における選挙人名簿に記載された者の中から三人に達するまでの投票立會人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、投票に立ち會わしめなければならぬ。

投票立會人は、正當の理由がなければ、その職を辭することができない。

第三十一條 投票用紙の様式は、當該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員會がこれを定める。

第二十五條第三項の規定により都道府縣の選挙と市町村の選挙を同時に行う場合においては、投票用紙の様式は、都道府縣の選挙管理委員會がこれを定める。

第二十五條第一項又は第三項の規定により同時に選挙を行う場合においては、投票用紙に各選挙における候補者の氏名を記載する欄を区分して設けなければならない。

第三十二條 選挙人は、投票所において、投票用紙に自ら候補者一人の氏名を記載してこれを投票箱に入れなければならない。

第二十五條第一項又は第三項の規定により同時に選挙を行う場合においては、選挙人は、投票所において、投票用紙の各選挙における候補者の氏名を記載する欄に、自ら候補者一人の氏名を記載してこれを投票箱に入れなければならない。

身體の故障に因り自ら候補者の氏名を記載することができない者の投票については、第三十七條、第四十一條及び前二項の規定にかかわらず、政令で特別の規定を設けることができる。

投票用紙には、選挙人の氏名を記載してはならない。

第三十三條 投票の拒否は、投票立會人の意見を聴き、投票管理者がこれを決定しなければならない。

前項の決定を受けた選挙人において不服があるときは、投票管理者は、假に投票をさせなければならない。

前項の投票は、選挙人をしてこれを封筒に入れて封をし、表面に自らその氏名を記載して投票箱に入れさせなければならない。

投票立會人において異議のある選挙人については、また、前二項と同様とする。

第三十四條 選挙人でのその従事する職務若しくは業務又は疾病その他政令の定める事由に因り選挙の當日自ら投票所に行き投票をすることができない旨を證明するもの投票については、第三十二條第一項、第二項、第三十七條及び前條の規定にかかわらず、命令で特別の規定を設けることができる。

第三十五條 鳥その他交通不便の地について、投票の當日に投票箱を送致することができない状況があると認めるときは、當該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員會は、適宜にその投票の期日を定め、開票の期日までにその投票箱、投票録及び選挙人名簿又はその抄本を送致させること

ができる。

第二十五條第三項の規定により都道府縣の選挙と市町村の選挙を同時に行う場合においては、前項の規定による投票の期日は、同項の規定にかかわらず、都道府縣の選挙管理委員會がこれを定める。

第三十六條 天災その他避けることのできない事故に因り投票を行うことができないとき、又は更に投票を行う必要があるときは、當該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員會は、更に期日を定めて投票を行わせなければならない。但し、その期日は、委員會において少くとも五日前にこれを告示しなければならない。

第二十五條第三項の規定により都道府縣の選挙と市町村の選挙を同時に行う場合において前項に規定する事由を生じたときは、都道府縣の選挙管理委員會は、同項の例により更に投票を行わせなければならない。

都道府縣の選挙について第一項に規定する事由を生じた場合及び前項の場合においては、市町村の選挙管理委員會は、都道府縣の選挙の選挙長を経て都道府縣の選挙管理委員會にその旨を届け出なければならない。

第三十七條 衆議院議員選挙法第二十一條乃至第二十三條、第二十五條、第二十六條、第二十八條乃至第三十條、第三十二條、第三十四條、第三十五條及び第三十九條乃至第四十三條の規定は、普通地方公共團體の議会の議員及び長の選挙の投票にこれを準用する。

第四節 開票

●法 (選挙 開票)

第三十八條 開票区は、衆議院議員の選挙の開票区による。但し、市町村の議会の議員の選挙については、當該市町村の選挙管理委員會は、別に開票区を設けることができる。

第三十九條 開票管理者は、選挙権を有する者中から市町村の選挙管理委員會が選任した者を以てこれに充てる。開票管理者は、開票に關する事務を擔任する。

開票管理者は、選挙権を有しなくなつたときは、その職を失う。

第四十條 第三十條の規定は、開票立會人にこれを準用する。

第四十一條 第三十二條第一項の規定による投票で左に掲げるものは、これを無効とする。

- 一 成規の用紙を用いないもの
 - 二 候補者の氏名の外他事を記載したもの、但し、職業、身分、住所又は敬稱の類を記入したものは、この限りでない
 - 三 候補者でない者の氏名を記載したもの
 - 四 二人以上の候補者の氏名を記載したもの
 - 五 被選挙権のない候補者の氏名を記載したもの
 - 六 候補者の氏名を自書しないもの
 - 七 候補者の何人を記載したかを確認し難いもの
- 第三十二條第二項の規定による投票で前項第一號及び第二號に該當するものは、これを無効とする。その投票中の各選挙における候補者の氏名を記載する欄の前項第三號乃至第七號の記載は、これを無効とする。

●法 (選挙 選挙會)

第四十二條 開票管理者は、開票立會人立會の上、投票箱を開き、まず第三十三條第二項及び第四項の規定による投票を調査し、開票立會人の意見を聴き、その投票を受理するかどうかを決定しなければならない。

第四十三條 第三十六條第一項本文、第二項及び第三項の規定は、開票にこれを準用する。

第四十四條 衆議院議員選挙法第四十五條、第四十六條、第四十八條、第五十條、第五十一條、第五十三條乃至第五十五條及び第五十七條の規定は、普通地方公共團體の議会の議員及び長の選挙の開票にこれを準用する。

第四十五條 選挙長は、選挙権を有する者の中から当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の選任した者を以てこれに充てる。

第四十六條 選挙會は、選挙長の指定した場所で行う。第四十七條 第三十條の規定は、選挙立會人にこれを準用する。

第四十八條 選挙會の区域と開票區の区域が同一である選挙については、第三十九條、第四十條、第四十二條第三項、第四十三條及び第四十四條の規定にかかわらず、当該選挙の開票の事務は、選挙會場において選挙會の事務に合せてこれを行うことができる。

第四十九條 選挙長は、すべての開票管理者から第四十二條第三項の規定による報告を受けた日又はその翌日に選挙會を開き、選挙立會人立會の上、その報告を調査し、各候補者の得票總数を計算しなければならない。

第五十條 選挙長は、選挙録を作り、選挙會に関する次第を記載し、選挙立會人とともに、これに署名しなければならない。

第五十一條 選挙長は、選挙録を作り、選挙會に関する次第を記載し、選挙立會人とともに、これに署名しなければならない。

第五十二條 選挙長は、選挙録を作り、選挙會に関する次第を記載し、選挙立會人とともに、これに署名しなければならない。

書類と併せて当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員會において、普通地方公共團體の議会の議員又は長の任期間これを保存しなければならない。

第四十八條の場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員會は、投票の有効無効を區別し、投票録及び選挙録と併せて当該普通地方公共團體の議会の議員又は長の任期間これを保存しなければならない。

第二十五條第三項の規定により都道府縣の選挙と市町村の選挙を同時に行う場合においては、前二項の規定にかかわらず、都道府縣の選挙管理委員會において關係書類を保存しなければならない。

第五十一條 第三十六條第一項本文、第二項及び第三項の規定は、選挙會にこれを準用する。

第五十二條 衆議院議員選挙法第六十條、第六十三條及び第六十六條の規定は、普通地方公共團體の議会の議員及び長の選挙の選挙會にこれを準用する。

第五十三條 候補者となる者又は、選挙の期日の告示があつた日から選挙の期日前七日までに、その旨を選挙長に届け出なければならない。

●法 (選挙 候補者及び當選人)

の定数を超える場合、普通地方公共團體の長の選挙にあつては二人以上ある場合において、その期間を経過した後候補者が死亡し又は候補者たることを辭したときは、前二項の例により、選挙の期日前三日まで、候補者の届出又は推薦届出をすることができず。

普通地方公共團體の議会の議員の選挙において選挙區があるときは、一の選挙區において候補者となつた者は、他の選挙區において、候補者の届出をし又はその推薦届出を承諾することができない。

候補者は、選挙長に届出をしなければ、候補者たることを辭することができない。

第一項乃至第三項及び前項の届出があつたとき、又は候補者が死亡したことを知つたときは、選挙長は、直ちにその旨を告示するとともに、これを当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員會に報告しなければならない。

第五十四條 都道府縣及び市の議会の議員又は長の選挙において候補者の届出又は推薦届出をしようとする者は、候補者一人につき、左の區分による金額又はこれに相當する額の國債証券を供託しなければならない。

一 都道府縣知事の選挙 五千圓
二 市長の選挙 三千圓
三 都道府縣の議会の議員の選挙 二千圓
四 市の議会の議員の選挙 千圓

●法 (選挙 候補者及び当選人)

一一

は議員の定数)を以て有効投票の総数を除して得た数の十分の一、都道府県知事及び市長の選挙にあつては有効投票の総数の十分の一に達しないときは、前項の供託物は、当該都道府県又は市に歸屬する。

前項の規定は、候補者が選挙の期日前十日以内に候補者たることを辭した場合にこれを準用する。但し、被選挙権を有しなくなつたため候補者たることを辭したときは、この限りでない。

町村長の選挙において候補者の届出又は推薦届出をしよらとする者は、選挙人三十人以上の連署を以てこれをしなければならぬ。

第五十五條 有効投票の最多数を得た者を以て当選人とする。但し、普通地方公共團體の議会の議員の選挙にあつてはその選挙区内の議員の定数(選挙区がないときは議員の定数)を以て有効投票の総数を除して得た数の四分の一、普通地方公共團體の長の選挙にあつては有効投票の総数の八分の三以上の得票がなければならぬ。

第五十六條 第六十六條第一項、第二項又は第四項の規定による異議の申立、訴訟又は訴訟の結果、更に選挙を行わないで当選人を定めることができる場合においては、選挙会を開きこれを定めなければならない。

第五十七條 当選人は、選挙の期日後において被選挙権を有しなくなつたときは、当選を失ふ。

を開き、前條第一項但書の得票者又は第六十五條第六項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつたものの中から当選人を定めなければならない。

第六十二條 第一項第五號乃至第七號の事由が、第六十條第一項の期限前に生じた場合において前條第一項但書の得票者若しくは第六十五條第六項の規定の適用を受けた得票者があるとき、又はその期限経過後に生じた場合において前條第二項若しくは第六十五條第六項の規定の適用を受けた得票者があるときは、選挙会を開き、その者の中から当選人を定めなければならない。

前二項の場合において、前條第一項但書の得票者又は前條第二項若しくは第六十五條第六項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつたものが選挙の期日後において被選挙権を有しなくなつたときは、これを当選人と定めることができる。

第五十八條 第五十三條第一項乃至第三項の規定による届出があつた候補者が、普通地方公共團體の議会の議員の選挙にあつてはその選挙区における議員の定数(選挙区がないときは議員の定数)を超えないとき、普通地方公共團體の長の選挙にあつては一人であるときは、投票は、これを行わない。

第二十五條第一項又は第三項の規定により同時に選挙を行う場合において、前項の場合を生じたときは、当該選挙

に係る部分の投票は、これを行わない。

前二項の規定により投票を行わないこととなつたときは、選挙長は、都道府県の選挙にあつては市町村の選挙管理委員会を、市町村の選挙にあつては自ら、直ちにその旨を投票管理者に通知し、併せてこれを告示し、且つ、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に報告しなければならない。

投票管理者は、前項の通知を受けたときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

第一項及び第二項の場合においては、選挙長は、選挙の期日から五日以内に選挙会を開き、候補者を以て当選人と定めなければならない。

前項の場合において、候補者の被選挙権の有無は、選挙立會人の意見を聴き、選挙長がこれを決定しなければならない。

第五十九條 当選人が定まつたときは、選挙長は、直ちに當選人に當選の旨を告知し、同時に當選人の住所氏名を告示し、且つ、當選人の氏名及び得票数、その選挙における各候補者の得票数その他選挙の次第を當該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に報告しなければならない。市町村の選挙にあつては、併せて都道府県の選挙管理委員会にもこれを報告しなければならない。

當選人が不在のとき、又は普通地方公共團體の議会の議員の選挙において當選人がその選挙における議員の定数に達しないときは、選挙長は、直ちにその旨を告示し、且つ、

●法 (選挙 候補者及び当選人)

一一

これを當該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に報告しなければならない。市町村の選挙にあつては、併せて都道府県の選挙管理委員会にもこれを報告しなければならない。

第六十條 當選人は、當選を辭しようとするときは、當選の告知を受けた日から十日以内にその旨を當該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出なければならない。

當選人が、前項の期間内に當選を辭する旨の届出をしたときは、當選を承諾したものとみなす。

當選人で、第九十二條若しくは第四百四十一條に掲げる職に在る者又は當該普通地方公共團體に對し第四百四十二條に規定する關係を有する者は、第一項の委員会に對し、第九十二條若しくは第四百四十一條に掲げる職を辭し又は第四百四十二條に規定する關係を有しなくなつた旨の届出をしなければならない。第一項の期間内にその届出をしないときは、當選を辭したものとみなす。

官吏で當選した者は、所屬長官の許可を受けなければ、これを承諾することができない。

第一項の期間内に所屬長官の許可を受けた旨の届出をしないときは、當選を辭したものとみなす。

第六十一條 前條第一項の期間を経過したとき又は當選人が當選を承諾したときは、當該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、直ちにこれに當選證書を付與し、その住所氏名を告示しなければならない。

當選人がなくなつたとき、又は普通地方公共團體の議

●法 (選挙 特別選挙)

の議員の選挙において当選人がその選挙における議員の定数に達しなくなつたときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会、直ちにその旨を告示しなければならない。

前二項の場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、左の区分により、直ちにその旨を報告しなければならない。

- 一 都道府県知事の選挙にあつては内務大臣
- 二 都道府県の議会の議員の選挙にあつては都道府県知事
- 三 市町村長の選挙にあつては都道府県知事及び都道府県の選挙管理委員会
- 四 市町村の議会の議員の選挙にあつては都道府県知事、都道府県の選挙管理委員会及び市町村長

第七節 特別選挙

第六十二條 左に掲げる事由の一が生じた場合において、普通地方公共団体の議会の議員の選挙にあつては更に選挙を行わないで当選人を定めることができず又は更に選挙を行わないで当選人を定めてもなお当選人の不足数が第六十三條第一項にいう議員の定数と通じて当該選挙区における議員の定数(選挙区がないときは議員の定数)の六分の一を超えるに至つたとき、普通地方公共団体の長の選挙にあつては更に選挙を行わないで当選人を定めることができる。

一四

ないときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、選挙の期日を定めてこれを告示し、更に選挙を行わせなければならない。但し、同一人に關し左に掲げるその他の事由により、又は第六十三條第一項の規定により選挙の期日を告示したときは、この限りでない。

- 一 当選人がないとき、又は普通地方公共団体の議会の議員の選挙において当選人がその選挙における議員の定数に達しなくなつたとき
 - 二 当選人が當選を辭したとき、又は死亡者であるとき
 - 三 当選人が第五十七條の規定により當選を失つたとき
 - 四 第六十六條第一項、第二項又は第四項の規定による異議の申立、訴訟又は訴訟の結果、當選人がなくなり、又は普通地方公共団体の議会の議員の選挙において當選人がその選挙における議員の定数に達しなくなつたとき
 - 五 第六十八條第一項の規定による訴訟の結果、當選人の當選が無効となつたとき
 - 六 選挙運動を總括主宰した者が選挙に関する犯罪に因り刑に處せられ當選人の當選が無効となつたとき
 - 七 當選人が選挙に関する犯罪に因り刑に處せられ當選が無効となつたとき
- 第六十六條第一項、第二項又は第四項の規定による異議の申立期間、異議の決定若しくは訴訟の裁決が確定しない間又は訴訟が裁判所にかかつている間は、前項の選挙は、

これを行うことができない。

第一項各款の一に該當する事由が普通地方公共団体の議会の議員の任期の終る前六箇月以内に生じたときは、同項の選挙は、これを行わない。但し、議員の数がその定数の三分の二に達しなくなつたときは、この限りでない。

當選人の不足数が第六十三條第一項にいう普通地方公共団体の議会の議員の定数と通じて当該選挙区における議員の定数(選挙区がないときは議員の定数)の六分の一を超えることなく、その区域において普通地方公共団体の他の選挙が行われるときは、その選挙と同時に更に選挙を行うことができる。

第六十三條 普通地方公共団体の議会の議員に缺員を生じた場合において選挙を行わないで當選人を定めることができず若しくは選挙を行わないで當選人を定めてもなおその議員の数が前條第一項にいう當選人の不足数と通じて当該選挙区における議員の定数(選挙区がないときは議員の定数)の六分の一を超えるに至つたとき、又は普通地方公共団体の長の缺けるに至つたとき若しくはその退職の申立があつたときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、選挙の期日を定めてこれを告示し選挙を行わせなければならない。但し、同一人に關し前條第一項の規定により選挙の期日を告示したときは、この限りでない。

第六十條第一項の期日前に普通地方公共団体の議会の議員に缺員を生じた場合又は普通地方公共団体の長の缺け若しくはその退職の申立があつた場合において第五十五條第

●法 (選挙 特別選挙)

一五

一項但書の得票者若しくは第六十五條第六項の規定の適用を受けた得票者で當選人とならなかつた者があるとき、又はその期限経過後にこれらの事由を生じた場合において第五十五條第二項若しくは第六十五條第六項の規定の適用を受けた得票者で當選人とならなかつた者があるときは、直ちに選挙を開き、その者の中から當選人を定めなければならない。この場合においては、第五十六條第四項の規定を準用する。

前條第二項の規定は第一項の選挙に、同條第三項及び第四項の規定は第一項の普通地方公共団体の議会の議員の選挙にこれを準用する。

第六十四條 普通地方公共団体の議会の議員又はその選挙における當選人について、第六十二條第一項又は前條第一項に掲げる事由が生じた場合において、議員又は當選人がすべてないとき又はすべてなくなつたときは、これらの規定にかかわらず、總選挙を行う。但し、これらの事由に關し第六十二條第一項若しくは前條第一項の規定による選挙の告示又は第五十六條第一項乃至第三項若しくは前條第二項の規定による選挙の告示をしたときは、この限りでない。

第六十二條第二項の規定は、前項の總選挙にこれを準用する。

一の普通地方公共団体の議会の議員に關する第六十二條第一項又は前條第一項の選挙を同時に行う場合においては、一の選挙を以て合併してこれを行う。

法 (選挙 争訟)

第六十五條 普通地方公共團體の長の選挙において第五十五條第一項但書の得票者がなくときは、第二十四條第一項、第四項及び第五項並びに第六十二條第一項の規定にかかわらず、第五十九條第二項の規定による告示の日から都道府県知事の選挙にあつては十五日以内、市町村長の選挙にあつては十日以内更に選挙を行わなければならない。この場合において、第五十三條第一項乃至第三項及び第五十四條第一項第一號若しくは第二號又は第四項の規定にかかわらず、その選挙において有効投票の最多数を得た者二人を以て候補者とする。

第二十五條第三項の規定により都道府県知事の選挙と市町村長の選挙を同時に行つた場合において、その選挙がともに前項の場合に該当するときは、都道府県知事の選挙に關する第五十九條第二項の規定による告示の日から十五日以内において都道府県の選挙管理委員会の定める期日に、その選挙を同時に行わなければならない。前二項の場合においては、選挙管理委員会、選挙の期日前五日までに選挙の期日を告示しなければならない。第一項の場合において二人の候補者を定めるに當り得票数が同数であるため得票数によつて二人を定めることができないときは、選挙管理委員会がくじでこれを定める。第一項の選挙にあつては、第五十五條第一項但書の規定にかかわらず、有効投票の過半数を得た者を以て當選人とする。第一項の選挙における候補者の得票数が同じであるとき

は、前項の規定にかかわらず、選挙長がくじで當選人を定めなければならない。第一項の選挙において候補者が死亡し又は候補者たることを辭したため候補者が一人となつたときは、投票は、これを行わない。この場合においては、第五十八條第二項乃至第六項の規定を準用する。第一項の選挙における第三十條第七項又はこれを準用する第四十條若しくは第四十七條の規定の適用については、これらの規定中三人とあるのは、二人とする。

第八節 争訟

第六十六條 選挙人又は候補者は、選挙又は當選の効力に關し異議があるときは、選挙に關しては選挙の日、當選に關しては第五十九條第一項又は第二項の告示の日から十四日以内に、當該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会に對しこれを申し立てることができる。前項の規定による市町村の選挙管理委員会の決定に不服がある者は、都道府県の選挙管理委員会に訴願することができる。

第一項の規定による決定及び前項の規定による裁決は、文書を以てこれをし、理由を附けてこれを申立人に交付するとともに、その要旨を告示しなければならない。第一項の規定による都道府県の選挙管理委員会の決定又は第二項の規定による裁決に不服がある者は、その決定若しくは、裁決書の交付を受けた日又は前項の規定による告示の日から三十日以内に、高等裁判所に訴願すること

小一十四

できる。

普通地方公共團體の長の選挙について前條第一項の選挙を行つた場合においては、第一項の期間は、前條第一項の選挙の日又はその選挙に關する第五十九條第一項若しくは第二項の告示の日からこれを起算する。

衆議院議員選挙法第四十一條及び第四百四十一條ノ三の規定は、第四項の規定による訴訟にこれを準用する。

第一項の規定による市町村の選挙管理委員会の決定に對しては、第二項の規定による裁決を受けた後でなければ裁判所に訴願することができない。

第六十七條 選挙の規定に違反することがあるときは、選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り、選挙管理委員会又は裁判所は、その選挙の全部又は一部の無効を決定し、裁決し又は判決しなければならない。

第六十八條 衆議院議員選挙法第十條の規定の準用により當選を無効であると認める選挙人又は候補者は、當選人を被告として、第五十九條第一項の規定による告示の日から三十日以内に、當該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会の屬する普通地方公共團體の区域を管轄する高等裁判所に訴願することができる。

檢察官は、衆議院議員選挙法第十二條乃至第十三條の規定の準用による罪にあたる事件の被告人が選挙運動を總括主宰した者であるため同法第三十六條の規定の準用により當選が無効であると認めるときは、公訴に附帯し、當選人を被告として、訴訟を提起しなければならない。

法 (選挙 選挙運動及び罰則)

衆議院議員選挙法第四十一條及び第四百四十一條ノ三の規定は、第一項の規定による訴訟に、同法第四十一條ノ二及び第四百四十一條ノ三の規定は、前項の訴訟にこれを準用する。

第六十九條 裁判所は、第六十六條第四項又は前條第一項の訴訟を裁判するに當り、檢察官をして口頭辯論に立ち會わしめることができる。

第七十條 第六十六條第四項の規定による訴訟が提起されたとき、裁判所にかからなくなつたとき若しくはその訴訟につき判決があつたとき、又は第六十八條第一項の規定による訴訟につき判決があつたとき、若しくは第六十八條第二項の規定による訴訟につき判決が確定し効力を生じたときは、裁判所は、關係のある普通地方公共團體の長を経て當該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会に通知しなければならない。

第七十一條 第六十八條第一項の規定による訴訟を提起しようとする者は、保證金として三百圓又はこれに相當する額の國債證書を供託しなければならない。原告が敗訴した場合において、裁判が確定した日から七日以内に裁判費用を完納しないときは、保證金を以てこれに充て、なお足りないときは、これを追徴する。

第九節 選挙運動及び罰則

第七十二條 衆議院議員選挙法第十章及び第十一章並びに第四百十條第二項の規定は、普通地方公共團體の議会の議員及び長の選挙の選挙運動に、同法第四百十條第三項乃至第

●法（直接請求 條例の制定及び監査の請求 解散及解職の請求）

五項の規定は、都道府県知事の選挙の選挙運動にこれを準用する。但し、政令で特別の定をすることができる。

第七章 直接請求

第一節 條例の制定及び監査の請求

第七十四條 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その總数の五十分の一以上の者の連署を以て、その代表者から、普通地方公共團體の長に對し、條例の制定又は改廢の請求をすることができる。

前項の請求があつたときは、當該普通地方公共團體の長は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。

普通地方公共團體の長は、第一項の請求を受理した日から二十日以内に議會を招集し、意見を附けてこれを議會に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

第一項の選挙権を有する者とは、選挙人名簿確定の日においてこれに記載された者とし、その總数の五十分の一の数は、當該普通地方公共團體の選挙管理委員會において、選挙人名簿確定後直ちにこれを告示しなければならない。

第七十五條 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その總数の五十分の一以上の者の連署を以て、その代表者から、普通地方公共團體の監査委員に對し、當該普通

地方公共團體の經營に係る事業の管理、出納その他の當該普通地方公共團體の事務及び當該普通地方公共團體の長の權限に屬する事務の執行に關し、監査の請求をすることができる。

前項の請求があつたときは、監査委員は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。

監査委員は、第一項の請求に係る事項につき監査し、その結果を同項の代表者に通知し、且つ、これを公表するとともに、當該普通地方公共團體の議會及び長に報告しなければならない。

監査委員を置かない市町村においては、第一項の請求は、市町村長に對してこれをし、前二項の規定による監査委員の職務は、當該普通地方公共團體の長に對する報告に關するものを除く外、市町村長が行う。

前條第四項の規定は、第一項の選挙権を有する者及びその總数の五十分の一の數にこれを準用する。

第二節 解散及解職の請求

第七十六條 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その總数の三分の一以上の者の連署を以て、その代表者から、普通地方公共團體の選挙管理委員會に對し、當該普通地方公共團體の議會の解散の請求をすることができる。

前項の請求があつたときは、委員會は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。

第一項の請求があつたときは、委員會は、これを選挙人

の投票に付きなければならない。

第七十四條第四項の規定は、第一項の選挙権を有する者及びその總数の三分の一の數にこれを準用する。

第七十七條 解散の投票の結果が判明したときは、選挙管理委員會は、直ちにこれを前條第一項の代表者及び當該普通

地方公共團體の議長に通知し、且つ、これを公表するとともに、都道府県に於ては都道府県知事及び内務大臣、市町村に於ては市町村長及び都道府県知事に報告しなければならない。

第七十八條 普通地方公共團體の議會は、第七十六條第三項の規定による解散の投票において過半數の同意があつたときは、前條の公表の日において解散するものとする。

第七十九條 第七十六條第一項の規定による普通地方公共團體の議會の解散の請求は、その議會の議員の總選挙のあつた日から一年間及び同條第三項の規定による解散の投票のあつた日から一年間は、これをすることができない。

第八十條 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、所屬の選挙区におけるその總数の三分の一以上の者の連署を以て、その代表者から、普通地方公共團體の選挙管理委員會に對し、當該選挙区に屬する普通地方公共團體の議會の議員の解職の請求をすることができる。この場合において選挙区がないときは、選挙権を有する者の總数の三分の一以上の者の連署を以て、議員の解職の請求をすることができる。

前項の請求があつたときは、委員會は、直ちに請求の要

●法（直接請求 解散及解職の請求）

旨を關係区域内に公表しなければならない。

第一項の請求があつたときは、委員會は、これを當該選挙区の人投票に付きなければならない。この場合において選挙区がないときは、すべての選挙人の投票に付きなければならない。

第七十四條第四項の規定は、第一項の選挙権を有する者及びその總数の三分の一の數にこれを準用する。

第八十一條 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その總数の三分の一以上の者の連署を以て、その代表者から、普通地方公共團體の選挙管理委員會に對し、當該普通地方公共團體の長の解職の請求をすることができる。

第七十四條第四項の規定は、前項の選挙権を有する者及びその總数の三分の一の數に、第七十六條第二項及び第三項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第八十二條 第八十條第三項の規定による解職の投票の結果が判明したときは、普通地方公共團體の選挙管理委員會は、直ちにこれを同條第一項の代表者並びに當該普通地方公共團體の議會の關係議員及び議長に通知し、且つ、これを公表するとともに、都道府県に於ては都道府県知事及び内務大臣、市町村に於ては市町村長及び都道府県知事に報告しなければならない。

前條第二項の規定による解職の投票の結果が判明したときは、委員會は、直ちにこれを同條第一項の代表者並びに當該普通地方公共團體の長及び議會の議長に通知し、且つ、これを公表するとともに、都道府県及び市に於ては

法 (議會 組織)

内務大臣、町村にあつては都道府縣知事に報告しなければならない。

第八十三條 普通地方公共團體の議會の議員又は長は、第八十條第三項又は第八十一條第二項の規定による解職の投票において、過半数の同意があつたときは、その職を失う。

第八十四條 第八十條第一項又は第八十一條第一項の規定による普通地方公共團體の議會の議員又は長の解職の請求は、その就職の日から一年間及び第八十條第三項又は第八十一條第二項の規定による解職の投票の日から一年間は、これをすることができない。

第八十五條 政令で特別の定をするものを除く外、第四章の規定は、第七十六條第三項の規定による解散の投票並びに第八十條第三項及び第八十一條第二項の規定による解職の投票にこれを準用する。

前項の投票は、政令の定めるところにより、普通地方公共團體の選挙と同時にこれを行うことができる。

第八十六條 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一以上の者の連署を以て、その代表者から、普通地方公共團體の長に對し、副知事若しくは助役、出納長若しくは収入役、選挙管理委員又は監査委員の解職の請求をすることができ、

前項の請求があつたときは、當該普通地方公共團體の長は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。

第一項の請求があつたときは、當該普通地方公共團體の長は、これを議會に付議し、その結果を同項の代表者及び

關係者に通知し、且つ、これを公表するとともに、都道府縣にあつては内務大臣、市町村にあつては都道府縣知事に報告しなければならない。

第七十四條第四項の規定は、第一項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の數にこれを準用する。

第八十七條 前條第一項に掲げる職に在る者は、同條第三項の場合において、當該普通地方公共團體の議會の議員の三分の二以上の者が出席し、その四分の三以上の者の同意があつたときは、その職を失う。

第八十八條 第八十六條第一項の規定による副知事若しくは助役又は出納長若しくは収入役の解職の請求は、その就職の日から一年間及び同條第三項の規定による議會の議決の日から一年間は、これをすることができない。

第八十六條第一項の規定による選挙管理委員又は監査委員の解職の請求は、その就職の日から六箇月間及び同條第三項の規定による議會の議決の日から六箇月間は、これをすることができない。

第六章 議會 第一節 組織

第八十九條 普通地方公共團體に議會を置く。

第九十條 都道府縣の議會の議員の定数は、人口七十万未満の都道府縣にあつては四十人とし、人口七十万以上百万未満の都道府縣にあつては人口五万、人口百万以上の都道府縣にあつては人口七万を加えることに各、議員一人を増し、百二十人を以て定限とする。

前項の議員の定数は、總選挙を行う場合でなければ、これを増減することができない。

第九十一條 市町村の議會の議員の定数は、左の通りとし、人口三十万以上五十万未満の市にあつては人口十万人、人口五十万以上の市にあつては人口二十万を加えることに各、議員四人を増し、百人を以て定限とする。

- 一 人口二千未満の町村 十二人
- 二 人口二千以上五千未満の町村 十六人
- 三 人口五千以上一万未満の町村 二十二人
- 四 人口一万以上二万未満の町村 二十六人
- 五 人口二万以上五万未満の市及び人口二万以上の町村 三十人
- 六 人口五万以上十万未満の市 三十六人
- 七 人口十万以上十五万未満の市 四十八人
- 八 人口十五万以上二十万未満の市 四十八人
- 九 人口二十万以上三十万未満の市 四十八人
- 十 人口三十万以上の市 四十八人

議員の定数は、條例でこれを増減することができ、但し、前項の定限を超えることができない。

第一項の議員の定数は、總選挙を行う場合でなければ、これを増減することができない。但し、著しく人口の増加があつた場合において同項の定數以内の數を増加することは、この限りでない。

第九十二條 普通地方公共團體の議會の議員は、衆議院議員又は參議院議員と兼ねることができない。

法 (議會 権限)

第九十三條 普通地方公共團體の議會の議員の任期は、四年とする。

前項の任期は、總選挙の日からこれを起算する。但し、普通地方公共團體の議會の議員の任期満了の日前に總選挙を行つた場合においては、前任者の任期満了の日の翌日から、これを起算する。

補缺議員は、前任者の残任期間在任する。議員の定數に異動を生じたためあらたに選挙された議員は、總選挙により選挙された議員の任期満了の日まで在任する。

第九十四條 町村は、條例で、第八十九條の規定にかかわらず、議會を置かず、選挙権を有する者の總會を設けることができる。

第九十五條 前條の規定による町村總會に關しては、町村の議會に關する規定を準用する。

第九十六條 普通地方公共團體の議會は、左に掲げる事件を議決しなければならない。

- 一 條例を設け又は改廢すること。
- 二 歳入歳出豫算を定めること。
- 三 決算報告を認定すること。
- 四 法律又は政令に規定するものを除く外、使用料、手数料、地方税、分擔金、加入金又は夫役現品の賦課徴収に關すること。
- 五 基本財産又は積立金數等の設置及び處分に關すること。

法 (議會 組織)

内務大臣、町村にあつては都道府縣知事に報告しなければならない。

第八十三條 普通地方公共團體の議員又は長は、第十條第三項又は第八十一條第二項の規定による解職の投票において、過半数の同意があつたときは、その職を失う。

第八十四條 第八十條第一項又は第八十一條第一項の規定による普通地方公共團體の議員又は長の解職の請求は、その就職の日から一年間及び第八十條第三項又は第八十一條第二項の規定による解職の投票の日から一年間は、これをすることができない。

第八十五條 政令で特別の定をするものを除く外、第四章の規定は、第七十六條第三項の規定による解散の投票並びに第八十條第三項及び第八十一條第二項の規定による解職の投票にこれを準用する。

前項の投票は、政令の定めるところにより、普通地方公共團體の選挙と同時にこれを行うことができる。

第八十六條 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一以上の者の連署を以て、その代表者から、普通地方公共團體の長に對し、副知事若しくは助役、出納長若しくは収入役、選挙管理委員又は監査委員の解職の請求をすることが出来る。

前項の請求があつたときは、當該普通地方公共團體の長は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。第一項の請求があつたときは、當該普通地方公共團體の長は、これを議會に付議し、その結果を同項の代表者及び

關係者に通知し、且つ、これを公表するとともに、都道府縣にあつては内務大臣、市町村にあつては都道府縣知事に報告しなければならない。

第七十四條第四項の規定は、第一項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の數にこれを準用する。

第八十七條 前條第一項に掲げる職に在る者は、同條第三項の場合において、當該普通地方公共團體の議員の三分の二以上の者が出席し、その四分の三以上の者の同意があつたときは、その職を失う。

第八十八條 第八十六條第一項の規定による副知事若しくは助役又は出納長若しくは収入役の解職の請求は、その就職の日から一年間及び同條第三項の規定による議會の議決の日から一年間は、これをすることができない。

第八十六條第一項の規定による選挙管理委員又は監査委員の解職の請求は、その就職の日から六箇月間及び同條第三項の規定による議會の議決の日から大箇月間は、これをすることができない。

第六章 議會 第一節 組織

第八十九條 普通地方公共團體に議會を置く。第九十條 都道府縣の議員の定数は、人口七十万未満の都道府縣にあつては四十人とし、人口七十万以上百万未満の都道府縣にあつては人口五万、人口百万以上の都道府縣にあつては人口七万を加えることに各、議員一人を増し、百二十人を以て定数とする。

前項の議員の定数は、總選挙を行う場合でなければ、これを増減することができない。

第九十一條 市町村の議員の定数は、左の通りとし、人口三十万以上五十万未満の市にあつては人口十万、人口五十万以上の市にあつては人口二十万を加えることに各、議員四人を増し、百人を以て定数とする。

- 一 人口二千未満の町村 十二人
- 二 人口二千以上五千未満の町村 十六人
- 三 人口五千以上一万未満の町村 二十二人
- 四 人口一万以上二万未満の町村 二十六人
- 五 人口二万以上五万未満の市及び人口二万以上の町村 三十人
- 六 人口五万以上十萬未満の市 三十六人
- 七 人口十萬以上十五萬未満の市 四十八人
- 八 人口十五萬以上二十萬未満の市 四十八人
- 九 人口二十萬以上三十萬未満の市 四十八人
- 十 人口三十萬以上の市 四十八人

議員の定数は、條例でこれを増減することが出来る。但し、前項の定数を超えることができない。

第一項の議員の定数は、總選挙を行う場合でなければ、これを増減することができない。但し、著しく人口の増加があつた場合において同項の定数以内の數を増加することは、この限りでない。

第九十二條 普通地方公共團體の議員は、衆議院議員又は參議院議員と兼ねることができない。普通地方公共團體の議員は、當該普通地方公共團體の有給の職員と兼ねることができない。

法 (議會 権限)

第九十三條 普通地方公共團體の議員の任期は、四年とする。

前項の任期は、總選挙の日からこれを起算する。但し、普通地方公共團體の議員の任期満了の日前に總選挙を行つた場合においては、前任者の任期満了の日の翌日から、これを起算する。

補缺議員は、前任者の残任期間在任する。議員の定数に異動を生じたためあらたに選挙された議員は、總選挙により選挙された議員の任期満了の日まで在任する。

第九十四條 町村は、條例で、第八十九條の規定にかかわらず、議會を置かず、選挙権を有する者の總會を設けることができる。

第九十五條 前條の規定による町村總會に關しては、町村の議會に關する規定を準用する。 第二節 権限

第九十六條 普通地方公共團體の議會は、左に掲げる事件を議決しなければならない。

- 一 條例を設け又は改廢すること。
- 二 歳入歳出豫算を定めること。
- 三 決算報告を認定すること。
- 四 法律又は政令に規定するものを除く外、使用料、手数料、地方税、分擔金、加入金又は夫役現品の賦課徴収に關すること。
- 五 基本財産又は積立金數等の設置及び處分に關すること。

●法（議會 招集及び會期）

二二

六 歳入歳出豫算を以て定めるものを除く外、あらたに義務の負擔を及ぼし、及び權利を放棄すること。

七 異議の申立、訴願、訴訟及び和解に關すること。

八 普通地方公共團體の区域内の團體等の活動の綜合調整に關すること。

九 その他法令により議會の權限に屬する事項。

前項に定めるものを除く外、普通地方公共團體は、條例で普通地方公共團體に關する事件につき議會の議決すべきものを定めることができる。

第九十七條 普通地方公共團體の議會は、法律又は政令によりその權限に屬する選舉を行わなければならない。

第九十八條 普通地方公共團體の議會は、當該普通地方公共團體の事務に關する書類及び計算書を検閲し、當該普通地方公共團體の長の報告を請求して事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。

議會は、監査委員に對し、當該普通地方公共團體の事務に關する監査を求め、その結果の報告を請求することができる。

第九十九條 普通地方公共團體の議會は、當該普通地方公共團體の長に委任された國、他の地方公共團體その他公共團體の事務に關し、當該普通地方公共團體の長の説明を求め、又はこれに對し意見を述べることができる。

議會は、當該普通地方公共團體の公益に關する事件につき意見書を關係行政廳に提出することができる。

第一百條 普通地方公共團體の議會は、當該普通地方公共團體の事務に關する調査を行い、選舉人その他の關係人の出席及び發言並びに記載の提出を請求することができる。

議會が前項の規定による調査を行うため當該普通地方公共團體の区域内の團體等に對し照會をし又は記録の送付を求めたときは、當該團體等は、その求めに應じなければならない。

第三節 招集及び會期

第一百一條 普通地方公共團體の議會は、普通地方公共團體の長がこれを招集する。議員定数の四分の一以上の者から會議に付議すべき事件を示して臨時會の招集の請求があるときは、當該普通地方公共團體の長は、これを招集しなければならない。

招集は、開會の前日、都道府縣及び市にあつては七日、町村にあつては三日までにこれを告示しなければならない。但し、急施を要する場合は、この限りでない。

第一百二條 普通地方公共團體の議會は、定例會及び臨時會とす。

定例會は、毎年六回以上これを招集しなければならない。

臨時會は、必要がある場合において、その事件に限りこれを招集する。

臨時會に付議すべき事件は、普通地方公共團體の長が豫めこれを告示しなければならない。

臨時會の開會中に急施を要する事件があるときは、前二

項の規定にかかわらず、直ちにこれを會議に付議することができる。

普通地方公共團體の議會の會期及びその延長並びにその開閉に關する事件は、議會がこれを定める。

第四節 議長及び副議長

第一百三條 普通地方公共團體の議會は、議員の中から議長及び副議長一人を選挙しなければならない。

議長及び副議長の任期は、議員の任期による。

第一百四條 普通地方公共團體の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議會を代表する。

第一百五條 普通地方公共團體の議長は、委員會に出席し、發言することができる。

第一百六條 普通地方公共團體の議長に故障があるとき、又は議長が缺けたときは、副議長が議長の職務を行う。

議長及び副議長にともな故障があるときは、假議長を選挙し、議長の職務を行わせる。

議會は、假議長の選任を議長に委任することができる。

第一百七條 第三條第一項及び前條第二項の規定による選舉を行う場合において、議長の職務を行う者がないときは、年長の議員が臨時に議長の職務を行う。

第一百八條 普通地方公共團體の議長及び副議長は、議會の許可を得て辭職することができる。但し、副議長は、議會の開會中においては、議長の許可を得て辭職することができない。

第五節 委員會

第一百九條 普通地方公共團體の議會は、條例で常任委員會を置くことができる。

常任委員は、會期の始めに議會において選任し、議員の任期中在任する。

常任委員會は、普通地方公共團體の事務に關する部門ごとにこれを設けることができる。

常任委員會は、その部門に屬する當該普通地方公共團體の事務に關する調査を行い、議案、陳情等を審査する。

常任委員會は、豫算その他重要な議案、陳情等について公聽會を開き、眞に利害關係を有する者又は學識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

常任委員會は、議會の議決により特に付議された事件について、開會中も、なお、これを審査することができる。

第一百十條 普通地方公共團體の議會は、條例で特別委員會を置くことができる。

特別委員は、議會において選任し、委員會に付議された事件が議會において審議されている間在任する。

特別委員會は、會期中に限り、議會の議決により付議された事件を審査する。

第一百十一條 前二條に定めるものを除く外、常任委員會及び特別委員會に關し必要な事項は、條例でこれを定める。

第六節 會議

第一百十二條 普通地方公共團體の議長は、議會の議決

●法（議會 議長及び副議長 委員會 會議）

二三

法 (議會 會議)

すべき事件につき、議會に議案を提出することができる。但し、歳入歳出豫算については、この限りでない。前項の規定による議案の提出は、文書を以てこれをしなければならない。

第百十三條 普通地方公共團體の議會は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、議事を開き議決することができない。但し、第百十七條の規定による除斥のため半数に達しないとき、同一の事件につき再度招集してもなお半数に達しないとき、又は招集に應じても出席議員が定数を缺き議長において出席を催告してもなお半数に達しないとき若しくは半数に達してもその後半数に達しなくなつたときは、この限りでない。

第百十四條 普通地方公共團體の議會の議員の定数の半数以上の者から請求があるときは、議長は、その日の會議を開かなければならない。この場合において議長がなお會議を開かないときは、第百六條第一項又は第二項の例による。前項の規定により會議を開いたとき、又は議員中に異議があるときは、議長は、會議の議決によらない限り、その日の會議を閉じ又は中止することができない。

第百十五條 普通地方公共團體の議會の會議は、これを公開する。但し、議長又は議員三人以上の發議により、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密會を開くことができる。前項但書の議長又は議員の發議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。

第百十六條 この法律に特別の定がある場合を除く外、普通地方公共團體の議會の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。前項の場合においては、議長は、議員として議決に加わる権利を有しない。

第百十七條 普通地方公共團體の議長及び議員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の身上に關する事件については、その議事に參與することができない。但し、議會の同意があつたときは、會議に出席し、發言することができる。

第百十八條 法律又は政令により普通地方公共團體の議會において行ふ選舉については、第三十二條、第四十一條及び第五十五條(普通地方公共團體の長の選舉に關する部分を除く)の規定を準用する。その投票の効力に關し異議があるときは、議會がこれを決定する。

議會は、議員中に異議がないときは、前項の選舉につき指名推選の方法を用いることができる。指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人を以て當選人と定めるべきかどうかを會議に諮り、議員の全員の同意があつた者を以て當選人とする。一の選舉を以て二人以上を選舉する場合においては、被指名人を區分して前項の規定を適用してはならない。

第一項の規定による決定に不服がある者は、議會を被告として裁判所に訴すことができる。第一項の規定による決定は、文書を以てし、その理由を

附けてこれを本人に交付しなければならない。第百十九條 會期中に議決に至らなかつた事件は、後會に繼續しない。

第百二十條 普通地方公共團體の議會は、會議規則を設けなければならない。第百二十一條 普通地方公共團體の長、選舉管理委員會の委員長及び監査委員並びにその委任又は囑託を受けた者は、説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。

第百二十二條 普通地方公共團體の長は、議會に、豫算に關する説明書その他當該普通地方公共團體の事務に關する説明書を提出することができる。第百二十三條 議長は、書記長(書記長を置かない市町村においては書記)をして會議録を調製し、會議の次第及び出席議員の氏名を記載せなければならない。

會議録には、議長及び議會において定めた二人以上の議員が署名しなければならない。議長は、會議録の寫を添えて會議の結果を普通地方公共團體の長及び都道府縣にあつては内務大臣、市町村にあつては都道府縣知事に報告しなければならない。

第七節 請願

第百二十四條 普通地方公共團體の議會に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。第百二十五條 普通地方公共團體の議會は、その採擇した請

法 (議會 請願 議員の辭職及び資格の決定)

願で當該普通地方公共團體の長、選舉管理委員會又は監査委員において措置することが適當と認めらるるものは、これら果の報告を請求することができる。

第八節 議員の辭職及び資格の決定

第百二十六條 普通地方公共團體の議會の議員は、議會の許可を得て辭職することができる。但し、閉會中においては、議長の許可を得て辭職することができる。

第百二十七條 普通地方公共團體の議會の議員が被選舉權を有しない者であるときは、その職を失う。その被選舉權を有無は、議員が左の各號の一に該當するため被選舉權を有しない場合を除く外、議會がこれを決定する。この場合において、出席議員の三分の二以上の多数によりこれを決定しなければならない。

一 禁治産者又は準禁治産者となつたとき

二 禁錮以上の刑に處せられたとき

三 選舉に關する犯罪に因り罰金の刑に處せられたとき

都道府縣の議會の議員は、住所を移したため被選舉權を失つても、その住所が同一都道府縣の區域内に在るときは、そのためにその職を失うことはない。

第一項の場合においては、議員は、第百十七條の規定にかかわらず、その會議に出席して自己の資格に關し辯明することができるが決定に加わることができない。

第百二十八條第五項及び第六項の規定は、第一項の場合にこれを準用する。

●法 (議會 紀律 懲罰)

第二百二十八條 普通地方公共團體の議會の議員は、第六十六條第一項、第二項若しくは第四項、第六十八條第一項若しくは第二項又は前條の規定による決定若しくは裁決又は判決が確定するまでは、その職を失わない。

第九節 紀律

第二百二十九條 普通地方公共團體の議會の會議中この法律又は會議規則に違反しその他議場の秩序を亂す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は發言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の會議が終るまで發言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

議長は、議場が騒然として整理することが困難であると認めるときは、その日の會議を閉じ、又は中止することができる。

第二百三十條 傍聽人が公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等會議を妨害するときは、普通地方公共團體の議長の議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させ、必要がある場合においては、これを警察官吏に引き渡すことができる。

傍聽席が騒がしいときは、議長は、すべての傍聽人を退場させることができる。

前二項に定めるものを除く外、議長は、傍聽人の取締に關し必要な規則を設けなければならない。

第二百三十一條 議場の秩序を亂し又は會議を妨害するものがあるときは、議員は、議長の注意を喚起することができる。

第二百三十二條 普通地方公共團體の議會においては、議員は、無禮の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。

第二百三十三條 普通地方公共團體の議會の會議又は委員会において、侮辱を受けた議員は、これを議會に訴えて處分を求めることができる。

第十節 懲罰

第二百三十四條 普通地方公共團體の議會は、この法律及び會議規則に違反した議員に對し、議決により懲罰を科することができる。

懲罰に關し必要な事項は、會議規則中にこれを定めなければならない。

第二百三十五條 懲罰は、左の通りとする。

- 一 公開の議場における戒告
- 二 公開の議場における陳謝
- 三 一定期間の出席停止
- 四 除名

前項第四號の除名については、當該普通地方公共團體の議會の議員の三分の二以上の者が出席し、その四分の三以上の者の同意がなければならない。

第二百三十六條 普通地方公共團體の議會は、除名された議員で再び當選した議員を拒むことができる。

第二百三十七條 普通地方公共團體の議會の議員が正當な理由がなくして招集に應じないため、又は正當な理由がなくして會議に缺席したため、議長が、特に招狀を發しても、なお故

なく出席しない者は、議長において、議會の議決を経て、これに懲罰を科することができる。

第十一節 書記長及び書記

第二百三十八條 普通地方公共團體の議會に書記長及び書記を置く。但し、市町村においては、書記長を置かないことができる。

書記長及び書記は、議長がこれを選任する。

書記長は、議長の命を受け議會の庶務を整理する。書記は、上司の指揮を受け議會の庶務に従事する。

第七章 執行機關

第一節 普通地方公共團體の長

第一款 地位

第二百三十九條 都道府縣に知事を置く。

市町村に市町村長を置く。

第二百四十條 普通地方公共團體の長の任期は、四年とする。

前項の任期は、選挙の日からこれを起算する。但し、普通地方公共團體の長の任期満了の前日に選挙を行った場合においては、前任者の任期満了の日の翌日から、これを起算する。

第二百四十一條 普通地方公共團體の長は、衆議院議員又は参議院議員と兼ねることができる。

普通地方公共團體の長は、當該普通地方公共團體の議會の議員及び地方公共團體の有給の職員と兼ねることができる。

第二百四十二條 普通地方公共團體の長は、當該普通地方公共

團體に對し請負をし、又は當該普通地方公共團體において經費を負担する事業につきその團體の長若しくはその團體の長の委任を受けた者に對し請負をする者及びその支配人、又は主として同一の行爲をする法人の無限責任社員、取締役若しくは監査役又はこれに準ずべき者、支配人及び清算人たることをできない。

第二百四十三條 普通地方公共團體の長が、被選舉權を有しなかつたときは、その職を失う。その被選舉權の有無は、普通地方公共團體の長が第二百二十七條第一項に掲げる事由の二に該當するため被選舉權を有しない場合を除く外、當該普通地方公共團體の選舉管理委員会がこれを決定しななければならない。

第二百四十四條 普通地方公共團體の長は、第六十六條第一項、第二項若しくは第四項、第六十八條第一項若しくは第二項又は前條第二項の規定による決定若しくは裁決又は判決が確定するまでは、その職を失わない。

第二百四十五條 普通地方公共團體の長は、退職しようとするときは、その退職しようとする日前、都道府縣知事にあつては三十日、市町村長にあつては二十日まで、當該普通地方公共團體の議長に申し出なければならない。但し、議會の同意を得たときは、その期日前に退職することができる。

第二百四十六條 内務大臣は、都道府縣知事が著しく不適任で

●法 (議會 書記長及び書記 執行機關 普通地方公共團體の長)

●法 (執行機關 普通地方公共團體の長)

あると認めるときは、法律の定めるところにより、法律で定める彈劾裁判所にその罷免の訴追をすることができ、都道府県知事は、市町村長が著しく不適任であると認めるときは、法律の定めるところにより、前項の彈劾裁判所にその罷免の訴追をすることができ、

第二款 權限

第四百七十七條 普通地方公共團體の長は、當該普通地方公共團體を統轄し、これを代表する。

第四百七十八條 都道府県知事は、當該都道府県の事務及び部内の行政事務並びに從來法令により及び將來法律又は政令によりその權限に屬する他の地方公共團體その他公共團體の事務を管理し及びこれを執行する。

市町村長は、當該市町村の事務並びに從來法令により及び將來法律又は政令によりその權限に屬する國、他の地方公共團體その他公共團體の事務を管理し及びこれを執行する。

第四百七十九條 普通地方公共團體の長は、概ね左に掲げる事務を擔任する。

- 一 普通地方公共團體の經費を以て支辨すべき事件を執行すること。
- 二 普通地方公共團體の議會の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。
- 三 財産及び營造物を管理すること。
- 四 収入及び支出を命令し並びに會計を監督すること。
- 五 證書及び公文書類を保管すること。

六 法律及び政令又は普通地方公共團體の議會の議決により使用料、手数料、地方税、分擔金、加入金又は夫役現品を賦課徴収すること。

七 前各號に定めるものを除く外、當該普通地方公共團體の事務を執行すること。

八 その他法令によりその權限に屬する事項。

第四百五十條 普通地方公共團體の長が國の機關として處理する行政事務については、普通地方公共團體の長は、都道府県に於ては主務大臣、市町村に於ては都道府県知事及び主務大臣の指揮監督を受ける。

第四百五十一條 都道府県知事は、その管理に屬する行政職又は市町村長の權限に屬する國又は當該都道府県の事務につき、その處分が成規に違反し、又は權限を犯すと認めるときは、その處分を取り消し、又は停止することができ、

市町村長は、前項の例により、その管理に屬する行政職の處分を取り消し、又は停止することができ、

第四百五十二條 普通地方公共團體の長に故障があるときは、副知事又は助役がその職務を代理する。この場合において副知事又は助役が二人以上あるときは、豫め當該普通地方公共團體の長が定めた順序により、その職務を代理する。副知事若しくは助役にも故障があるときは又は助役を置かない町村において町村長に故障があるときは、當該普通地方公共團體の長の指定する吏員がその職務を代理する。

第四百五十三條 普通地方公共團體の長は、その權限に屬する事務の一部を當該普通地方公共團體の吏員に委任し、又は

これをして臨時に代理させることができる。

都道府県知事は、その權限に屬する事務の一部をその管理に屬する行政職又は市町村長に委任することができる。都道府県知事は、その權限に屬する事務の一部を市町村の職員をして補助執行させることができる。

第四百五十四條 普通地方公共團體の長は、その補助機關たる職員を指揮監督し、法律の定めるところにより、その任免、分限、給與、服務、懲戒等に關する事項を掌る。

第四百五十五條 普通地方公共團體の長は、その權限に屬する事務を分掌させるため、條例で、必要な地に、都道府県に於ては支廳(道にあつては支廳出張所を含む。以下これに同じ。)及び地方事務所、市町村に於ては支所を設けることができる。

政令で指定する市は、市長の權限に屬する事務を分掌させるため、條例でその區域を分けて區を設け、區の事務所を置くものとする。

法律又は政令で特別の定をするものを除く外、行政区に關する規定は、前項の區にこれを準用する。

支廳若しくは地方事務所又は支所若しくは區の事務所の位置、名稱及び所管區域は、條例でこれを定めなければならぬ。

第四百五十六條 普通地方公共團體の長は、前條第一項に定めるものを除く外、法律の定めるところにより、警察署その他の行政機關を設けるものとする。

●法 (執行機關 普通地方公共團體の長)

規則これを定める。

都道府県知事は、部内の行政事務に關係のある事項につき、食糧事務所、木炭事務所、社會保險出張所その他の行政機關の長を指揮監督することができる。

第四百五十七條 普通地方公共團體の長は、當該普通地方公共團體の區域内の公共的團體等の活動の綜合調整を圖るため、これを指揮監督することができる。

前項の場合において必要があるときは、普通地方公共團體の長は、當該普通地方公共團體の區域内の公共的團體等の監督上必要な處分をし又は當該公共的團體等の監督官廳の措置を申請することができる。

前項の監督官廳は、普通地方公共團體の長の處分を取り消すことができる。

第四百五十八條 都道府県知事は、その權限に屬する事務を分掌させるため、左に掲げる局部を設けるものとする。但し、必要があるときは、條例で、局部を分合し又は事務の配分を變更することができる。

都

- 一 職員の進退及び身分に關する事項
- 二 議會及び都の行政一般に關する事項
- 三 市町村その他公共團體の行政一般の監督に關する

●法 (執行機關 普通地方公共團體の長)

- 事項
- 四 他の主管に属しない事項
- 會計部
 - 一 會計に關する事項
- 民生局
 - 一 社會福祉に關する事項
 - 二 社會保險に關する事項
- 教育局
 - 一 教育學藝に關する事項
- 經濟局
 - 一 農業、工業、商業、森林及び水産に關する事項
 - 二 物資の配給及び物價の統制に關する事項
 - 三 度量衡に關する事項
- 建設局
 - 一 建設及び復興一般に關する事項
 - 二 都市計畫に關する事項
 - 三 住宅及び建築に關する事項
 - 四 土木に關する事項
- 交通局
 - 一 交通に關する事項
- 水道局
 - 一 水道及び下水道に關する事項
- 衛生局
 - 一 保健衛生に關する事項
- 労働局

三〇

- 一 勤勞に關する事項
- 道府縣
 - 總務部
 - 一 職員の進退及び身分に關する事項
 - 二 議會及び道府縣の行政一般に關する事項
 - 三 市町村その他公共團體の行政一般の監督に關する事項
 - 四 他の主管に属しない事項
- 民生部
 - 一 社會福祉に關する事項
 - 二 社會保險に關する事項
 - 三 保健衛生に關する事項
 - 四 勤勞に關する事項
- 教育部
 - 一 教育學藝に關する事項
- 經濟部
 - 一 農業、工業、商業、森林及び水産に關する事項
 - 二 物資の配給及び物價の統制に關する事項
 - 三 度量衡に關する事項
- 土木部
 - 一 土木に關する事項
 - 二 都市計畫に關する事項
 - 三 住宅及び建築に關する事項
 - 四 交通に關する事項
- 農地部

一 農地關係の調整に關する事項

二 開拓に關する事項

警察部

- 一 警察に關する事項
 - ・ 都道府縣知事は、その権限に屬する事務を分掌させるため、局部の下に必要な分課を設けることができる。
 - ・ 市町村長は、その権限に屬する事務を分掌させるため、條例で必要な部課を設けることができる。
- 第百五十九條 普通地方公共團體の長の事務引繼に關する規定は、政令でこれを定める。
- 前項の政令には、正當の理由がなくて事務の引繼を拒んだ者に對し、千圓以下の過料を科する規定を設けることができる。
- 第百六十條 非常災害のため必要があるときは、市町村長は、他人の土地を一時使用し又はその土石、竹木その他の物品を使用し若しくは收用することができる。この場合において、市町村は、時價によりその損失の金額を補償しなければならない。
- 非常災害に因る危険防止のため必要があるときは、市町村長又は警察官吏は、市町村の区域内の住民をして防禦に従事させることができる。
- 第三款 補助機關
- 第百六十一條 都道府縣に副知事一人を置く。
- 副知事の定数は、條例で人口二百万以上の都道府縣にあつては二人、人口三百万以上の都道府縣にあつては三人ま

●法 (執行機關 普通地方公共團體の長)

- これを増加することができる。
- 市町村に助役一人を置く。但し、町村は、條例でこれを置かないことができる。
- 助役の定数は、條例でこれを増加することができる。
- 第百六十二條 副知事及び助役は、普通地方公共團體の長の議會の同意を得てこれを選任する。
- 第百六十三條 副知事及び助役の任期は、四年とする。但し、普通地方公共團體の長は、任期中においてもこれを解職することができる。
- 第百六十四條 第二十條の規定に該當する者は、副知事又は助役となることができない。
- 副知事又は助役は、第二十條の規定に該當するに至つたときは、その職を失う。
- 第百六十五條 普通地方公共團體の長の職務を代理する副知事又は助役は、退職しようとするときは、その退職しようとする日前二十日までに、當該普通地方公共團體の議會の議長に申し出なければならぬ。但し、議會の承認を得たときは、その期日前に退職することができる。
- 前項に規定する場合を除く外、副知事又は助役は、その退職しようとする日前二十日までに、當該普通地方公共團體の長に申し出なければならぬ。但し、當該普通地方公共團體の長の承認を得たときは、その期日前に退職することができる。
- 第百六十六條 副知事及び助役は、第二十一條第二項に掲げる職と兼ねることができない。

三一

●法 (執行機關 普通地方公共團體の長)

第四百四十一條、第四百四十二條及び第五百十九條の規定は、副知事及び助役にこれを準用する。
第四百六十七條 副知事及び助役は、普通地方公共團體の長を補佐し、吏員の擔任する事務を監督し、別に定めるところにより、普通地方公共團體の長の職務を代理する。
第四百六十八條 都道府縣に出納長及び副出納長を置く。市町村に収入役一人を置く。但し、町村は、條例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。

市町村は、條例で副収入役を置くことができる。
副出納長及び副収入役の定数は、條例でこれを定める。
出納長及び副出納長並びに収入役及び副収入役は、第二十一條第二項に掲げる職とされることのできない。
第四百四十一條、第四百四十二條、第四百五十九條、第四百六十二條、第四百六十三條本文及び第四百六十四條の規定は、出納長及び副出納長並びに収入役及び副収入役にこれを準用する。
第四百六十九條 普通地方公共團體の長、副知事若しくは助役又は監査委員と親子、夫婦又は兄弟姉妹の關係にある者は、出納長若しくは副出納長又は収入役若しくは副収入役となることができない。
出納長若しくは副出納長又は収入役若しくは副収入役は、前項に規定する關係が生じたときは、その職を失う。
出納長又は収入役と親子、夫婦又は兄弟姉妹の關係にある者は、副出納長又は副収入役となることができない。

副出納長又は副収入役は、前項に規定する關係が生じたときは、その職を失う。
第四百七十條 出納長及び収入役は、當該普通地方公共團體の出納その他の會計事務並びに當該普通地方公共團體の長その他の他の職員及び選舉管理委員會の權限に屬する間、他の地方公共團體その他の公共團體の事務に關する出納その他の會計事務を掌る。但し、法令に特別の規定があるものは、この限りではない。

副出納長又は副収入役は、出納長又は収入役の事務を補助し、出納長又は収入役に故障があるときは、その職務を代理する。副出納長又は副収入役が二人以上あるときは、豫め當該普通地方公共團體の長が定めた順序により、その職務を代理する。
普通地方公共團體の長は、出納長又は収入役をしてその事務の一部を副出納長又は副収入役に委任させることができる。但し、當該普通地方公共團體の出納その他の會計事務については、豫め議會の同意を得なければならぬ。
副収入役を置かない市町村にあつては、市町村長は、市町村の議會の同意を得て、収入役に故障があるときはその職務を代理すべき吏員を定めて置かなければならぬ。
第四百七十一條 普通地方公共團體は、出納員を置くことができる。
出納員は、事務吏員の中から、普通地方公共團體の長がこれを命ずる。
出納員は、出納長若しくは副出納長又は収入役若しくは副収入役は、出納長若しくは副出納長又は収入役若しくは副収入役を命ずる。

副収入役の命を受けて出納事務を掌る。

前條第三項の規定は、出納員にこれを準用する。

第四百七十二條 前十一條に定める者を除く外、普通地方公共團體に必要な吏員を置く。

前項の吏員は、普通地方公共團體の長がこれを任免する。

第一項の吏員の定数は、條例でこれを定める。

第四百七十三條 前條第一項の吏員は、事務吏員、技術吏員、教育吏員及び警察吏員とする。

事務吏員は、上司の命を受け、事務を掌る。

技術吏員は、上司の命を受け、技術を掌る。

教育吏員は、上司の命を受け、教育を掌る。

警察吏員は、上司の命を受け、警察に關する事務を掌る。

第四百七十四條 普通地方公共團體は、常設又は臨時の専門委員を置くことができる。

専門委員は、専門の學識経験を有する者の中から、普通地方公共團體の長がこれを選任する。

専門委員は、普通地方公共團體の長の委託を受け、その權限に屬する事務に關し必要な事項を調査する。

第四百七十五條 都道府縣の支廳若しくは地方事務所又は市町村の支所若しくは第五百五十五條第二項の市の區の事務所の長は、事務吏員を以てこれに充てる。

警察署の長は、警察吏員を以てこれに充てる。

前二項に規定する機關の長は、普通地方公共團體の長の

●法 (執行機關 普通地方公共團體の長)

定めるところにより、上司の指揮を受け、その主管の事務を掌らし部下の吏員を指揮監督する。

第四款 議會との關係

第四百七十六條 普通地方公共團體の議會の議決又は選舉がその權限を超え又は法令若しくは會議規則に違反すると認めるときは、當該普通地方公共團體の長は、理由を示してこれを再議に付し又は再選舉を行わなければならない。

前項の規定による議會の議決又は選舉がなおその權限を超え又は法令若しくは會議規則に違反すると認めるときは、普通地方公共團體の長は、議會を被告として裁判所に告訴することができる。

第四百七十七條 普通地方公共團體の議會の議決が、収入又は支出に關し執行することができないものがあると認めるときは、當該普通地方公共團體の長は、理由を示してこれを再議に付さなければならない。

議會において左に掲げる経費を削除し又は減額する議決をしたときは、その経費及びこれに伴う収入についても、また、前項と同様とする。

一 法令により負擔する経費、法律の規定に基き當該行政の應の職權により命ずる経費その他の普通地方公共團體の義務に屬する経費

二 非常の災害に因る應急若しくは復舊の施設のために必要な経費又は傳染病豫防のために必要な経費
前項第一號の場合において、議會の議決がなお同様に掲げる経費を削除し又は減額したときは、當該普通地方公共

●法 (執行機關 選舉管理委員會)

三三

團體の長は、その経費及びこれに伴う収入を豫算に計上してその経費を支出することができる。

第二項第二号の場合において、議会の議決がなお同様に掲げる経費を削減し又は減額したときは、當該普通地方公共團體の長は、その議決を不信任の議決とみなすことができる。

第七十八條 普通地方公共團體の議会において、當該普通地方公共團體の長の不信任の議決をしたときは、當該普通地方公共團體の長は、十日以内に議事を解散することができる。

議会において當該普通地方公共團體の長の不信任の議決をした場合において、前項の規定により議事を解散しないとき、又はその解散後初めて招集された議会において再び不信任の議決をしたときは、當該普通地方公共團體の長は、退職しなければならぬ。

前二項の規定による不信任の議決については、議員数の三分の二以上の者が出席し、その四分の三以上の者の同意がなければならぬ。

第七十九條 普通地方公共團體の議会が成立しないとき、第一百十三條但書の場合においてなお議事を開くことができないうとき、普通地方公共團體の長において議事を招集する暇がないと認めるとき、又は議事において議決すべき事件を議決しないときは、當該普通地方公共團體の長は、その議決すべき事件を處分することができる。

議会の決定すべき事件に關しては、前項の例による。

前二項の規定による處置については、普通地方公共團體の長は、次の會議においてこれを議會に報告し、その承認を求めなければならない。

第八十條 普通地方公共團體の議会の権限に屬する輕易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共團體の長において、これを専決處分にすることができる。

前項の規定により専決處分をしたときは、普通地方公共團體の長は、これを議會に報告しなければならない。

第二節 選舉管理委員會

第八十一條 普通地方公共團體に選舉管理委員會を置く。

選舉管理委員會は、都道府縣にあつては六人、市町村にあつては四人の選舉管理委員を以てこれを組織する。

第八十二條 選舉管理委員は、普通地方公共團體の議会において、選舉権を有する者の中からこれを選舉する。

議會は、前項の規定による選舉を行う場合において、同時に委員と同数の補充員を選舉しなければならない。補充員がすべてなくなつたときも、また、同様とする。

委員中に缺員があるときは、選舉管理委員會の委員長は、補充員の中からこれを補缺する。その順序は、選舉の時が異なるときは選舉の前後により、選舉の時が同時であるときは得票数により、得票数が同じであるときはくじにより、これを定める。

同一の政黨その他の團體に屬する者は、都道府縣の委員會にあつては三人、市町村の委員會にあつては二人以上同一の委員會の委員又は補充員となることのできない。

第一項又は第二項の規定による選舉において、同一の政黨その他の團體に屬する者が前項の制限を超えて選舉された場合及び第三項の規定により委員の補缺を行えば同一の政黨その他の團體に屬する委員の数が前項の制限を超える場合等に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

第八十三條 選舉管理委員の任期は、二年とする。但し、後任者が就任する時まで在任する。

補缺委員の任期は、前任者の残任期間とする。

補充員及び補充委員は、その選舉に關し第七十六條第二項若しくは第三項の規定による處分又はこれに關する判決が確定するまでは、その職を失わぬ。

第八十四條 選舉管理委員は、選舉権を有しなくなつたときは、その職を失う。その選舉権の有無は、選舉管理委員が第七十七條第一項に掲げる事由の一に該當するため選舉権を有しない場合を除く外、選舉管理委員會がこれを決定する。

第八十五條 選舉管理委員會の委員長が退職しようとするときは、當該選舉管理委員會の承認を得なければならない。

委員が退職しようとするときは、委員長の承認を得なければならない。

第八十六條 選舉管理委員會は、法律又は政令の定めるところ

●法 (執行機關 選舉管理委員會)

三五

ころにより、當該普通地方公共團體又は國、他の地方公共團體その他公共團體の選舉に關する事務及びこれに關係のある事務を管理する。

都道府縣の選舉管理委員會は、市町村の選舉管理委員會を指揮監督する。この場合において、第五十一條第一項の規定を準用する。

第八十七條 選舉管理委員會は、委員の中から委員長を選舉しなければならない。

委員長は、委員會に關する事務を處理し、委員會を代表する。

委員長に故障があるときは、委員長の指定する委員がその職務を代理する。

第八十八條 選舉管理委員會は、委員長がこれを招集する。委員から委員會の招集の請求があるときは、委員長は、これを招集しなければならない。

第八十九條 選舉管理委員會は、委員三人以上が出席しなければ、會議を開くことができない。

委員長及び委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一人以上に關する事件については、その議事に參與することができない。但し、委員會の同意を得たときは、會議に出席し、發言することができる。

前項の規定により委員の数が減少して第一項の數に達しないときは、委員長は、補充員でその事件に關係のないものを以て第八十二條第三項の順序により、臨時にこれに充てなければならない。委員の故障に因り委員の数が第一

●法（執行機關 監査委員）

項の數に達しないときも、また、同様とする。
第九十條 選挙管理委員會の議事は、出席委員の過半数を以てこれを決する。可否同数のときは、委員長が決するところによる。

前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わる權利を有しない。

第九十一條 選挙管理委員會に書記を置く。

書記の定数は、條例でこれを定める。

書記は、委員長の指揮を受け、委員會に關する事務に従事する。

第九十二條 選挙管理委員の分限、職務及び懲戒に關しては、別に法律でこれを定める。

第九十三條 第二百二十七條第二項、第四百十一條第一項、第四百十二條及び第六十六條第一項の規定は、選挙管理委員に、第五百十條の規定は、選挙管理委員會に、第五百三十三條第一項、第五百四十四條及び第五百五十九條の規定は、選挙管理委員會の委員長にこれを準用する。

第九十四條 この法律及びこれに基く政令に規定するものを除く外、選挙管理委員會に關し必要な事項は、委員會がこれを定める。

第九十五條 都道府縣に監査委員を置く。

市町村は、條例で監査委員を置くことができる。

監査委員の定数は、都道府縣にあつては四人、市町村にあつては二人とする。

第三節 監査委員

第九十六條 監査委員は、普通地方公共團體の長が、議會の同意を得て、議員及び學識経験を有する者の中から、各々同數を選任しなければならない。

監査委員は、地方公共團體の有給の職員と兼ねることができない。

第九十七條 監査委員の任期は、二年とする。

普通地方公共團體の議員の中から選任された監査委員の任期は、前項の規定にかかわらず、議員の任期を超えることができない。但し、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

第九十八條 監査委員は、退職しようとするときは、普通地方公共團體の長の承認を得なければならない。

第九十九條 監査委員は、普通地方公共團體の經營に係る事業の管理及び普通地方公共團體の出納その他の事務の執行を監査する。

監査委員は、毎會計年度少くとも一回以上期日を定めて前項の規定による監査をしなければならない。

監査委員は、所轄行政廳又は普通地方公共團體の議會の要求があるときは、臨時に、その要求に係る事項について監査をしなければならない。

監査委員は、前二項に定める場合を除く外、必要があると認めるときは、何時でも監査することができる。

監査委員は、監査の結果を所轄行政廳又は普通地方公共團體の議會及び長に報告し、且つ、これを公表しなければならない。

第二百條 監査委員の事務を補助させるため書記を置くことができる。

書記の定数は、條例でこれを定める。

書記は、監査委員の指揮を受け、監査に關する事務に従事する。

第二百一條 第四百十二條、第五百十四條、第五百十九條、第六十四條、第六十六條第一項及び第九十二條の規定は、監査委員にこれを準用する。

第二百二條 この法律及びこれに基く政令に規定するものを除く外、監査委員に關し必要な事項は、條例でこれを定める。

第八章 給與

第二百三條 普通地方公共團體は、その議會の議員、選挙管理委員、議會の議員の中から選任された監査委員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立會人、開票立會人及び選挙立會人に對し、報酬を支給しなければならない。

前項の者は、職務を行うため要する費用の辨償を受けることができる。

報酬及び費用辨償の額並びにその支給方法は、條例でこれを定めなければならない。

第二百四條 普通地方公共團體は、法律の定めるところにより、普通地方公共團體の長及びその補助機關たる職員（専門委員を除く）、學識経験を有する者の中から選任された監査委員、議會の書記長及び書記、選挙管理委員會の書記

並びに監査委員の事務を補助する書記に對し、給料及び旅費を支給しなければならない。

給料及び旅費の額並びにその支給方法は、條例でこれを定めなければならない。

第二百五條 前條第一項の職員は、法律の定めるところにより、退職料、退職給與金、死亡給與金又は遺族扶助料を受けることができる。

第二百六條 前三條の規定による給與に關し、異議のある關係人は、これを普通地方公共團體の長に申し立てることができる。

前項の規定による異議の申立があつたときは、普通地方公共團體の長は、議會に諮つてこれを決定しなければならない。

議會は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

第二百七條 普通地方公共團體は、條例の定めるところにより、第九十九條第一項の規定により出頭した選挙人その他の關係人及び第九十九條第五項の規定による公聴會に参加した者の要した實費を辨償しなければならない。

第九章 財産

第二百八條 普通地方公共團體は、収益のためにする財産を基本財産として維持することができる。

普通地方公共團體は、特定の目的のため特別の基本財産を設け又は金穀等を積み立てることができる。

●法（給與 財産 財産及び營造物）

●法 (財産 収入)

第二百九條 舊來の慣行により市町村の住民中特に財産又は營造物を使用する権利を有する者があるときは、その舊慣による。その舊慣を變更し又は廃止しようとするときは、市町村の議会の議決を経なければならぬ。

前項の財産又は營造物をあらたに使用しようとする者があるときは、市町村は、議会の議決を経て、これを許可することができる。

第二百十條 普通地方公共團體は、その區域外においても、また、關係普通地方公共團體との協議により營造物を設けることができる。

前項の協議については、關係普通地方公共團體の議会の議決を経なければならぬ。

第二百十一條 普通地方公共團體は、他の普通地方公共團體との協議により、他の普通地方公共團體の財産又は營造物を自己の住民の使用に供させることができる。

前項の協議については、關係普通地方公共團體の議会の議決を経なければならぬ。

第二百十二條 普通地方公共團體の財産又は營造物は、宗教上の組織若しくは團體の使用、便宜若しくは維持のため、又は公の支配に屬しない慈善、教育若しくは博愛の事業に對し、その利用に供してはならない。

第二百十三條 普通地方公共團體は、法律又は政令に特別の定めがあるものを除く外、財産の取得、管理及び処分並びに營造物の設置及び管理に關する事項は、條例でこれを定めなければならない。

第二百十四條 普通地方公共團體は、財産又は營造物の使用に關し、條例で二千圓以下の過料を科する規定を設けることができる。

第二百十五條 財産又は營造物を使用する権利に關し異議がある者は、これを普通地方公共團體の長に申し立てることができる。

前項の規定による異議の申立があつたときは、普通地方公共團體の長は、これを議會に諮つて決定しなければならない。

議會は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

第二節 収入

第二百十六條 普通地方公共團體は、法律の定めるところにより、地方税を賦課徴収することができる。

第二百十七條 普通地方公共團體は、分擔金を徴収すること分擔金は、政令の定めるところにより、數人若しくは普通地方公共團體の一部を利する財産若しくは營造物又は普通地方公共團體の一部に對し利益のある事件に關し、特に利益を受ける者からこれを徴収する。

第二百十八條 普通地方公共團體は、非常災害の復舊のため必要があるとき、その他特別の必要があるときは、夫役現品を賦課徴収することができる。但し、都道府縣にあつては、當該都道府縣内の一部の市町村その他公共團體に對し、これを賦課徴収することができる。

夫役又は現品は、これを金額に算出して賦課しなければならない。但し、市町村においては、市町村民税を標準としなければならない。

學藝、美術及び手工に關する勞務については、夫役を賦課することができない。

夫役を賦課された者は、本人自らこれに當り、又は適當な代人を出すことができる。

夫役又は現品は、金錢を以てこれに代えることができる。

第二項及び前項の規定は、急迫の場合その他特別の事情がある場合に賦課する夫役又は現品については、これを適用しない。

第二百十九條 數人若しくは普通地方公共團體の一部を利する財産若しくは營造物又は數人若しくは普通地方公共團體の一部に對し利益のある事件に關しては、普通地方公共團體は、夫役現品につき不均一の賦課をし、又は數人若しくは普通地方公共團體の一部に對してその賦課をすることができる。

第二百二十條 普通地方公共團體は、財産及び營造物の使用につき使用料を徴収することができる。

第二百二十一條 市町村は、第二百九條の規定による財産又は營造物の使用に關し、使用料若しくは一時の加入金を徴収し又はこれを併せて徴収することができる。

第二百二十二條 普通地方公共團體は、特定の個人のためにする事務につき、手数料を徴収することができる。

●法 (財産 収入)

第二百二十三條 分擔金、使用料及び手数料に關する事項については、條例でこれを規定しなければならない。

詐偽その他不正の行爲に因り、分擔金、使用料又は手数料の徴収を免れた者については、條例でその徴収を免れた金額の五倍に相當する金額以下の過料を科する規定を設けることができる。

前項に定めるものを除く外、分擔金、使用料及び手数料の徴収に關しては、條例で二千圓以下の過料を科する規定を設けることができる。

過料の處分を受けた者は、その處分に不服があるときは、訴願を提起することができる。

第二百二十四條 分擔金、夫役現品、使用料、加入金及び手数料の賦課又は徴収を受けた者が、その賦課又は徴収につき違法又は錯誤があると認めるときは、その告知を受けた日から、三十日以内に、普通地方公共團體の長に異議の申立をすることができる。

第二百九條の規定による財産又は營造物を使用する権利に關し異議がある者は、これを市町村長に申し立てることができる。

前二項の規定による異議の申立があつたときは、普通地方公共團體の長は、これを議會に諮つて決定しなければならない。

議會は、前項の規定による諮問があつた日から、二十日以内に意見を述べなければならない。

第三項の規定による異議の決定を受けた後でなければ、

●法 (財産 支出)

第一項及び第二項に規定する事項については、裁判所に訴えることができない。

第二百二十五條 分擔金、使用料、加入金、手数料及び費料その他の普通地方公共團體の収入を定期内に納めない者があつたときは、普通地方公共團體の長は、期限を指定しこれを督促しなければならない。

夫役現品の賦課を受けた者が定期内にその履行をせず又は夫役現品に代える金銭を納めないときは、普通地方公共團體の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。急迫の場合その他特別の事情がある場合に賦課した夫役又は現品については、更にこれを金額に算出し、期限を指定してその納付を命じなければならない。

前二項の場合においては、條例の定めるところにより、手数料を徴収することができる。

滞納者が、第一項又は第二項の規定による督促又は命令を受け、その指定の期限内これを完納しないときは、國稅滯納處分の例により、これを處分しなければならない。

第一項乃至第三項の規定による徴収金は、都道府縣にあつては國の徴収金に次いで先取特權を有し、市町村にあつては國及び都道府縣の徴収金に次いで先取特權を有し、その追徴、還付及び時効については、國稅の例による。

都道府縣知事の委任を受けた吏員がした前三項の規定による處分に異議がある者は、これを都道府縣知事に申し立てることができる。

前項の規定による異議の申立があつたときは、都道府縣

四〇

知事は、これを議會に諮つて決定しなければならない。

議會は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

第四項の規定による處分中差押物件の公賣は、その處分が確定するまで執行を停止する。

第四項の規定による處分は、當該普通地方公共團體の區域外においても、また、これをする事ができる。

第二百二十六條 普通地方公共團體は、その負債を償還するため、普通地方公共團體の永久の利益となるべき支出をするため、又は天災等のため必要がある場合に限り、議會の議決を経て、地方債を起すことができる。

地方債を起すにつき、議會の議決を経るときは、併せて起債の方法、利息の定率及び償還の方法について議決を経なければならない。

第二百二十七條 普通地方公共團體の長は、豫算内の支出をするため、議會の議決を経て、一時の借入をすることができる。

前項の規定による借入金は、その會計年度内の収入を以て償還しなければならない。

第三節 支出

第二百二十八條 普通地方公共團體は、その必要な經費及び從來法令により又は將來法律若しくは政令により當該普通地方公共團體の負擔に屬する經費を支辨する義務を負う。

第二百二十九條 普通地方公共團體の長若しくはその補助機關たる職員又は選舉管理委員會が、國、他の地方公共團體

その他公共團體の事務を執行するため要する經費は、法律又は政令に特別の定があるものを除く外、當該普通地方公共團體がこれを支出する義務を負う。

普通地方公共團體の長若しくはその補助機關たる職員又は選舉管理委員會をして國の事務を處理し、管理し、又は執行させる場合においては、そのために要する經費の財源につき必要な措置を講じなければならない。

第二百三十條 普通地方公共團體は、宗教上の組織若しくは團體の便益若しくは維持のため、又は公の支配に屬しない慈善、教育若しくは博愛の事業に對し、公金を支出してはならない。

第二百三十一條 普通地方公共團體は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

第二百三十二條 普通地方公共團體の議會において豫算を議決したときは、普通地方公共團體の長は、直ちに其の寫を

出納長又は収入役に交付しなければならない。

出納長又は収入役は、普通地方公共團體の長の命令がなければ、支出をすることができない。命令を受けても支出の豫算がなく、且つ、豫備費支出、費目流用その他財務に關する規定により支出することができないときも、また、同様とする。

第二百三十三條 普通地方公共團體の支拂金の時効については、政府の支拂金の時効による。

第四節 豫算

第二百三十四條 普通地方公共團體の長は、毎會計年度歳入

歳出豫算を調製し、年度開始前に、議會の議決を経なければならない。

普通地方公共團體の會計年度は、政府の會計年度による。豫算を議會に提出するときは、普通地方公共團體の長は、併せて財産表その他必要な書類を提出しなければならない。

第二百三十五條 普通地方公共團體の長は、議會の議決を経て既定豫算の追加又は更正をすることができる。

普通地方公共團體の長は、必要に應じて、一會計年度中の一定期間内にかかる暫定豫算を調製し、これを議會に提出することができる。

前項の暫定豫算は、當該會計年度の豫算が成立したときは、その效力を失うものとし、その暫定豫算に基づく支出又は債務の負擔があるときは、その支出又は債務の負擔は、これを當該會計年度の豫算に基く支出又は債務の負擔とみなす。

第二百三十六條 普通地方公共團體の經費を以て支辨する事件で數年を期してその經費を支出すべきものは、議會の議決を経て、その年期間各年度の支出額を定め、繼續費とすることができ

第二百三十七條 普通地方公共團體は、豫算外の支出又は豫算超過の支出に充てるため、豫備費を設けなければならない。

特別會計には、豫備費を設けないことができる。

豫備費は、議會の否決した費途に充てることができる。

●法 (財産 豫算)

四一

●法 (財産 支出)

四〇

第一項及び第二項に規定する事項については、裁判所に出訴することができない。

第二百二十五條 分擔金、使用料、加入金、手数料及び敷料その他の普通地方公共團體の収入を定期内に納めない者があるときは、普通地方公共團體の長は、期限を指定しこれを督促しなければならない。

夫役現品の賦課を受けた者が定期内にその履行をせず又は夫役現品に代える金銭を納めないときは、普通地方公共團體の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。急迫の場合その他特別の事情がある場合に賦課した夫役又は現品については、更にこれを金額に算出し、期限を指定してその納付を命じなければならない。

前二項の場合においては、條例の定めるところにより、手数料を徴収することができる。

滞納者が、第一項又は第二項の規定による督促又は命令を受け、その指定の期限内これを完納しないときは、國稅滯納處分の例により、これを處分しなければならない。

第一項乃至第三項の規定による徴収金は、都道府縣にあつては國の徴収金に次いで先取特權を有し、市町村にあつては國及び都道府縣の徴収金に次いで先取特權を有し、その追徴、還付及び時効については、國稅の例による。

都道府縣知事の委任を受けた吏員がした前三項の規定による處分に異議がある者は、これを都道府縣知事に申し立てることができる。

前項の規定による異議の申立があつたときは、都道府縣

知事は、これを議會に諮つて決定しなければならない。

議會は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

第四項の規定による處分中差押物件の公表は、その處分が確定するまで執行を停止する。

第四項の規定による處分は、當該普通地方公共團體の區域外においても、また、これをすることができない。

第二百二十六條 普通地方公共團體は、その負債を償還するため、普通地方公共團體の永久の利益となるべき支出をするため、又は天災等のため必要がある場合に限り、議會の議決を経て、地方債を起すことができる。

地方債を起すにつき、議會の議決を経るときは、併せて起債の方法、利息の定率及び償還の方法について議決を経なければならない。

第二百二十七條 普通地方公共團體の長は、豫算内の支出をするため、議會の議決を経て、一時の借入をすることができ、前項の規定による借入金は、その會計年度内の収入を以て償還しなければならない。

第三節 支出

第二百二十八條 普通地方公共團體は、その必要な經費及び從來法令により又は將來法律若しくは政令により當該普通地方公共團體の負擔に屬する經費を支辨する義務を負う。

第二百二十九條 普通地方公共團體の長若しくはその補助機關たる職員又は選舉管理委員會が、國、他の地方公共團體

その他公共團體の事務を執行するため要する經費は、法律又は政令に特別の定があるものを除く外、當該普通地方公共團體がこれを支出する義務を負う。

普通地方公共團體の長若しくはその補助機關たる職員又は選舉管理委員會をして國の事務を處理し、管理し、又は執行させる場合においては、そのために要する經費の財源につき必要な措置を講じなければならない。

第二百三十條 普通地方公共團體は、宗教上の組織若しくは團體の便益若しくは維持のため、又は公の支配に屬しない慈善、教育若しくは博愛の事業に對し、公金を支出してはならない。

第二百三十一條 普通地方公共團體は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができ、

第二百三十二條 普通地方公共團體の議會において豫算を議決したときは、普通地方公共團體の長は、直ちに其の寫を出納長又は収入役に交付しなければならない。

出納長又は収入役は、普通地方公共團體の長の命令がなければ、支出をすることができない。命令を受けても支出の豫算がなく、且つ、豫備費支出、費目流用その他財務に關する規定により支出することができないときも、また、同様とする。

第二百三十三條 普通地方公共團體の支拂金の時効については、政府の支拂金の時効による。

第四節 豫算

第二百三十四條 普通地方公共團體の長は、毎會計年度歳入

歳出豫算を調製し、年度開始前に、議會の議決を経なければならない。

普通地方公共團體の會計年度は、政府の會計年度による。豫算を議會に提出するときは、普通地方公共團體の長は、併せて財産表その他必要な書類を提出しなければならない。

第二百三十五條 普通地方公共團體の長は、議會の議決を経て既定豫算の追加又は更正をすることができ、

普通地方公共團體の長は、必要に應じて、一會計年度の中の一定期間内にかかる暫定豫算を調製し、これを議會に提出することができる。

前項の暫定豫算は、當該會計年度の豫算が成立したときは、その效力を失うものとし、その暫定豫算に基づく支出又は債務の負擔があるときは、その支出又は債務の負擔は、これを當該會計年度の豫算に基づく支出又は債務の負擔とみなす。

第二百三十六條 普通地方公共團體の經費を以て支辨する事件で數年を期してその經費を支出すべきものは、議會の議決を経て、その年間に各年度の支出額を定め、繼續費とすることができ、

第二百三十七條 普通地方公共團體は、豫算外の支出又は豫算超過の支出に充てるため、豫備費を設けなければならない。特別會計には、豫備費を設けないことができる。豫備費は、議會の否決した費途に充てることができない。

●法 (財産 豫算)

四一

●法 (財産 出納及び決算 雜則 監督)

四二

第二百三十八條 豫算は、普通地方公共團體の議会の議決を経て、直ちに都道府縣にあつては内務大臣、市町村にあつては都道府縣知事に報告し、且つ、その要領を告示しなければならない。

第二百三十九條 普通地方公共團體は、議会の議決を経て特別會計を設けることができる。

第五節 出納及び決算

第二百四十條 普通地方公共團體の出納は、毎月例日を定めてこれを検査し、且つ、毎會計年度少くとも二回臨時検査をしなければならない。

検査は、監査委員がこれを行う。臨時検査には、普通地方公共團體の議会の議員において互選した二人以上の議員の立會を必要とする。

監査委員は、検査の結果を普通地方公共團體の議會及び長に報告しなければならない。

監査委員を置かない市町村においては、第二項の検査及び前項の報告は、市町村長が行う。

第二百四十一條 普通地方公共團體の出納は、翌年度の五月三十一日を以て閉鎖する。

第二百四十二條 決算は、證書類と併せて出納長又は収入役からこれを普通地方公共團體の長に提出しなければならない。この場合において、収入役は、出納閉鎖後一箇月以内これをしなければならぬ。

普通地方公共團體の長は、決算及び證書類を監査委員の審査に付し、その意見を附けて、都道府縣にあつては翌型

年度の通常豫算を議する會議、市町村にあつては次の通常豫算を議する會議までに議会の議決に付さなければならない。

決算は、その認定に關する議会の議決とともに、都道府縣にあつては内務大臣、市町村にあつては都道府縣知事に報告し、且つ、その要領を告示しなければならない。

監査委員を置かない市町村においては、第二項に規定する監査委員の職務は、市町村長が自らこれを行う。

第六節 雜則

第二百四十三條 普通地方公共團體は、法律又は政令に特別の定がある場合を除く外、財産の賣却及び貸與、工事の請負並びに物件、勞力その他の供給は、競争入札に付さなければならない。但し、臨時急施を要するとき、入札の價格が入札に要する經費に比較して得失相償わなるとき、又は議會の同意を得たときは、この限りでない。

第二百四十四條 普通地方公共團體の長は、議會の指定した事業につきその經營状況を明らかにするため、定期に貸借對照表その他必要な書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を附けて次の議會に提出しなければならない。

前項の規定中監査委員の審査に關する部分は、監査委員を置かない市町村については、これを適用しない。

第二百四十五條 豫算及び決算の調製の様式、豫算費目の適用その他財務に關し必要な規定は、命令でこれを定める。

第十章 監督

第二百四十六條 所轄行政廳は、必要があるときは、普通地方公共團體につき事務の報告をさせ、書類帳簿を徴し又は實地について事務を視察し若しくは出納を検閲することができる。

第二百四十七條 市町村長及び助役とともに故障があるとき、又は収入役及び副収入役(第七十條第四項の規定による収入役職務代理者を含む。)にともに故障があるときは、上席の吏員又はその指定した吏員が、その職務を行う。

第二百四十八條 普通地方公共團體の選舉管理委員會が成立しない場合において、當該普通地方公共團體の議會もまた成立していないときは、所轄行政廳は、臨時選舉管理委員を選任し、選舉管理委員の職務を行わせることができる。

第二百四十九條 前條の臨時選舉管理委員に對する給與は、所轄行政廳が當該普通地方公共團體の議會の同意を得てこれを定める。

第二百五十條 普通地方公共團體は、第二百二十七條の借入金を除く外、地方債を起し、並びに起債の方法、利息の定率及び償還の方法を變更しようとするときは、政令の定めるところにより、所轄行政廳の許可を受けなければならない。

第二百五十一條 普通地方公共團體は、第三條第三項、第九十一條第二項、第二百五十五條第一項及び第二項、第二百五十八條第一項並びに第二百二十三條第一項乃至第三項の條例を設け又は改廢しようとするときは、所轄行政廳の許可を受けなければならない。

●法 (補則)

四三

第二百五十二條 前條に掲げるものを除く外、普通地方公共團體は、條例を設け又は改廢したときは、政令の定めるところにより、所轄行政廳にこれを報告しなければならない。

第十一章 補則

第二百五十三條 都道府縣知事の權限に屬する市町村に關する事件で數都道府縣にわたるものがあるときは、關係都道府縣知事の協議により、その事件を管理すべき都道府縣知事を定めることができる。

第二百五十四條 この法律における人口は、官報で公示された最近の人口による。

第二百五十五條 この法律に規定するものを除く外、第六條第一項及び第二項並びに第七條第一項乃至第三項の場合において必要な事項は、政令でこれを定める。

第二百五十六條 この法律に特別の定があるものを除く外、異議の申立又は訴願の提起は、處分又は決定があつた日から二十一日以内にこれをしなければならぬ。

決定書の交付を受けない者に關しては、前項の期間は、告示の日からこれを起算する。

異議の申立に關する期間の計算については、訴願の提起に關する期間の計算の例による。

異議の申立は、期限が経過した後においても容認すべき事由があると認めるときは、なお、これを受理することができる。

第二百五十七條 この法律に特別の定があるものを除く外、

●法(補則)

四四

異議の決定は、その申立を受けた日から三十日以内にこれをしななければならない。
異議の決定をすべき期間内に異議の決定がないときは、この申立を斥げ得る旨の決定があつたものとみなすことができる。

異議の決定は、文書を以てこれをし、その理由を附けてこれを本人に交付しなければならない。

第二百五十八條 異議の申立があつても處分の執行は、これを停止しない。但し、行政廳は、職權により又は關係人の請求により必要と認めるときは、これを停止することができる。

第二百五十九條 郡の區域をあらたに畫し若しくはこれを廢止し、又は郡の區域若しくはその名稱を變更しようとするときは、關係都道府縣の議會の意見を徴して内務大臣がこれを定める。

郡の區域内において市の設置があつたとき、又は郡の區域の境界にわたつて市町村の境界の變更があつたときは、郡の區域も、また、自ら變更する。

郡の區域の境界にわたつて町村が設置されたときは、その町村の屬すべき區域は、都道府縣知事が内務大臣の許可を得てこれを定める。

前三項の場合において必要な事項は、政令でこれを定める。

第二百六十條 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の區域内の町若しくは字の區域をあらたに畫し若しくはこ

れを廢止し、又は町若しくは字の區域若しくはその名稱を變更しようとするときは、市町村長が議會の議決を経、都道府縣知事の許可を得てこれを定める。

前項の規定により許可をしたときは、都道府縣知事は、直ちにこれを告示するとともに、内務大臣に報告しなければならない。

第二百六十一條 一の普通地方公共團體のみに適用される特別法が國會において議決されたときは、衆議院議長は、内閣總理大臣を經由し、當該法律を添えてその旨を内務大臣に通知しなければならない。

前項の規定による通知があつたときは、内務大臣は、その日から五日以内に、關係普通地方公共團體の長にその旨を通知するとともに、當該法律その他關係書類を移送しなければならない。

前項の規定による通知があつたときは、關係普通地方公共團體の長は、その日から三十一日以後六十日以内に、選舉管理委員會をして當該法律について賛否の投票を行わしめなければならない。

前項の投票の結果が判明したときは、關係普通地方公共團體の長は、その日から五日以内に關係書類を添えてその結果を内務大臣に報告しなければならない。その投票の結果が確定したことを知つたときも、また、同様とする。

前項の規定による報告があつたときは、内務大臣は、直ちに關係書類を添えて内閣總理大臣にその旨を報告しなければならない。

前項の規定により第三項の投票の結果が確定した旨の報告があつたときは、内閣總理大臣は、直ちにその旨を奏上するとともに衆議院議長に通知しなければならない。

第二百六十二條 政令で特別の定をするものを除く外、第四章の規定は、前條第三項の規定による投票にこれを準用する。

前條第三項の規定による投票は、政令の定めるところにより、普通地方公共團體の選舉又は第七十六條第三項の規定による解散の投票若しくは第八十條第三項及び第八十一條第二項の規定による解職の投票と同時にこれを行うことができる。

第二百六十三條 第二十二條第二項中郡とあるのは、都において支廳長の所管區域を含み、道においては支廳長の所管區域とし、同項中市とあるのは、第五十五條第二項の市においては、區とする。

都道府縣の選舉については、第四章中市に關する規定は、全部事務組合又は役場事務組合にこれを適用する。

第三編 特別地方公共團體及び地方公共團體に關する特例

第一章 特別地方公共團體

第一節 特別市

第二百六十四條 特別市は、その公共事務及び法律又は政令により特別市に屬する事務並びに政令で特別の定をするも

のを除く外從來法令により都道府縣及び市に屬する事務を處理する。

第二百六十五條 特別市は、都道府縣の區域外とする。特別市は、人口五十万以上の市につき、法律でこれを指定する。その指定を廢止する場合も、また、同様とする。

特別市の廢置分合又は境界變更をしようとするときは、法律でこれを定める。但し、特別市の區域に市町村若しくは特別區の區域又は所屬未定地を編入する場合においては、關係地方公共團體の議會の議決を経て内務大臣がこれを定める。

第二項の規定により特別市の指定があつたとき又は前項但書の規定により境界の變更があつたときは、都道府縣の境界は、自ら變更する。

前二項の場合において財産處分を必要とするときは、關係地方公共團體の協議によつてこれを定める。その協議が調わないときは、關係地方公共團體の議會の意見を聽き、内務大臣がこれを定める。

前項の協議については、關係地方公共團體の議會の議決を経なければならない。

第二百六十六條 第九條の規定は、特別市と市町村若しくは特別區との境界に關し争論がある場合又はその境界が判明でない場合において争論がない場合にこれを準用する。

第二百六十七條 特別市の區域内に住所を有する者は、當該特別市の住民とする。

第二百六十八條 特別市に市長及び助役を置く。

●法(特別地方公共團體及び地方公共團體に關する特例 特別地方公共團體 特別市)

●法 (特別地方公共團體 特別市)

助役の定数は、條例でこれを定める。
特別市の市長は、當該特別市の事務及び部内の行政事務並びに法律又は政令によりその権限に屬する他の地方公共團體その他公共團體の事務及び政令で特別の定をするものを除く外、從來法令により都道府縣知事及び市長の権限に屬する他の地方公共團體その他公共團體の事務を管理し及び執行する。

第二百六十九條 特別市に収入役一人及び副収入役若干人を置く。

副収入役の定数は、條例でこれを定める。

第二百七十條 特別市は、市長の権限に屬する事務を分掌させるため、條例で、その區域を分けて行政区を設け、その事務所を置くものとする。

特別市の市長は、區長の權限に屬する事務を分掌させるため、條例で、必要な地に行政区の支所を設けることができる。

行政区の事務所又は支所の位置、名稱及び所管區域は、條例でこれを定めなければならない。

第二百七十一條 行政区に區長及び區助役一人を置く。

區長は、その被選舉權を有する者について選舉人が投票によりこれを選舉する。

區助役は、特別市の事務吏員の中から特別市の市長がこれを命ずる。

區長は、特別市の市長の定めるところにより、區内に屬する特別市の事務及び特別市の市長の權限に屬する國、他

の地方公共團體その他公共團體の事務並びに法律又は政令によりその権限に屬する國、他の地方公共團體その他公共團體の事務を掌理する。

區助役は、區長の事務を補佐し、區長に故障があるときその職務を代理する。

第二百七十二條 行政区に區收入役及び區副收入役各一人を置く。

區收入役及び區副收入役は、特別市の事務吏員の中から特別市の市長がこれを命ずる。

特別市の市長、助役、收入役、副収入役若しくは検査委員又は區長若しくは區助役と親子、夫婦又は兄弟姉妹の關係にある者は、區收入役又は區副收入役となることができない。

區收入役又は區副收入役は、前項に規定する關係を生じたときは、その職を失う。

第三項の規定は、區收入役及び區副收入役相互の間において區收入役又は區副收入役に、前項の規定は、區收入役及び區副收入役相互の間において區副收入役にこれを適用する。

第二百七十三條 區收入役は、特別市の收入役の命を受け、特別市の出納その他の會計事務並びに特別市の市長及び區長その他特別市の吏員並びに特別市及び行政区の選舉管理委員會の權限に屬する國、他の地方公共團體その他公共團體の事務に關する出納その他の會計事務を掌る。

特別市の市長は、收入役の事務の一部を區收入役に委任

四十五條、第五十二條、第六十條、第六十二條乃至第六十七條、第六十八條第五項及び第六項、第六十九條乃至第七十一條、第七十九條、第二百十八條、第二百二十一條、第二百二十四條、第二百三十二條、第二百四十二條第一項及び第二百六十條中市に關する規定は、これを特別市に適用する。

第二百七十八條 この法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、第二編中都道府縣に關する規定は、特別市にこれを適用する。

第二百七十九條 特別市の選舉について前條の規定により第二編第四章中都道府縣の選舉に關する規定を適用する場合においては、市に關する規定は、行政区にこれを適用する。

第二編第四章中選舉人名簿に關する規定についても、また、前項と同様とする。

第二百八十條 この法律に規定するものを除く外、特別市に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

第二節 特別區

第二百八十一條 都の區は、これを特別區という。

特別區は、その公共事務及び法律若しくは政令又は都の條例により特別區に屬する事務並びに從來法令又は都の條例により都の區に屬する事務を處理する。

第二百八十二條 都は、條例で特別區について必要な規定を設けることができる。

第二百八十三條 政令で特別の定をするものを除く外、第二

百八十四條 政令で特別の定をするものを除く外、第二

百八十五條 政令で特別の定をするものを除く外、第二

百八十六條 政令で特別の定をするものを除く外、第二

百八十七條 政令で特別の定をするものを除く外、第二

百八十八條 政令で特別の定をするものを除く外、第二

百八十九條 政令で特別の定をするものを除く外、第二

百九十條 政令で特別の定をするものを除く外、第二

百九十一條 政令で特別の定をするものを除く外、第二

百九十二條 政令で特別の定をするものを除く外、第二

百九十三條 政令で特別の定をするものを除く外、第二

百九十四條 政令で特別の定をするものを除く外、第二

百九十五條 政令で特別の定をするものを除く外、第二

百九十六條 政令で特別の定をするものを除く外、第二

百九十七條 政令で特別の定をするものを除く外、第二

百九十八條 政令で特別の定をするものを除く外、第二

百九十九條 政令で特別の定をするものを除く外、第二

第二百條 政令で特別の定をするものを除く外、第二

第二百零一條 政令で特別の定をするものを除く外、第二

第二百零二條 政令で特別の定をするものを除く外、第二

第二百零三條 政令で特別の定をするものを除く外、第二

●法 (特別地方公共團體 特別區)

させることができる。但し、特別市の出納その他の會計事務については、豫め議会の同意を得なければならない。

區長は、特別市の市長の許可を得て、區收入役の事務の一部を區副收入役に委任させることができる。

前二項に定めるところを除く外、區收入役及び區副收入役の權限に關しては、市の收入役及び副收入役に關する規定を準用する。

第二百七十四條 行政区に區出納員を置くことができる。

區出納員は、特別市の事務吏員の中から特別市の市長がこれを命ずる。

區出納員は、區收入役の命を受け、出納事務を掌る。

第二百七十五條 前四條に定める者を除く外、行政区に必要な吏員を置き、區長の申請により、特別市の市長がこれを任免する。

前項の吏員は、特別市の吏員とし、その定数は、條例でこれを定める。

第一項の吏員は、區長の命を受け、事務又は技術を掌る。

區長は、その權限に屬する事務の一部を第一項の吏員に委任し又はこれをして臨時に代理させることができる。

第二百七十六條 行政区に選舉管理委員會を置く。

前項の選舉管理委員會に關しては、第二編第七章第二節中市の選舉管理委員會に關する規定を準用する。

第二百七十七條 第十三條、第十八條、第二十二條第七項、第八十六條第一項、第八十八條第一項、第九十一條、第百

●法 (特別地方公共團體 地方公共團體の組合)

網中市に關する規定は、特別區にこれを適用する。

第三節 地方公共團體の組合

第二百八十四條 普通地方公共團體並びに特別市及び特別區は、第三項の場合を除く外、その事務の一部を共同處理するため、その協議により規約を定め、都道府縣及び特別市の加入するものにあつては内務大臣、その他のものにあつては都道府縣知事の許可を得て、地方公共團體の組合を設けることができる。(これを一部事務組合という。)この場合に於いて、組合内の地方公共團體につきその執行機關の權限に屬する事項がなくなつたときは、その執行機關は、組合の成立と同時に消滅する。

町村は、特別の必要がある場合においては、その事務の全部を共同處理するため、その協議により規約を定め、前項の例により、町村の組合を設けることができる。(これを全部事務組合といふ。)この場合においては、組合内の各町村の議會及び執行機關は、組合の成立と同時に消滅する。町村は、特別の必要がある場合においては、役場事務を共同處理するため、第一項の例により、町村の組合を設けることができる。(これを役場事務組合という。)この場合において、組合内各町村の執行機關の權限に屬する事項がなくなつたときは、その執行機關は、組合の成立と同時に消滅する。

公益上必要がある場合においては、都道府縣知事は、政令の定めるところにより、第一項の規定による市町村及び特別區の組合を設けることができる。

前項の市町村及び特別區の組合に關しては、この法律にかかわらず、政令で特別の規定を設けることができる。

第二百八十五條 前條第一項乃至第四項の規定による地方公共團體の組合は、法人とする。

第二百八十六條 地方公共團體の組合は、これを組織する地方公共團體の数を増減し若しくは共同處理する事務を變更し、又は組合の規約を變更しようとするときは、關係地方公共團體の協議により、都道府縣及び特別市の加入するものにあつては内務大臣、その他のものにあつては都道府縣知事の許可を受けなければならない。

全部事務組合は、前項の規定にかかわらず、その組合を組織する町村の数を減少し又は組合の規約を變更しようとするときは組合の議會の議決により、その組合を組織する町村の数を増加しようとするときは組合とあらたに加入しようとする町村との協議により、都道府縣知事の許可を受けなければならない。

第二百八十七條 一部事務組合の規約には、左に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 一 組合の名稱
- 二 組合を組織する地方公共團體
- 三 組合の共同處理する事務
- 四 組合の事務所の位置
- 五 組合の議會の組織及び議員の選舉の方法
- 六 組合の執行機關の組織及び選任の方法
- 七 組合の經費の支辨の方法

全部事務組合の規約には前項第一號乃至第四號、役場事務組合の規約には同項第一號乃至第五號及び第七號につき規定を設けなければならない。

第二百八十八條 一部事務組合又は役場事務組合を解散しようとするときは、關係地方公共團體の協議により、第二百八十四條第一項の例により、内務大臣又は都道府縣知事に届出をしなければならない。

全部事務組合を解散しようとするときは、組合の議會の議決により、都道府縣知事に届出をしなければならない。

第二百八十九條 第二百八十六條又は前條の場合において、財産處分を必要とするときは、關係地方公共團體の協議により若しくは關係地方公共團體と組合との協議により又は組合の議會の議決によりこれを定める。その協議が調わないうときは、關係地方公共團體又は組合の議會の意見を聽き、都道府縣及び特別市の加入する組合にあつては内務大臣、その他の組合にあつては都道府縣知事がこれを定める。

第二百九十條 第二百八十四條第一項乃至第三項、第二百八十六條、第二百八十八條第一項及び前條の協議については、關係地方公共團體にあつてはその議會、組合にあつては組合の議會の議決を経なければならない。

第二百九十一條 地方公共團體の組合の經費の分賦に關し、違法又は錯誤があると認めるときは、地方公共團體は、その告知を受けた日から三十日以内に組合の管理者に異議の申立をすることができる。

●法 (特別地方公共團體 財産區)

前項の異議の申立があつたときは、組合の管理者は、組合の議會に諮つてこれを決定しなければならない。

組合の議會は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内にその意見を述べなければならない。

第二百九十二條 地方公共團體の組合については、法律又は政令に特別の定めがあるものを除く外、都道府縣及び特別市の加入するものにあつては都道府縣に關する規定、市及び特別區の加入するもので都道府縣及び特別市の加入しないものにあつては市に關する規定、その他のものにあつては町村に關する規定を準用する。

第二百九十三條 第二百五十三條の規定は、第二百八十四條第一項乃至第四項、第二百八十六條、第二百八十八條及び第二百八十九條の規定による處分にこれを準用する。

第四節 財産區

第二百九十四條 法律又は政令に特別の定めがあるものを除く外、市町村並びに特別市及び特別區の一部で財産を有し又は營造物を設けているもの(これを財産區という。)があるときは、その財産又は營造物の管理及び處分については、この法律中地方公共團體の財産又は營造物の管理及び處分に關する規定による。

前項の財産又は營造物に關し特に要する經費は、財産區の負擔とする。

前二項の場合においては、地方公共團體は、財産區の收入及び支出については會計を分別しなければならない。

第二百九十五條 財産區の財産又は營造物に關し必要がある

● 地方公共団体の組織

この法律は、市町村及び特別区の設置及び変更、警察官の職務、警察官の任用、警察官の懲戒、警察官の退職、警察官の給与、警察官の福利厚生、警察官の訓練、警察官の健康増進、警察官の職業災害補償、警察官の年金、警察官の退職金、警察官の遺族年金、警察官の遺族手当、警察官の遺族年金給付、警察官の遺族年金給付の請求、警察官の遺族年金給付の拒絶、警察官の遺族年金給付の取消、警察官の遺族年金給付の停止、警察官の遺族年金給付の再開、警察官の遺族年金給付の減額、警察官の遺族年金給付の増額、警察官の遺族年金給付の免除、警察官の遺族年金給付の特例、警察官の遺族年金給付のその他の事項を定めることと、

第二百九十六條 警察官の職務の定数は、任期、選挙権、選挙権の行使、選挙権の行使の制限、選挙権の行使の取消、選挙権の行使の停止、選挙権の行使の再開、選挙権の行使の減額、選挙権の行使の増額、選挙権の行使の免除、選挙権の行使の特例、選挙権の行使のその他の事項を定めることと、

第二百九十八條 地方公共団体の長は、地方公共団体の事務又は地方公共団体の長の職務に属する事項、他の地方公共団体の長が職務に属する事項の調査を司るため、その協議により、規約を定め、警察官及び特別市の加入するものについて、内務大臣、その他のものにあっては、都道府県知事の許可を得て、地方公共団体の協議会を設けることができる。

第三百三條 地方公共団体の協議会に要する経費は、関係地方公共団体がこれを負擔しなければならぬ。
第三百四條 地方公共団体の協議会を廢止し、これに加入する地方公共団体の数を増減し又は協議会の規約を變更しようとするときは、第二百九十八條第一項の例により、内務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

附則
第一條 この法律は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。但し、警察部、警察署及び警察吏員に関する規定の施行の期日は、法律でこれを定める。
第二條 東京都制、道府縣制、市制及び町村制は、これを廢止する。但し、東京都制第八十九條乃至第九十一條及び第九十八條の規定は、なお、その効力を有する。
第三條 この法律施行の際現に東京都長官、北海道廳長官、府縣知事、市町村長及び市町村長に準ずる者若しくは東京都議會議員、道府縣會議議員、市町村會議議員及び市町村會議議員に準ずる者又は都道府縣若しくは市町村及びこれに準ずるものの他の職に在る者は、この法律又は他の法律で別に定める者を除く外、この法律により選挙又は選任された都道府縣若しくは市町村及びこれに準ずるものの長若しくは議會の議員又は都道府縣若しくは市町村及びこれに準ずるものの他の相當する職に在る者とみなし、任期があるものは、

● 法 (附則)

公職上必要な場合においては、内務大臣又は都道府県知事は、政令の定めるところにより、地方公共団体の協議会を設けることができる。
第二百九十九條 地方公共団体の協議会は、地方公共団体の事務又は地方公共団体の長の職務に属する事務の調査を司るため、法律又は政令によりその協議に属する員、地方公共団体の他の地方公共団体の事務を處理する。
第三百條 地方公共団体の協議会に会長及び副会長一人を置き、關係地方公共団体の長の中からこれを互選する。
会長は、協議会に関する事務を總理し、協議会を代表する。

副会長は、会長を補佐し、会長に職務があるときはその職務を代理する。
第三百一條 地方公共団体の協議会は、必要があるとき、この法律に關係官廳の長の参加を定めることができる。この場合において、關係官廳の長は、會議に出席し、議事に關係のある事項につき説明しなければならない。
關係官廳の長は、必要があるとき、地方公共団体の會議に出席し、發言することができる。
第三百二條 地方公共団体の協議会は、事務局を置くことができる。
事務局には局長及び書記を置き、会長がこれを選任する。
局長は、会長の命を受け、協議会に関する事務を整理する。

については、その任期は、従前の規定による選挙又は就任の日からこれを起算する。
都又は特別区の議員の定数は、第九十條第一項又は第九十一條第一項の規定にかかわらず、次の總選挙までの間は、なお、従前の規定による。
第四條 この法律又は他の法律に特別の定があるものを除く外、都道府縣に関する職制に關しては、當分の間、なお、従前の都道府縣(警視廳を除く。以下これに同じ)に關する官制の規定を準用する。但し、政令で特別の規定を設けることができる。
第五條 この法律又は他の法律に特別の定があるものを除く外、都道府縣の吏員に關しては、別に法律が定められるまで従前の都道府縣の官吏又は待遇官吏に關する各相當規定を準用する。但し、政令で特別の規定を設けることができる。
都道府縣の吏員は、政令の定めるところにより、分限委員會の承認を得なければ事務の都合により休職を命ぜられることはない。
前項の分限委員會の名稱、組織、權限等は、政令でこれを定める。
第六條 この法律施行の際現に都道府縣の地方事務官、地方技官又は待遇官吏たる者は、この法律若しくはこれに基く政令又は他の法律で別に定めるものを除く外、當該都道府縣の第七十二條の事務吏員又は技術吏員に任用され、引き続き現に在る職に相當する職に補されたものとする。
第七條 都道府縣における警察については、この法律中警察

五

●法 (地方公共團體の協議會)

と認めるときは、市町村及び特別区の財産区にあつては都道府県知事、特別市の財産区にあつては特別市の市長は、協議會の議決を経て市町村若しくは特別区又は特別市の條例を制定し、財産区の協議會又は總會を設けて財産区に關し市町村若しくは特別区又は特別市の協議會の議決すべき事項を議決させることができる。

第二百九十六條 財産区の協議會の議員の定数、任期、選挙権、被選挙権及び選挙人名簿に關する事項は、前條の條例中にこれを規定しなければならぬ。財産区の總會の組織に關する事項についても、同様とする。

前項に規定するものを除く外、財産区の協議會の議員の選挙については、第二編中町村の協議會の議員の選挙に關する規定を準用する。但し、被選挙権の有無は、市町村又は特別市若しくは特別区の協議會がこれを決定する。財産区の協議會又は總會に關しては、第二編中町村の協議會に關する規定を準用する。

第二百九十七條 この法律に規定するものを除く外、財産区の事務に關しては、政令でこれを定める。

第二章 地方公共團體の協議會

第二百九十八條 地方公共團體は、地方公共團體の事務又は地方公共團體の長の権限に屬する國、他の地方公共團體その他の公共團體の事務の連絡調整を圖るため、その協議によつて、規約を定め、都道府県及び特別市の加入するものにあつては内務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、地方公共團體の協議會を設けることができる。

公益上必要がある場合においては、内務大臣又は都道府県知事は、政令の定めるところにより、地方公共團體の協議會を設けることができる。

第二百九十九條 地方公共團體の協議會は、地方公共團體の事務又は地方公共團體の長の権限に屬する事務の連絡調整を圖る外、法律又は政令によりその権限に屬する國、地方公共團體その他の公共團體の事務を處理する。

第三百條 地方公共團體の協議會に會長及び副會長一人を置き、關係地方公共團體の長の中からこれを互選する。會長は、協議會に關する事務を總理し、協議會を代表する。

副會長は、會長を補佐し、會長に故障があるときはその職務を代理する。

第三百一條 地方公共團體の協議會は、必要があると認めるときは、その會議に關係官廳の長の参加を求め、出席し、議事に關係のある事項につき説明しなければならぬ。

關係官廳の長は、必要があると認めるときは、地方公共團體の會議に出席し、發言することができ、地方公共團體の協議會は、事務局を置くことができる。

事務局には局長及び書記を置き、會長がこれを選任する。局長は、會長の命を受け、協議會に關する事務を整理する。

書記は、局長の命を受け、協議會に關する事務に従事する。

第三百三條 地方公共團體の協議會に要する經費は、關係地方公共團體がこれを負擔しなければならない。

第三百四條 地方公共團體の協議會を廢止し、これに加入する地方公共團體の数を増減し又は協議會の規約を變更しようとするときは、第二百九十八條第一項の例により、内務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

附則

第一條 この法律は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。但し、警察部、警察署及び警察吏員に關する規定の施行の期日は、法律でこれを定める。

第二條 東京都制、道府縣制、市制及び町村制は、これを廢止する。但し、東京都制第八十九條乃至第九十一條及び第九十八條の規定は、なお、その効力を有する。

第三條 この法律施行の際現に東京都長官、北海道廳長官、府縣知事、市町村長及び市町村長に準ずる者若しくは東京都議會議員、道府縣會議議員、市町村會議議員及び市町村會議員に準ずる者又は都道府縣若しくは市町村及びこれに準ずるものの他の職に在る者は、この法律又は他の法律で別に定める者を除く外、この法律により選挙又は選任された都道府縣若しくは市町村及びこれに準ずるもの長若しくは協議會の議員又は都道府縣若しくは市町村及びこれに準ずるものの他の相當する職に在る者とみなし、任期があるものは、

については、その任期は、從前の規定による選挙又は就任の日からこれを起算する。

都又は特別区の協議會の議員の定数は、第九十條第一項又は第九十一條第一項の規定にかかわらず、次の總選挙までの間は、なお、從前の規定による。

第四條 この法律又は他の法律に特別の定があるものを除く外、都道府縣に關する職制に關しては、當分の間、なお、從前の都道府縣(警視廳を除く。以下これに同じ。)に關する官制の規定を準用する。但し、政令で特別の規定を設けることができる。

第五條 この法律又は他の法律に特別の定があるものを除く外、都道府縣の吏員に關しては、別に法律が定められるまで從前の都道府縣の官吏又は待遇官吏に關する各相當規定を準用する。但し、政令で特別の規定を設けることができる。

都道府縣の吏員は、政令の定めるところにより、分限委員會の承認を得なければ事務の都合により休職を命ぜられることはない。

前項の分限委員會の名稱、組織、権限等は、政令でこれを定める。

第六條 この法律施行の際現に都府縣の地方事務官、地方技官又は待遇官吏たる者は、この法律若しくはこれに基く政令又は他の法律で別に定めるものを除く外、當該都道府縣の第七十二條の事務吏員又は技術吏員に任用され、引き続き現に在る職に相當する職に補されたものとする。

●法 (附則)

●法 (附則)

部、警察署及び警察吏員に関する規定の施行までの間は、
 第九十九條 政令で定める事務に従事する都道府縣の職員は、第
 百七十二條、第七十三條及び第七十五條の規定にかか
 わらず、當分の間、なお、これを官吏とする。この場合に
 おいて必要な事項は、政令でこれを定める。
 第九條 この法律に定めるものを除く外、地方公共團體の長
 の補助機關たる職員、選挙管理委員及び選挙管理委員會の
 書記並びに監査委員及び監査委員の事務を補助する書記の
 分限、給與、服務、懲戒等については、別に法律が定められ
 るまでの間は、従前の規定に準じて政令でこれを定める。
 第十條 都道府縣及び特別市は、軍人軍屬であつた者の身上
 の取扱に關する事務及びその家族等に對する俸給その他の
 給與に關する事務を處理しなければならぬ。
 前項の事務の處理に關しては、政令で特例を設けること
 ができる。
 第一項の事務は、都にあつては民生局、道府縣にあつて
 は民生部、特別市にあつては市長の定める局部においてこ
 れを掌る。
 第一項の事務を處理するために要する經費は、國庫の負
 担とする。

第十一條 従前の東京都制、道府縣制、市制若しくは町村制
 又はこれらの法律に基いて發する命令によつてした手續を
 の他の行爲は、これをこの法律又はこれに基いて發する命
 令中の相當する規定によつてした手續その他の行爲とみな
 す。
 第十二條 この法律施行前東京都制、道府縣制、市制若しく
 は町村制又はこれらの法律に基いて發する勅令により行つ
 た選挙に關し、これらの法律において準用する衆議院議員
 の選挙に關する罰則を適用すべきであつた行爲について
 は、なお、従前の例による。
 第十三條 他の法令中地方長官、東京都長官、北海道廳長官
 又は都道府縣若しくは東京都の區の官吏に關する規定は、
 政令で特別の規定を設ける場合を除く外、各々都道府縣知
 事若しくは特別市の市長、都知事、道知事又は都道府縣若
 しくは特別區の相當する官吏に關する規定とみなす。
 第十四條 他の法令中道府縣參事會若しくは都道府縣參事
 會員又は市參事會若しくは市參事會員に關する規定は、こ
 の法律による都道府縣、特別市若しくは市の議會又はこれ
 らの議會の議員に關する規定とみなす。
 第十五條 他の法令中に東京都制、道府縣制、府縣制、市制
 又は町村制の規定を掲げている場合において、この法律中
 これらの規定に相當する規定があるときは、政令で特別の
 規定を設ける場合を除く外、各々この法律中のこれらの規
 定に相當する規定を指しているものとする。
 第十六條 他の法令中都道府縣及び市に關する規定は、政令

で特別の規定を設ける場合を除く外、特別市にも、また、
 これを適用する。
 他の法令中の従前の市制第六條の市又は市制第八十二條
 第一項若しくは市制第八十二條第三項の市に關する規定
 は、特別市及び第五十五條第二項の市に關する規定とみ
 なす。
 第十七條 他の法令中市に關する規定は、政令で特別の規定
 を設ける場合を除く外、特別區にも、また、これを適用する。
 第十八條 他の法令中従前郡長の管轄した區域に關する規定
 は、郡に關する規定とみなす。但し、政令で特別の規定を
 設けることができる。
 第十九條 他の法令中都議會議員選挙管理委員會、道府縣會
 議員選挙管理委員會、市町村會議員選挙管理委員會若しく
 は市町村會議員選挙管理委員會に準ずる選挙管理委員會に
 關する規定は、都道府縣又は市町村若しくは市町村に準ず
 るもの選挙管理委員會に關する規定とみなす。
 第二十條 戸籍法の適用を受けない者の選挙權及び被選挙權
 は、當分の間これを停止する。
 第二十一條 この法律の施行に關し必要な規定は、政令でこ
 れを定める。

●地方自治法施行令

昭和二十二年五月三日
 政令第十六號
 改正 昭和二十二年政令第八九號

●施行令 (目次)

地方自治法施行令目次

第一編 普通地方公共團體	五四
第一章 總則	五四
第二章 選挙	五六
第一節 通則	五六
第二節 選挙人名簿	五六
第三節 投票	五七
第四節 開票	六四
第五節 選挙會	六五
第六節 候補者	六六
第七節 選挙運動及び罰則	六七
第三章 直接請求	七一
第一節 條例の制定及び監査の請求	七一
第二節 解散及び解職の請求	七三
第四章 執行機關	七七
第一節 普通地方公共團體の長及び補助機關	七七
第二節 選挙管理委員會	七九
第三節 監査委員	八〇
第五章 財務	八〇
第一節 收入及び支出	八〇
第二節 豫算	八二
第三節 出納及び決算	八三
第四節 雜則	八三

●施行令 (普通地方公共團體 總則)

第六章 補則	八三
第二編 特別地方公共團體及び地方公共團體 に關する特例	八七
第一章 特別市	八七
第一節 通則	八七
第二節 行政区	八八
第一款 區長及び補助機關	八八
第二款 選舉管理委員會	八九
第二章 特別區	八九
第三章 市町村及び特別區の組合	九〇
第四章 財産區	九一
第五章 地方公共團體の協議會	九一
附則	九一

地方自治法施行令

第一編 普通地方公共團體

第一章 總則

第一條 普通地方公共團體の設置があつた場合においては、從來當該普通地方公共團體の地域の屬していた關係地方公共團體の長たる者又は長であつた者(長たる者又は長であつた者に故障があるときは、その職務を代理し若しくは行つた者又はこれらの者であつた者)の中からその協議により定められた者が、當該普通地方公共團體の長が選舉されるまでの間、その職務を行う。

前項の場合において協議が調わないときは、所轄行政廳

五四

は、同項に掲げる者の中から當該普通地方公共團體の長の職務を行うべき者を定めなければならない。

第一項の場合において關係地方公共團體が一であるときは、關係地方公共團體の長たる者又は長であつた者が當該普通地方公共團體の長の職務を行う。

第二條 普通地方公共團體の設置があつた場合においては、前條の規定により當該普通地方公共團體の長の職務を行う者は、歳入歳出豫算が議會の議決を経て成立するまでの間、必要な收支につき暫定豫算を調製し、これを執行するものとする。

第三條 普通地方公共團體の設置があつた場合においては、第一條の規定により當該普通地方公共團體の長の職務を行う者は、必要な事項につき條例又は規則が制定施行されるまでの間、從來その地域に施行された條例又は規則を當該普通地方公共團體の條例又は規則として當該地域に引き續き施行することができる。

第四條 普通地方公共團體の設置があつた場合においては、當該普通地方公共團體の選舉管理委員は、議會において選舉されるまでの間、從來その地域の屬していた地方公共團體の選舉管理委員たる者又は選舉管理委員であつた者の互選により定められた者を以てこれに充てるものとする。但し、從來その地域の屬していた地方公共團體の選舉管理委員たる者又は選舉管理委員であつた者の数があらたに設置された普通地方公共團體の選舉管理委員の定数を超えないときは、その者を以てこれに充て、なお不足があるとき、又は

從來その地域の屬していた地方公共團體の選舉管理委員たる者若しくは選舉管理委員であつた者がなく、第一條の規定による當該普通地方公共團體の長の職務を行う者において、從來その地域に屬していた地方公共團體の選舉管理委員の補充員たる者又は補充員であつた者(これらの者がなく、當該普通地方公共團體の議會の議員及び長の選舉権を有する者)の中から選任した者を以てこれに充てるものとする。

前項の規定による互選を行うべき場所及び日時は、第一條の規定による當該普通地方公共團體の長の職務を行う者において、豫め關係人にこれを通知しなければならない。

第五條 普通地方公共團體の廢置分合があつた場合においては、その地域があらたに屬した普通地方公共團體がその事務を承継するときは、所轄行政廳は、事務の分界を定め、又は承継すべき普通地方公共團體を指定するものとする。

前項の場合において、消滅した地方公共團體の收支は、消滅の日を以てこれを打ち切り、當該地方公共團體の長又はその職務を代理し若しくは行う者であつた者がこれを決算する。

前項の規定による決算は、事務を承継した各普通地方公共團體の長においてこれを監査委員の審査に付し(監査委員を置かない市町村においては自らこれを審査し)、その意見を附けて議會の認定に付さなければならない。

第二項の規定による決算は、その認定に關する議會の議決とともに、都道府縣にあつては内務大臣、市町村にあつては都道府縣知事に報告し、且つ、その要領を告示しなければならない。

●施行令 (普通地方公共團體 總則)

第六條 普通地方公共團體の境界變更があつたため事務の分割を必要とするときは、その事務の承継については、都道府縣にあつては内務大臣、市町村にあつては都道府縣知事がこれを定める。

第七條 地方自治法第九條第二項の規定による事件は、關係市町村の區域を管轄する地方裁判所の管轄とする。但し、關係市町村の區域が二以上の裁判所の管轄區域にわたるためその他裁判所の管轄區域が明らかでないため管轄裁判所が定まらないときは、民事訴訟法第二十四條の規定に準じて管轄裁判所を定める。

第八條 地方自治法第九條第二項の規定による事件に關する審問は、公開の法廷でこれをしなければならない。

第九條 裁判所は、地方自治法第九條第二項の規定による事件に關する裁判をする前、關係のある市町村長の陳述を聴かなければならない。

第十條 地方自治法第九條第二項の規定による事件に關する審問は、同條第一項の規定による訴の提起があつたときは、その訴訟の手續の完結するまで、これを中止しなければならない。

第十一條 地方自治法第九條第二項の規定による事件に關する決定には、理由を附けなければならない。

第十二條 地方自治法第九條第二項の規定による事件につき決定があつたときは、裁判所は、直ちにその旨を關係のある市町村長に通知しなければならない。

五五

●施行令 (選挙 通則 選挙人名簿)

第十三條 地方自治法第九條第二項の規定による事件に關する決定が確定したときは、裁判所は、直ちにこれを關係のある都道府縣知事及び市町村長に通知しなければならない。前項の規定による通知があつたときは、都道府縣知事は、直ちにその旨を告示しなければならない。

第二章 選挙

第一節 選則

第十四條 地方自治法第十八條第二項の規定により、特別の關係のある者に對し、その者の住所地以外の市町村において選挙権を興えたときは、當該市町村の市町村長は、直ちにその旨を本人に通知するとともに併せて選挙管理委員会に通知しなければならない。

第十五條

地方自治法第二十二條第二項の區域の人口が、都道府縣の議會の議員の定数を以て當該都道府縣の人口を除いて得た數の半數に達しない場合に限り、同條第三項の規定により、その區域と他の區域又はその數區域を合せて一選挙區を設けることができる。

地方自治法第二十二條第三項の規定による選挙區は、總選挙を行う場合でなければ、これを設けることができな

前項の規定は、地方自治法第二十二條第三項の規定による選挙區を廢止し又はその區域を変更する場合にこれを準

用する。

第十六條 あらたに地方自治法第二十二條第二項の區域の設

定があつた場合においては、これに配當すべき都道府縣の

議會の議員は、從前その區域の屬していた選挙區から選出

した議員の中から選挙管理委員会がくじでこれを定める。

但し、その區域内に住所を有する議員があるときは、その

議員を以てその區域選出の議員とし、若しその區域内に住

所を有する議員の數がその區域の配當議員數より多いとき

は、これらの議員の中からくじでこれを定める。

第十七條 地方自治法第二十二條第三項及び第四項並びに前

二條の規定は、同法第五十五條第二項の市の議會の議員

の選挙に關しその市の區にこれを準用する。

第十八條 市町村の廢置分合又は境界變更があつた場合にお

いては、關係區域をその區域とする選挙區において選挙す

べき當該市町村の議會の議員の數は、人口に比例しない

で、條例でこれを定めることができる。

第十九條 衆議院議員選挙法第十七條第三項の規定により、

更に衆議院議員選挙人名簿を調製するときは、更に補充選

挙人名簿を調製しなければならない。

地方自治法第二十七條第六項の規定による補充選挙人名

簿の調製の期日は、その市町村における衆議院議員選挙人

名簿の調製の期日より、その縦覽、確定及び異議の決定

に關する期日及び期間は、都道府縣の選挙管理委員會の定

めるところによる。

第二十條 地方自治法第二十七條第六項の規定においては、普通地

方公共團體の議員及び長の選挙権を有する者の年齢

●施行令 (選挙 投票)

地方自治法第二十七條第六項の規定においては、普通地

方公共團體の議員及び長の選挙権を有する者の年齢

は、前項の規定による衆議院議員選挙人名簿の確定の期日

によりこれを算定する。

第二十二條 市町村の境界變更があつたため補充選挙人名簿に

異動を生じたときは、選挙管理委員會は、補充選挙人名簿

中異動に係る部分をあらたに屬した市町村の選挙管理委員

會に送付しなければならない。

市町村の廢置分合があつたため補充選挙人名簿の引繼を

必要とするときは、前項の例による。

選挙管理委員會は、補充選挙人名簿の送付を受けたとき

は、直ちにその旨を告示し、併せてこれを都道府縣の選挙

管理委員會に報告しなければならない。

前項の規定は、地方自治法第五十五條第二項の市に

おいてあらたに區を設け又はその區域を変更した場合にこ

れを準用する。但し、前項の規定の準用により區の選挙管

理委員會が都道府縣の選挙管理委員會に報告をする場合に

●施行令 (選挙 投票)

五八

の区域により割製された選挙人名簿がない場合において、選挙人名簿中投票区の区域に係る部分) 又はその抄本を各投票管理者に送付しなければならない。

第二十七條 市町村の選挙管理委員会は、選挙権を有する者の中から投票管理者に故障があるときその職務を代理すべき者を豫め選任して置かなければならない。

投票管理者及びその職務を代理すべき者にとともに故障があるときは、選挙管理委員会の委員長は、選挙管理委員又は選挙管理委員会の書記の中から臨時に投票管理者の職務を管掌すべき者を選任しなければならない。

第二十八條 地方自治法第二十九條第一項又は前條の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者若しくは管掌すべき者を選任したときは、市町村の選挙管理委員会は、直ちにその住所氏名を告示しなければならない。

第二十九條 選挙人は、選挙人名簿の割製期日後その投票区の区域外に住所を移した場合において、なお選挙権を有するときは、前住所地の投票区の投票所において、投票をしなければならない。

第三十條 市町村の選挙管理委員会は、必要があると認めるときは、投票所入場券を選挙人に交付することができる。

投票管理者は、必要があると認めるときは、到着番號札を選挙人に交付することができる。

第三十一條 投票記載の場所は、選挙人の投票をうかがいは投票の交換その他不正の手段を用いることができないようにするため、相當の設備をしなければならぬ。

第三十二條 地方自治法第三十七條において準用する衆議院議員選挙法第二十八條の規定により盲人が投票に關する記載に使用することができる點字は、衆議院議員選挙法施行令別表の定めるところによる。

選挙人は點字により投票をしようとするときは、投票管理者に對し、その旨を申し立てなければならぬ。この場合において、投票管理者は、投票用紙に點字投票である旨の印をおして交付しなければならない。

點字による投票の拒否については、地方自治法第三十三條の例による。この場合においては、封筒に點字投票である旨の印をおして交付しなければならない。

前項の規定により假にさせた投票は、地方自治法第四十二條第一項及び第二項の規定の適用については、同法第三十三條第二項及び第四項の規定による投票とみなす。

第三十三條 選挙人は、身體の故障に因り自ら候補者の氏名を記載することができないため第二項の規定により代理人による投票をしようとするときは、投票管理者に對し、その旨を申し立てなければならない。

前項の規定による申立があつたときは、投票管理者は、投票立會人の意見を聴き、當該選挙人の投票を補助すべき者二人を定め、その一人をして投票記載の場所において投票用紙に當該選挙人の候補者の氏名を記載させ、他の一人をしてこれに立ち會わしめなければならない。

前項の規定による代理人による投票の拒否については、地方自治法第三十三條の例による。この場合においては、

封筒に代理投票である旨の印をおして交付しなければならない。

前項の規定により假にさせた投票は、地方自治法第四十二條第一項及び第二項の規定の適用については、同法第三十三條第二項及び第四項の規定による投票とみなす。

第三十四條 地方自治法第三十八條但書の開票區に設けた市町村において、その議會の議員の選挙と普通地方公共團體の他の選挙を同時に行う場合においては、同法第三十一條第二項及び第三項並びに第三十二條第二項の規定にかかわらず、同法第三十一條第一項及び第三十二條第一項の例による。

前項の場合における各選挙の投票は、各々別の投票箱に入れさせなければならない。

第三十五條 地方自治法第三十四條の事由は、左の通りとする。

一、選挙人がその属する投票區の在る郡市の區域外において職務又は業務に従事中であるべきこと。

二、前號に掲げるものを除く外、選挙人がやむを得ない用務又は事故のためその属する投票區の在る郡市の區域外に旅行中又は滞在中であるべきこと。

三、前號に掲げるものを除く外、選挙人が疾病、負傷、妊娠若しくは不具のため又は産褥にあるため歩行が著しく困難であること。

選挙事務、投票所監視、選挙取締その他選挙に關係のある職務に従事する選挙人については、前項第一號中「その

●施行令 (選挙 投票)

五九

属する投票區の在る郡市の區域外」とあるのは、「その属する投票區の區域外」と読み替へるものとする。

第三十六條 選挙人は、前條第一項に掲げる事由に因り選挙の當日自ら投票所に行き投票をすることができないと認めるときは、選挙の期日の告示があつた日から選挙の期日の前日までに、自ら當該市町村の選挙管理委員会の委員長に對し、又はこれに對し郵便でその旨を證明して、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

前項の請求をする者がその現に職務若しくは業務に従事する地若しくは現に旅行し若しくは滞在する地の市町村において投票をしようとするとき、又はその現在する場所において投票の記載をしようとするときは、同項の請求と同時にその属する市町村の選挙管理委員会の委員長に對し、その旨を申し立てなければならない。

點字により投票をしようとする選挙人は、第一項の請求をすると同時に選挙管理委員会の委員長に對し、その旨を申し立てなければならない。

第三十七條 前條の請求をする場合においては、選挙人は、併せてその證明する事項について、各々左に掲げる者の證明書を提出しなければならない。

一、第三十五條第一項第一號に掲げる事由に關しては、選挙人の属する官公署その他これに準ずるものの長又はその従事する業務の業務主

二、第三十五條第一項第二號に掲げる事由に關しては、選挙人の属する官公署その他これに準ずるものの長若しくは

● 施行令 (選挙 投票)

はその従事する業務の業務主、選挙人の住所地の市町村長又は当該業務若しくは事故のため旅行中若しくは滞在中であるべき地の醫師、歯科醫師、産婆若しくは市町村長

三 第三十五條第一項第三號に掲げる事由に關しては、醫師、齒科醫師又は産婆

前項の規定による證明書は、同項の證明書の交付の請求を受けた場合において第三十五條第一項に掲げる事由の一に該當するものがあると認めるときは、直ちに證明書を交付しなければならぬ。

選挙人は、正當な事由に因り第一項の證明書を提出することができないときは、その旨を當該市町村の選挙管理委員會の委員長に説明しなければならぬ。

第三十八條 市町村の選挙管理委員會の委員長は、第三十六條及び前條第一項又は第三項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合においては、直ちにその選挙に用うべき選挙人名簿に對照し、當該選挙人が第三十五條第一項に掲げる事由の一に因り選挙の當日自ら投票所に行き投票することができないと認めるときは、投票用紙及び投票用封筒を直ちに選挙人に直接に交付し、又は郵便で発送しなければならぬ。

選挙管理委員會の委員長は、第三十六條第二項の規定による申立を受けた場合においては、當該選挙人の氏名、當該選挙人名簿調査期日における住所及び生年月日並びにその職務若しくは業務及びその職務若しくは業務に従事するべき地、旅行中若しくは滞在中であるべき地又は病院そ

六〇

の他選挙人の現在地等を記載した特別投票者證明書を作成し、これを封筒に入れて封をし、封筒の表面に特別投票者證明書が在中する旨を表示し、その裏面に署名し印をおし、これを前項の投票用紙及び投票用封筒とともに、選挙人に交付し又は発送しなければならぬ。

第一項の場合において第三十六條第三項の規定による申立をした選挙人に交付し又は発送する投票用紙には、點字投票である旨の印をおさなければならぬ。

第三十九條 地方自治法第三十四條の規定による投票については、當該選挙人が第三十五條第一項に掲げる事由のいづれに關し投票用紙及び投票用封筒の交付を受けたかの區分により、各々左に掲げる者がこれを管理する。(これを特別投票管理者という。)

一 第三十五條第一項第一號に掲げる事由に關するときは、選挙人の属する市町村の選挙管理委員會の委員長又はその現に職務若しくは業務に従事する地の市町村の選挙管理委員會の委員長

二 第三十五條第一項第二號に掲げる事由に關するときは、選挙人の属する市町村の選挙管理委員會の委員長又はその現に職務若しくは業務に従事する地の市町村の選挙管理委員會の委員長

三 第三十五條第一項第三號に掲げる事由に關するときは、選挙人の属する市町村の選挙管理委員會の委員長

第四十條 第三十五條第一項に掲げる事由に關し投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた選挙人は、その属する市町村において投票をしようとするときは、選挙の期日の前日

までにその投票用紙及び投票用封筒を特別投票管理者に提示し、その點檢を受け、當該特別投票管理者の管理する投票記載の場所において、地方自治法第三十二條第一項又は第二項の例により投票用紙又は投票用紙の各選挙における候補者の氏名を記載する欄に自ら候補者一人の氏名を記載し、これを投票用封筒に入れ、封をし、投票用封筒の表面に署名し、直ちにこれを當該特別投票管理者に提出しなければならぬ。

第三十五條第一項第一號又は第二號に掲げる事由に關し投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた選挙人は、その現に職務若しくは業務に従事する地又は現に旅行し若しくは滞在する地の市町村において投票をしようとするときは、選挙の期日までにその投票用紙及び投票用封筒を特別投票管理者に提示するとともに特別投票者證明書を封筒のまじ特別投票管理者に提出しなければならぬ。特別投票管理者は、特別投票者證明書の提出を受けたときは、直ちにその封筒を開き、これを調査した上投票させなければならぬ。

前二項の場合において、選挙人が地方自治法第三十二條第三項に該當する者であるときは、第三十三條の規定を準用する。但し、同條中投票管理者に關する規定は特別投票管理者に關する規定、投票立會人に關する規定は第六項の規定により特別投票管理者の立ち會わしめた者に關する規定とする。

第三十五條第一項第二號に掲げる事由に關し投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた選挙人で疾病、負傷、妊娠若

● 施行令 (選挙 投票)

六一

しくは不具のため若しくは産褥に在るため歩行が著しく困難であるもの又は同項第三號に掲げる事由に關し投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた選挙人は、その現在する場所において投票の記載をしようとするときは、地方自治法第三十二條第一項又は第二項の例により、投票用紙又は投票用紙の各選挙における候補者の氏名を記載する欄に候補者一人の氏名を記載し、これを特別投票者證明書とともに投票用封筒に入れ、封をし、投票用封筒の表面にその氏名並びに投票記載の年月日及び場所を記載し、更にこれを他の封筒に入れ、封をし、その表面に投票が在中する旨を明記し、その裏面に署名し、選挙の期日までに、その属する市町村の選挙管理委員會の委員長に郵便で送付しなければならぬ。

前項の場合において身體の故障に因り自ら候補者の氏名を記載することができない選挙人は、他人をして候補者の氏名を記載させることを妨げない。この場合において、記載人は、投票用封筒の表面にその旨及びその住所氏名を記載しなければならぬ。

第一項及び第二項の場合においては、特別投票管理者は、その属する市町村の選挙権を有する者をして投票に立ち會わしめなければならぬ。

第三十一條の規定は、第一項及び第二項の場合における投票記載の場所にこれを準用する。

第四十一條 特別投票管理者は、前條第一項及び第二項の規定による投票を受け取つたときは、投票用封筒の裏面に投票の年月日及び場所を記載し、同條第六項の規定により立

●施行令 (選挙 投票)

ち會わしめた者とともにこれに署名し、更にその投票を他の封筒に入れ、封をし、その表面に投票が在中する旨を明記し、その裏面に署名し印をおし、これを選挙人の属する投票区の投票管理者(特別投票管理者が選挙人の属する市町村の選挙管理委員会の委員長でないときは、その属する市町村の選挙管理委員会の委員長)に送致しなければならぬ。

第四十二條 投票管理者は、投票所を閉じる時刻までに前條の規定による投票の送致を受けたときは、送致に用いられた封筒を開き、投票は、そのままこれを保管しなければならぬ。

第四十三條 選挙人の属する市町村の選挙管理委員会の委員長は、第三十六條乃至第三十八條、第四十條及び第四十一條の規定による手續に關する次第を記載した書類を作製し、これに署名しなければならぬ。

第四十四條 投票管理者は、投票箱を閉じる前、投票立會人の意見を聴き、第四十二條の規定により保管する投票を受

前項の規定による決定があつたときは、投票管理者は、直ちに投票用封筒を開き、その點字投票である旨の印をおした投票用紙を用いた投票又は第四十條第三項の規定の適用を受けた投票につき、地方自治法第三十三條の例によりその拒否を決定しなければならぬ。

第一項の規定により受理すべきであると決定され、且つ前項の規定による拒否の決定を受けない投票は、投票管理者において直ちにこれを投票箱に入れなければならぬ。

第一項の規定により受理すべきでない決定された投票又は前項の規定による拒否の決定を受けた投票は、投票管理者において更にこれをその投票用封筒に入れ、假に封をし、その表面に第一項の規定による不受理の決定又は前項の規定による拒否の決定があつた旨を記載して、これを投票箱に入れなければならぬ。

第一項の規定による不受理の決定又は第二項の規定による拒否の決定があつた投票は、地方自治法第四十二條第一項及び第二項の規定の適用については、同法第三十三條第二項及び第四項の規定による投票とみなす。

第四十五條 第三十八條第一項の規定により交付を受けた投票用紙及び投票用封筒は、選挙の當日投票所においてこれを使用することができない。

選挙人は、第三十八條第一項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けたときは、これを投票管理者又は特別投票管理者に返さなければ地方自治法第三十七條において準用する衆議院議員選挙法第二十五條第一項の規定に

よる投票をすることができない。

選挙人は、第三十八條第二項の規定により特別投票者證明書の交付を受けた場合において、その属する投票区において地方自治法第三十七條において準用する衆議院議員選挙法第二十五條第一項又はこの政令第四十條第一項の規定による投票をしようとするときは、これを投票管理者又は特別投票管理者に返さなければならぬ。

第四十六條 投票管理者は、投票所を閉ずべき時刻後第四十一條の規定による投票の送致を受けたときは、送致に用いられた封筒を開き、投票用封筒の裏面に受け取つた年月日及び時刻を記載し、これを開票管理者に送致しなければならぬ。

第四十七條 投票箱は、これを閉じた後開票管理者に送致する場合の外は、これを投票所の外に運び出してはならぬ。

第四十八條 地方自治法第三十五條第一項又は第二項の規定により投票の期日を定めたときは、当該選挙管理委員会又は投票管理者及び開票管理者(同法第五十五條第二項の市においては区の選挙管理委員会を経て投票管理者及び開票管理者)に、都道府県の選挙管理委員会にあつては数町村の区域とする開票区の開票管理者及び市町村の選挙管理委員会に通知しなければならぬ。

●施行令 (選挙 投票)

知しなければならぬ。

第四十九條 地方自治法第三十六條の規定により投票の期日を定めたときは、市町村の選挙管理委員会にあつては投票管理者、開票管理者及び選挙長(同法第五十五條第二項の市においては区の選挙管理委員会を経て投票管理者、開票管理者及び選挙長)に對し、都道府県の選挙管理委員会にあつては都道府県の選挙における数町村の区域とする開票区の開票管理者及び選挙長並びに市町村の選挙管理委員会に對し、直ちにこれを通知しなければならぬ。

市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を投票管理者、開票管理者(数町村の区域を区域とする開票区の開票管理者を除く)及び當該市町村の選挙の選挙長に通知しなければならぬ。

第五十條 地方自治法第三十八條但書の開票区を設けた市町村において、その議会の議員の選挙と普通地方公共團體の他の選挙を同時に行う場合においては、同法第三十一條第二項及び第三項並びに第三十二條第二項の規定は、これを適用しないものとする。

第五十一條 衆議院議員選挙法施行令第十條、第十四條乃至第二十條、第二十二條及び第二十三條の規定は、普通地方公共團體の議会の議員及び長の選挙の投票にこれを準用する。但し、同令第十六條中「選挙人名簿」とあるのは、「選挙人名簿又はその抄本」と読み替へるものとする。

●施行令 (選挙 変更)

●施行令 (選挙 開票)

のは「選挙人名簿又はその抄本」と読み替えるものとする。

第四節 開票

第五十二條 地方自治法第三十八條但書の規定により市町村の議会の議員の選挙に關し開票區を設けたときは、市町村の選挙管理委員會は、直ちにその區畫を告示しなければならない。

地方自治法第三十八條本文の規定により都道府縣の選挙に關し數町村の區域を合せて設けた開票區による場合においては、左の規定によるものとする。

一 開票管理者は、選挙權を有する者の中から關係町村の選挙管理委員會が協議してこれを選任しなければならない。その協議が調わないときは、都道府縣の選挙管理委員會がこれを選任しなければならない。

二 開票録、投票録及び投票は、關係町村の選挙管理委員會の協議により定められた町村の選挙管理委員會において、當該都道府縣の議会の議員又は長の任期間これを保存しなければならない。その協議が調わないときは、都道府縣の選挙管理委員會の指定した町村の選挙管理委員會において、當該都道府縣の議会の議員又は長の任期間これを保存しなければならない。

第五十三條 市町村の選挙管理委員會は、選挙權を有する者の中から開票管理者に故障があるときその職務を代理すべき者を豫め選任して置かなければならない。

は選挙管理委員會の書記の中から臨時に開票管理者の職務を管掌すべき者を選任しなければならない。
前條第二項の開票區においては、關係町村の選挙管理委員會は、その協議により選挙權を有する者の中から開票管理者に故障があるときその職務を代理すべき者を豫め選任して置かなければならない。その協議が調わないときは都道府縣の選挙管理委員會がこれを選任して置かなければならない。
前條第二項の開票區においては、開票管理者及びその職務を代理すべき者とともに故障があるときは、都道府縣の選挙管理委員會の委員長は、關係町村の選挙管理委員會又は選挙管理委員會の書記の中から臨時に開票管理者の職務を管掌すべき者を選任しなければならない。
第五十四條 地方自治法第三十九條第一項又は前條の規定により開票管理者又はその職務を代理すべき者若しくは管掌すべき者を選任したときは、當該選挙管理委員會は、直ちにその住所氏名を告示しなければならない。
第五十五條 開票管理者は、投票を點検するときは、開票事務に従事する者二人をして各別に同一の候補者の得票數を計算させなければならない。
開票管理者は、前項の規定による計算が終つたときは、各候補者の得票總數を朗讀しなければならない。
第五十六條 開票管理者は、地方自治法第四十二條第三項の報告をするときは、同時に都道府縣の選挙にあつては開票録の寫、市町村の選挙にあつては開票録を送付しなければならない。

ならない。

開票管理者は、地方自治法第四十二條第三項の報告をした後直ちに投票管理から送付した選挙人名簿又はその抄本を市町村の選挙管理委員會に返付しなければならない。

第五十七條 開票管理者は、點檢済の投票の有効無効を區別し、各々これを封筒に入れ、開票立會人とともに封印をし、これを市町村の選挙管理委員會に送付しなければならない。

開票管理者は、受理すべきでないとして決定した投票及び第四十六條の規定により送致を受けた投票は、その封筒を開かず、前項の例により、これを市町村の選挙管理委員會に送付しなければならない。

第五十八條 開票に關する書類は、市町村の選挙管理委員會において、普通地方公共團體の議会の議員又は長の任期間、これを保存しなければならない。この場合において、第五十二條第二項第二號の規定を準用する。

第五十九條 地方自治法第四十三條の規定により開票の期日を定めたときは、市町村の選挙管理委員會にあつては開票管理方法及び選挙長(同法第五十五條第二項の市において、選挙長及び選挙管理委員會を總て開票管理者)に對し、都道府縣の選挙管理委員會にあつては、都道府縣の選挙に關する數町村の區域を區域とする開票區の開票管理者及び選挙長並びに市町村の選挙管理委員會に對し、直ちにこれを通知しなければならない。
市町村の選挙管理委員會は、前項の規定による通知を受

●施行令 (選挙 選挙會)

けたときは、直ちにその旨を開票管理者(數町村の區域を區域とする開票區の開票管理者を除く)及び當該市町村の選挙の選挙長に通知しなければならない。
第六十條 地方自治法第三十八條但書の開票區を設けた市町村において、その議会の議員の選挙と普通地方公共團體の他の選挙を同時に行う場合においては、同法第二編第四章第四節の規定の各選挙に通ずる適用は、同法第二十五條第五項の規定にかかわらず、これを適用しないものとする。
第六十一條 衆議院議員選挙法施行令第十條の規定は、開票立會人たるべき者にこれを準用する。
第六十二條 第五十三條第一項及び第二項、第五十四條、第五十六條第一項、第五十八條並びに前條の規定は、選挙會の區域と開票區の區域が同一である選挙については、これを適用しない。
第五節 選挙會
第六十三條 當該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員會は、選挙權を有する者の中から選挙長に故障があるときその職務を代理すべき者を豫め選任して置かなければならない。
選挙長及びその職務を代理すべき者とともに故障があるときは、選挙管理委員會の委員長は、選挙管理委員會又は選挙管理委員會の書記の中から臨時に選挙長の職務を管掌すべき者を選任しなければならない。
第六十四條 地方自治法第四十五條第一項又は前條の規定により選挙長又はその職務を代理すべき者若しくは管掌すべ

●施行令 (選挙 候補者)

き者を選任したときは、當該選挙管理委員会は、直ちにその住所氏名を告示しなければならない。

第六十五條 衆議院議員選挙法施行令第十條の規定は、選挙立会人たるべき者にこれを準用する。

第六十六條 開票管理者の報告を調査するときは、選挙長は、開票区ごとに各候補者の得票数を朗讀し、終りに各候補者の得票總数を朗讀しなければならない。

第六十七條 選挙會の区域と開票區の区域が同一である選挙については、これを適用しない。

第六十八條 地方自治法第五十一條の規定により選挙會の期日を選定したときは、市町村の選挙管理委員会に於ては、選挙長に對し、都道府県の選挙管理委員会に於ては、都道府県の選挙長及び市町村の選挙管理委員会に對し、直ちにこれを通知しなければならない。

地方自治法第二十五條第三項の規定により都道府県の選挙と市町村の選挙を同時に行う場合においては、前項の規定にかかわらず、都道府県の選挙管理委員会において、前項の書類を保存しなければならない。

第六節 候補者

第六十九條 候補者の届出又は推薦届出は、文書でこれを行わなければならない。

前項の文書には、候補者たるべき者の氏名、黨派別、職業、住所及び生年月日を記載し(推薦届出の場合において併せて推薦届出者の氏名、住所及び生年月日を記載し且つ本人の承諾書を添え)都道府県又は市の議會の議員又は長の選挙の候補者の届出又は推薦届出の場合においては更に地方自治法第五十四條第一項の規定による供託をしたことを證明すべき書面を添えなければならない。

第七十條 候補者の届出又は推薦届出があつたときは、選挙長は、直ちに候補者の氏名、黨派別、職業、住所、生年月日その他必要な事項を關係のある市町村の選挙管理委員会及び候補者の住所地の市町村長(地方自治法第五十五條第二項の市においては區長)に通知しなければならない。

候補者の住所地の市町村長(地方自治法第五十五條第二項の市においては區長)は、當該候補者が死亡したときは、直ちにその旨を選挙長に通知しなければならない。又は選挙長は、候補者が候補者たることを辭したとき、又は

その死亡したことを知つたときは、直ちにその旨を關係のある市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

都道府県の選挙に關し、数町村の区域を合せて設けた開票區による場合においては、第一項及び前項の規定による通知は、併せてその開票區の開票管理者にこれをしなければならない。

第一項又は第三項の規定による通知を受けたときは、關係のある市町村の選挙管理委員会は、直ちにこれを投票管理業者及び開票管理者(数町村の区域を區域とする開票區の開票管理者を除く)に、地方自治法第五十五條第二項の市においては區の選挙管理委員會を経て投票管理者及び開票管理者に通知しなければならない。

第七十一條 都道府県又は市の議會の議員又は長の選挙の候補者は、選挙の期日前十一日までに候補者たることを辭したとき、選挙の期日における投票所を開くべき時刻までに死亡したとき若しくは被選挙権を有しなくなつたため候補者たることを辭したとき、又は選挙の全部が無効となつたときは、直ちに地方自治法第五十四條第一項の供託物の還付を請求することができる。

前項の候補者の得票数が、地方自治法第五十四條第二項の規定に該當しないものであるときは、その選挙及び當選の効力確定後直ちに同條第一項の供託物の還付を請求することができる。

第七十二條 衆議院議員選挙法第九十條但書の規定は、都道府県の議會の議員並びに市町村の議會の議員及び長の選挙

●施行令 (選挙 選挙運動及び罰則)

についてはこれを準用しない。

地方自治法第七十二條において準用する衆議院議員選挙法第九十條但書の規定により都道府県知事の選挙につき選挙事務所を五箇所まで設置することができる都道府県及び選挙事務所の数、内務大臣がこれを定める。

第七十三條 地方自治法第七十二條において準用する衆議院議員選挙法第八十九條第二項及び第九十四條中「都議會議員選挙管理委員會又は道府縣會議員選挙管理委員會」とあるのは、「當該選挙ニ關スル事務ヲ管理スル選挙管理委員會」、同法第九十五條中「第六十七條第一項乃至第三項」とあるのは、「地方自治法第五十三條第一項乃至第三項」、同法第九十九條中「第八條ニ掲グル者」とあるのは、「地方自治法第二十一條第一項ニ掲グル者」と讀み替へるものとする。

第七十四條 普通地方公共團體の議會の議員の選挙における選挙運動の費用は、候補者一人につき左の各號の額を超えなければならない。

- 一 選挙區内の議員の定数(選挙區がないときは議員の定数)で當該選挙區の選挙人名簿(選挙區がないときは選挙人名簿)の確定の日においてこれに記載された者の總数を除して得た数を内務大臣の定める金額に乗じて得た額但し、市にあつては六百圓未満であるときは三百圓、町村にあつては三百圓未満であるときは三百圓とする。
- 二 選挙の一部が無効となり更に選挙を行う場合において、選挙區内の議員の定数(選挙區がないときは議員の定数)で當該選挙區における選挙人名簿(選挙區がない

●施行令 (選挙 選挙運動及開期)

ときは選挙人名簿)の確定の日において関係区域における選挙人名簿に記載された者の総数を除して得た数を内務大臣の定める金額に乗じて得た額。

三 地方自治法第三十六條第一項又は第二項の規定により投票を行う場合においては、前號の規定に準じて算出した額但し、當該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会において必要と認めるときは、これを減額することとができる。

前項の場合において一圓未満の端数があるときは、その端数は、これを切り捨てるものとする。

當該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、選挙の期日の告示があつた後直ちに第一項の規定による額を告示しなければならない。

第七十五條 普通地方公共團體の長の選挙における選挙運動の費用は、候補者一人につき、選挙人名簿確定の日においてこれに記載された者の総数を普通地方公共團體の種類及び人口に應じ内務大臣の定める金額に乗じて得た額(その額が内務大臣の定める制限額を超えるときはその制限額)を超えることができない。

地方自治法第六十五條第一項の選挙においては、前項の規定による額の都道府縣にあつては六分の一、市町村にあつては四分の一に相當する額を超えることができない。普通地方公共團體の長の選挙の一部が無効となり更に選挙を行う場合又は地方自治法第三十六條第一項若しくは第二項の規定により更に投票を行う場合においては、選挙人名簿確定の日においてこれに記載された者の総数で関係区域

域の選挙人名簿に記載された者の総数を除して得た数を第一項の規定による額に乗じて得た額を超えることができない。

前條第二項及び第三項の規定は、前三項の場合にこれを準用する。

第七十六條 選挙運動の費用の支出に關する責任者は、選挙運動の費用及び選挙運動に關する収入を當該選挙に關する選挙管理委員会に届け出なければならぬ。

第七十七條 候補者を推薦し又は支持する政黨その他の團體の代表者又は主幹者は、選挙運動の費用及び選挙運動に關する収入を當該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員に届け出なければならぬ。但し、二以上の都道府縣の區域にわたつて候補者を推薦し又は支持する政黨その他の團體にあつてはその主たる事務所の在る都道府縣の選挙管理委員会を経て内務大臣に、同一の都道府縣の區域内に二以上の市町村に關する選挙において候補者を推薦し又は支持する政黨その他の團體にあつては當該都道府縣の選挙管理委員会にこれを届け出なければならぬ。

前項の規定は、政黨その他の團體の支部で候補者を推薦し又は支持するものにもこれを準用する。

第七十八條 第七十六條の規定による届出で左の各號に定めらるる選挙の期日以前における選挙運動の費用及び選挙運動に關する収入に關するものは、當該各號の定める期限内に、これをしなければならぬ。

一 立候補の届出前の費用及び収入については、立候補の届出のあつた日から三日以内

二 立候補の届出後の費用及び収入については、立候補の届出のあつた日以後選挙の期日前十日までのものはその日から三日以内、選挙の期日前十日以後四日までのものはその日から二日以内

第七十九條 第七十七條の規定による届出で選挙の期日以前における選挙運動の費用及び選挙運動に關する収入に關するものは、選挙の期日の告示の日以前十日以内、選挙の期日の告示の日以後十日以内にその期間内のものを計算し、その日から五日以内にこれをしなければならぬ。但し、最後の期間内の費用及び収入に關する届出は、第八十條の届出を以てこれに代へることができない。

第八十條 第七十六條又は第七十七條の規定による届出で選挙の期日の経過後における選挙運動の費用及び選挙運動に關する収入に關するものは、その費用及び収入を選挙の期日以前における費用及び収入と併せて精算し、選挙の期日から十五日以内にこれをしなければならぬ。

第八十一條 地方自治法第六十五條第一項の規定による選挙に關する第七十六條の規定による届出については、第七十八條及び前條の規定にかかわらず、選挙の期日以前における選挙運動及び選挙運動に關する収入は、同法第六十五條第三項の規定による告示の日前の費用及び収入並びに同項

●施行令 (選挙 選挙運動及開期)

の規定による告示の日以後の費用及び収入で、告示の日以後選挙の期日前三日までのものはその翌日に、その後選挙の期日までのものは選挙の期日以前における費用及び収入並びに既に届け出た選挙の期日以前における費用及び収入と併せてこれを精算し、選挙の期日から十五日以内にこれをしなければならぬ。

第七十七條の規定による届出については、前項の選挙における選挙運動の費用及び選挙運動に關する収入は、その選挙を必要とするに至つた普通地方公共團體の長の選挙に關する選挙の期日経過後における選挙運動の費用及び選挙運動に關する収入とみなし、前條の規定を適用する。但し、その届出は、前項の選挙の期日から十五日以内にこれをしなければならぬ。

第八十二條 二以上の選挙を同時に又は引き續いて行う場合において、いずれの選挙のための選挙運動の費用及び選挙運動に關する収入であるかを区分し難いときは、第七十七條の規定による届出は、その費用及び収入を併せて第七十九條及び第八十條並びに前條第二項の例により、これをすることができぬ。但し、その届出については、最初に選挙の期日の告示があつた日から最後の選挙の期日までの間を選挙の期間として取り扱うものとする。

第八十三條 第七十六條又は第七十七條の規定による届出を受理したときは、關係選挙管理委員会にあつてはその定めらるる告示の方法により、内務大臣にあつては官報により、直ちにその届出の要旨を公表しなければならぬ。

●施行令（選挙 選挙運動及開期）

七〇

前項の届出の要旨は、同項に定める方法により公表する外、なお、選挙人に周知させ易いその他の方法により関係区域内にこれを公表しなければならない。

前項の規定による公表の方法は、関係選挙管理委員会又は内務大臣がこれを定め、選挙の期日の告示があつた後直ちにこれを告示しなければならない。

第八十四條 第七十六條及び第七十七條の規定による届出書類は、これを受理した関係選挙管理委員会又は内務大臣において、當該普通地方公共團體の議会の議員又は長の任期間これを保存しなければならない。

前項の期間内においては、何人でも届出書類の閲覧を請求することができる。

前項の規定による閲覧の請求及びその方法に關し必要な事項は、關係選挙管理委員会又は内務大臣がこれを定め、前條第三項の規定による告示とともにこれを告示しなければならない。

第八十五條 第七十八條乃至第八十二條の規定による届出は、内務大臣の定める様式によらなければならない。

第八十六條 地方自治法第七十二條において準用する衆議院議員選挙法第九條の規定により事務の引継をする場合において、前條に定める第八十條又は第八十一條第一項の規定による精算届出の様式に準じ選挙運動の費用及び選挙運動に關する収入に關する計算書を作成し、引継をする者及び引継を受ける者においてこれに引継の旨及び引継の年月日を記載し、ともに署名し印をおし、第九十條において

準用する衆議院議員選挙法施行令第六十一條の規定による帳簿及び第八十七條の書面とともにその引継をしなければならない。

第八十七條 選挙運動の費用の支出をしたときは、その都度領收書その他の支出を證明すべき書面を徴さなければならない。但し、これを徴し難い事情があるとき、又は一口五圓未満の支出をしたときはこの限りでない。

第八十八條 地方自治法第七十二條において準用する衆議院議員選挙法第八條ノ二第二項の規定により書類の種類を左の通り定める。

一 第八十六條の計算書

二 前條の領收書その他の支出を證明すべき書面

第八十九條 地方自治法第七十二條又は第七十三條の規定により衆議院議員選挙法第十章乃至第十二章及び第四百四條第四項の規定を準用する場合においては、同法第四百四條第四項中「都議會議員選挙管理委員会又は道府縣會議員選挙管理委員会」とあるのは「當該選挙ニ關スル事務ヲ管理スル選挙管理委員会」、同法第四百四條第三號中「第六十七條第一項乃至第三項ノ届出」とあるのは「地方自治法第五十三條第一項乃至第三項ノ届出」、同法第四百六條及び第四百七條中「第八條ニ掲グル者」とあるのは「地方自治法第二十一條第一項ニ掲グル者」、同法第四百三十一條中「第五五條、第四百六條又ハ第四百九條」とあるのは「第四百九條又ハ地方自治法施行令第七十六條若ハ第七十七條」、同法第四百四條第四項中「經歷等」とあるのは「政見等」と讀み替へるものとする。

第九十條 衆議院議員選挙法第五十五條、第五十八條乃至第六十二條及び第六十四條乃至第六十四條ノ三の規定は、普通地方公共團體の議会の議員及び長の選挙に、同令第十一章（學校等の設備の使用による演説會開催のために必要な施設の公營に關する規定を除く。）の規定は、普通地方公共團體の議会の議員及び市町村長の選挙に、同令第十章（第六十九條及び第七十三條の規定を除く。）及び第十一章（第六十二條ノ二の規定は、都道府縣知事の選挙にこれを準用する。但し、同令第十章中「國庫」とあるのは「都道府縣」「同令第十二條中「經歷公報」とあるのは「選挙公報」、同令第八十七條ノ二中「選挙ノ一部無効ト爲リ更ニ行フ選挙ヲ除ク」とあるのは「選挙ノ一部無効ト爲リ更ニ行フ選挙及地方自治法第六十五條第一項ノ規定ニ依ル選挙ヲ除ク」、同令第八十七條ノ三第三項中「内務大臣」とあるのは都道府縣ノ選挙管理委員会、同令第八十七條ノ四第二項中「二百」とあるのは「千」、同令第八十七條ノ八中「衆議院議員選挙法第七十一條第一項」とあるのは「地方自治法第五十八條第一項」、地方自治法第六十五條第一項の規定による都道府縣知事の選挙に對する同令第十二章ノ二の規定に準用については、同令第八十七條ノ十二第二項中「選挙ノ期日前十日」とあるのは「選挙ノ期日ノ告示ノ日」、同令第十二項中「選挙ノ期日前十一日迄ニ第五十條第一項ノ規定ニ

依り通知アリタル議員候補者ニ付テハ市町村會議員選挙管理委員会抽籤シテ之ヲ定メ選挙ノ期日前十日以後ニ通知アリタル議員候補者ニ付テハ通知ノ到達順ニ依リ其ノ到達同時ナルトキハ」とあるのは「市町村會議員選挙管理委員会」、同令第八十七條ノ十三中「第五十條第三項」とあるのは「地方自治法施行令第七十條第三項」と讀み替へるものとする。

第三章 直接請求

第一節 條例の制定及び監査の請求

第九十一條 地方自治法第七十四條第一項の規定により普通地方公共團體の條例の制定又は改廢の請求をしようとする代表者（以下條例制定又は改廢請求代表者という。）は、その請求の要旨その他必要な事項を記載した條例制定又は改廢請求書を添え、當該普通地方公共團體の長に對し、文書を以て條例制定又は改廢請求代表者證明書の交付を申請しなければならない。

前項の請求があつたときは、當該普通地方公共團體の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会（地方自治法第五百五條第二項の市においては區の選挙管理委員会、本節中以下これに同じ。）に對し、條例制定又は改廢請求代表者が選挙人名簿に記載された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに前項の證明書を交付し、且つ、その旨を告示しなければならない。

第九十二條 條例制定又は改廢請求代表者は、條例制定若し

●施行令（直接請求 條例の制定及び監査の請求）

七一

●施行令 (直接請求 條例の制定及び監査の請求)

くは改廢請求書又はその寫及び條例制定若しくは改廢請求代表者證明書又はその寫を添えて條例制定又は改廢請求者署名簿に選舉權を有する者に對し、署名し印をおすことを求めなければならない。

前項の署名及び印は、前條第二項の規定による告示があつた日から都道府縣にあつては二箇月以内、市町村にあつては一箇月以内でなければこれを求めることができない。

第九十三條 條例制定又は改廢請求者署名簿は、都道府縣に關する請求にあつては市町村ごとに、地方自治法第五十五條第二項の市に關する請求にあつては區ごとに、これを作製しなければならない。

第九十四條 條例制定又は改廢請求者署名簿に署名し印をおした者の數が地方自治法第七十四條第四項の規定より告示された選舉權を有する者の總數の五十分の一以上の數となつたときは、條例制定又は改廢請求代表者は、條例制定又は改廢請求者署名簿を市町村の選舉管理委員會に提出してこれに署名し印をおした者が選舉人名簿に記載されている者であることを證明を求めなければならない。

前項の規定による請求を受けたときは、委員會は、選舉人名簿と照合し、條例制定又は改廢請求者署名簿に署名し印をおした者が選舉人名簿に記載されている者であることを確認したときは、照合簿と條例制定又は改廢請求者署名簿に契印し、その旨を證明しなければならない。

前項の契印が終つたときは、委員會は、條例制定又は改廢請求者署名簿に署名し印をおした者の總數及びその者の

中で選舉人名簿に記載された者の總數を計算し(二以上の同一人の署名及び印は、これを一の署名及び印として計算し)、これを條例制定又は改廢請求代表者に返付しなければならない。

第九十五條 選舉人名簿確定後初めて前條第一項の請求があつたときは、市町村の選舉管理委員會は、選舉人名簿により直ちに前條第二項の照合簿を作製しなければならない。

第九十六條 地方自治法第七十四條第一項の規定による請求は、條例制定又は改廢請求書に同條第四項の規定により告示された選舉權を有する者の總數の五十分の一以上の者の連署があることを證明する書面及び條例制定又は改廢請求者署名簿を添えてこれをしなければならない。

第九十七條 前條の請求があつた場合において、條例制定又は改廢請求者署名簿に署名し印をおした者の總數がその必要な數に達しないときは、普通地方公共團體の長は、これを却下しなければならない。

前項の規定により却下された請求につき第九十二條第二項の期間内に必要な數の署名及び印を得たときは、更にその請求をすることを妨げない。

前條の請求があつた場合においてその請求が適法な方式を欠いているときは、期限を附けてこれを補正させなければならない。

第九十八條 第九十六條の請求を受理したときは、普通地方公共團體の長は、直ちにその旨を條例制定又は改廢請求代表者

表者に通知するとともに、その者の住所氏名及び請求の要旨を告示し、且つ、公衆の見易いその他の方法により公表しなければならない。

普通地方公共團體の長は、地方自治法第七十四條第三項の規定による議会の審議の結果を條例制定又は改廢請求代表者に通知するとともに、これを告示し、且つ、公衆の見易いその他の方法により公表し、併せて都道府縣にあつては内務大臣、市町村にあつては都道府縣知事に報告しなければならない。

第九十九條 前八條の規定は、地方自治法第七十五條第一項の規定による普通地方公共團體の事務の監査の請求にこれを準用する。但し、第九十一條中「當該普通地方公共團體の長」とあるのは「都道府縣及び監査委員を置く市町村にあつては監査委員」、第九十四條第一項又は第九十六條中「地方自治法第七十四條第四項」又は「同條第四項」とあるのは「地方自治法第七十五條第四項」、第九十七條第一項中「普通地方公共團體の長」とあるのは「都道府縣及び監査委員を置く市町村にあつては監査委員」、前條中「普通地方公共團體の長」とあるのは「都道府縣及び監査委員を置く市町村にあつては監査委員」、第七十四條第三項の規定による議会の審議」とあるのは「第七十五條第三項の規定による事務の監査」と読み替へるものとする。

第二節 解散及び解職の請求
第一百條 第九十一條乃至第九十七條及び第九十八條第一項の規定は、地方自治法第七十六條第一項の規定による普通地方公共團體の議会の解散の請求にこれを準用する。但し第

●施行令 (直接請求 解散及び解職の請求)

九十一條中「當該普通地方公共團體の長」とあるのは「當該普通地方公共團體の選舉管理委員會」、第九十四條第一項又は第九十六條中「地方自治法第七十四條第四項」又は「同條第四項」とあるのは「地方自治法第七十六條第四項」、五十分の一」とあるのは「三分の一」、第九十七條第一項及び第九十八條第一項中「普通地方公共團體の長」とあるのは「普通地方公共團體の選舉管理委員會」と読み替へるものとする。

第一百條 二以上の普通地方公共團體の議会の解散の請求があつたときは、解散の投票は、一の投票を以て合併してこれを行うことを妨げない。

第二百條 普通地方公共團體の議会の議員がすべてなくなつたときは、解散の投票は、これを行わない。

第二百三條 普通地方公共團體の議会の解散の投票區及び開票區は、當該普通地方公共團體の議会の議員の選舉の投票區及び開票區による。

第二百四條 普通地方公共團體の選舉管理委員會は、第百條において準用する第九十六條の規定による議会の解散請求書を受理したときは、二十日以内に議會から辯明の要旨その他必要な事項を記載した辯明書を徴さなければならない。前項の解散請求書に記載した請求の要旨及び同項の辯明書に記載した辯明の要旨は、地方自治法第八十五條において準用する同法第二百四條第四項又は第五項の告示の際併せてこれを告示するとともに、投票所の入口その他公衆の見易い場所を選び、原文のままこれを掲示しなければならない。但し、前項の辯明書の提出がないときは、辯明の

●施行令（直接請求 解散及び解職の請求）

「候補者の氏名」又は「候補者一人の氏名」とあるのは「普通地方公共団体の議会の議員の氏名」、同法第四十一條第一項第二號、第三號及び第六號並びに第二項中「候補者」とあるのは「普通地方公共団体の議会の議員」、同條第一項第七號中「候補者の何人」とあるのは「賛否のいずれか又は何人」、同項第六號及び第七號の準用については同項中「投票」とあるのは「投票又は氏名の記載」、同法第四十九條中「各候補者の得票總數」とあるのは「賛否の投票總數」、同法第五十八條第二項中「前項」とあるのは「地方自治法施行令第五十二條、同法第六十六條第一項中「候補者」とあるのは「普通地方公共団体の議会の議員及びその解職請求代表者」、同法第五十九條第一項「解職の投票の結果」、第五十九條第一項又は第二項の告示の日」とあるのは「地方自治法第八十二條第一項の公表の日」と読み替えるものとする。

第九十一條乃至第九十七條及び第九十八條第一項の規定は、地方自治法第八十一條第一項の規定による普通地方公共団体の長の解職の請求にこれを準用する。但し第九十一條中「當該普通地方公共団体の長」とあるのは「當該普通地方公共団体の選挙管理委員会」、第九十四條第一項又は第九十六條中「地方自治法第七十四條第四項」又は「同條第四項」とあるのは「地方自治法第八十一條第二項」、「五十分の一」とあるのは「三分の一」、第九十七條第一項及び第九十八條第一項中「普通地方公共団体の長」とあるのは「普通地方公共団体の選挙管理委員会」と読み替えるものとする。

第七十二條（第一項中道府縣に關する部分を除く。）第三項、第七十三條乃至第七十五條、第七十七條、第七十八條第二項及び第三項、第七十九條（地方自治法第四十一條第一項第三號に關する部分を除く。）、第八十一條第一項及び第三項、第一百十二條並びに第一百三十三條の規定は、普通地方公共団体の長の解職の投票にこれを準用する。但し、第五十五條又は第六十六條中「同一の候補者の得票總數」又は「各候補者の得票總數」とあるのは「賛否の投票總數」、「各候補者の得票總數」とあるのは「賛否の投票總數」、第一百四條第一項中「第一百條」とあるのは「第一百六條」、第一百三十三條中「第八十二條第一項」とあるのは「第八十二條第二項」と読み替えるものとする。

第八十八條 地方自治法第八十五條第一項の規定により普通地方公共団体の長の解職の投票に同法第二編第四章の規定を準用する場合においては、同法第三十條第一項中「候補者」とあるのは「普通地方公共団体の長及びその解職請求代表者」、「一人」とあるのは「各二人」、同法第三十一條第三項及び第三十二條第一項乃至第三項中「候補者の氏名」又は「候補者一人の氏名」とあるのは「普通地方公共団体の長の氏名」、同法第四十一條第一項第二號、第三號及び第六號並びに第二項中「候補者」とあるのは「普通地方公共団体の長」、同條第一項第七號中「候補者の何人」とあるのは「賛否のいずれか又は何人」、同項第六號及び第七號の準用については同項中「投票」とあるのは「投票又は氏名の記載」、同法第四十九條中「各候補者の得票總數」とあるのは「賛否の投票總數」とあるのは「普通地方公共団体の長及び補助機關」

票總數」、同法第五十八條第二項中「前項」とあるのは「地方自治法施行令第七十七條において準用する同令第七十二條」、同法第六十六條第一項中「候補者」とあるのは「普通地方公共団体の長及びその解職請求代表者」、「當選」とあるのは「解職の投票の結果」、第五十九條第一項又は第二項の告示の日」とあるのは「地方自治法第八十二條第二項の公表の日」と読み替えるものとする。

第九十九條 同一の普通地方公共団体の議会の議員の解職の投票とその長の解職の投票を同時に行う場合においては、第一百十一條第二項の例による。但し、地方自治法第三十八條但書の開票區を設けた市町村においては、この限りでない。

第二百十條 地方自治法第二編第四章並びにこの政令第二章第一百一條乃至第九條、第一百一十一條乃至第一百五條、第一百七條及び第九十八條の規定は、同法第八十五條第一項の規定により同法第七十六條第三項の規定による解職の投票並びに同法第八十條第三項及び第八十一條第二項の規定による解職の投票を同時に行う場合並びに同法第八十五條第二項の規定により普通地方公共団体の選挙とこれらの投票を同時に行う場合にこれを準用する。

普通地方公共団体の議会の解散の投票とその議会の議員若しくは長の解職の投票又は普通地方公共団体の選挙を同時に行う場合においては、前項の規定にかかわらず、地方自治法第三十一條第二項及び第三項、第三十二條第二項並びに第四十一條第二項の規定は、解散の投票については、

これを準用しない。

第二百十一條 第九十一條乃至第九十八條及び第一百三十三條の規定は、地方自治法第八十六條第一項の規定による副知事若しくは助役、出納長若しくは収入役、選挙管理委員又は監査委員の解職の請求にこれを準用する。但し、第九十四條第一項又は第九十六條中「地方自治法第七十四條第四項」又は「同條第四項」とあるのは「地方自治法第八十六條第四項」、「五十分の一」とあるのは「三分の一」、第一百三十三條中「第八十二條第一項」とあるのは「第八十六條第三項」と読み替えるものとする。

第四章 執行機關

第一節 普通地方公共団体の長及び補助機關

第二百十二條 普通地方公共団体の長の更迭があつた場合においては、前任者は、退職の日から都道府縣知事にあつては三十日以内、市町村長にあつては二十日以内にその擔任する事務を後任者に引き継ぐなければならない。

前項の場合において、特別の事情に因りその擔任する事務を後任者に引き継ぐことができないときは、都道府縣知事は副知事に、市町村長は助役（地方自治法第六十一條第三項但書の規定により助役を置かない町村においては町村長の職務を代理すべき吏員を含む。本節中以下これに同じ。）にこれを引き継ぐなければならない。この場合においては、副知事又は助役は、後任者に引き継ぐことができるやうになつたときは、直ちにこれを後任者に引き継ぐがな

●施行令（執行機關 普通地方公共団体の長及び補助機關）

●施行令 (執行機關 普通地方公共團體の長及び補助機關)

第二百二十三條 前條の規定による事務引継の場合において、前任の普通地方公共團體の長は、書類、帳簿及び財産目録を調製し、處分未了若しくは未着手の事項又は將來企業すべき事項については、その處理の順序及び方法並びにこれに對する意見を記載しなければならぬ。

第二百二十四條 出納長又は収入役の更迭があつた場合においては、前任者は、退職の日から出納長にあつては十五日以内、収入役にあつては十日以内、その擔任する事務を後任者に引き継がなければならぬ。

前項の場合において、特別の事情に因りその擔任する事務を後任者に引き継ぐことができないときは、これを出納長又は収入役(地方自治法第七十條第四項の市町村における収入役の職務を代理すべき吏員を含む。以下本節中これに同じ)に引き継がなければならぬ。この場合において、出納長又は収入役は、後任者に引き継ぐことができるようになったときは、直ちにこれを後任者に引き継がなければならぬ。

第二百二十五條 前條の規定による事務引継の場合において、出納長又は収入役は、現金、書類、帳簿その他の物件については各々目録を調製し、なお、現金については各々帳簿に對照した明細書を添え、帳簿については事務引継の日において最終記帳の次に合計高及び年月日を記入し、且つ、引継をする者及び引継を受ける者がこれに連署しなければならぬ。

第二百二十六條 副出納長又は副収入役の更迭があつた場合において、出納長又は収入役からその者に委任された事務があるときは、その事務の引継については、前二條の規定を準用する。但し、第二百二十四條第二項中「副出納長又は副収入役」とあるのは「出納長又は収入役」と讀み替へるものとする。

第二百二十七條 副知事又は助役の更迭があつた場合において、普通地方公共團體の長からその者に委任された事務があるときは、その事務の引継については、第二百二十四條第一項の規定を準用する。但し、同條第二項中「副出納長又は副収入役」とあるのは「普通地方公共團體の長」と讀み替へるものとする。

第二百二十八條 第二百二十三條、第二百二十五條及び第二百二十六條の規定により調製すべき書類、帳簿及び財産の目録は、現に調製してある目録又は臺帳により引継をする時の現在を確認することができる場合においては、その目録又は臺帳を以て代へることが出来る。

第二百二十九條 前七條の規定中市に關する部分は、地方自治法第五十五條第二項の市の區にこれを準用する。

第二百三十條 普通地方公共團體の廢置分合があつた場合において消滅した普通地方公共團體の長、副知事若しくは助役又は出納長若しくは収入役であつた者は、その擔任する事務を、當該地域があらたに屬した普通地方公共團體の長、副知事若しくは助役又は出納長若しくは収入役にこれを引き継がなければならぬ。

前項の規定は、地方自治法第五十五條第二項の市の區をあらたに畫した場合において、消滅した區の區長、區助役又は區収入役若しくは區副収入役の事務引継にこれを準用する。

第二百二十二條乃至第二百二十八條の規定は、前二項の事務引継にこれを準用する。

第二百三十一條 第二百二十二條乃至前條の場合において、所定の期間内に事務の引継を完了することができないときは、普通地方公共團體の長は、所轄行政廳にその旨を報告しなければならぬ。

第二百三十二條 第二百二十二條乃至第三十條の場合において、正当な理由がなく、事務の引継を拒んだ者に對しては、所轄行政廳は、千圓以下の過料を科することが出来る。

第二百三十三條 第二百二十二條乃至前條に規定するものを除く外、普通地方公共團體の長、副知事若しくは助役、出納長若しくは副出納長、収入役若しくは副収入役又は地方自治法第五十五條第二項の市の區の區長、區助役、區収入役若しくは區副収入役の事務引継に關し必要な事項は、所轄行政廳がこれを定める。

第二節 選舉管理委員會

第二百三十四條 地方自治法第八十二條第一項又は第二項の規定により、選舉管理委員會又は補充員の選舉を行つた場合において、當選人で同一の政黨その他の團體に屬するものが都道府縣の委員會にあつては三人、市町村の委員會にあつては二人以上あるときは、その者の中から、得票数により、得票数が同じであるときはくじにより、委員又は補充員たるべき者を定めなければならない。

前項の規定により委員又は補充員たるべき者と定められなかつた當選人は、地方自治法第八十八條の規定の適用については、當初から選舉されなかつたものとみなす。

第二百三十五條 地方自治法第八十二條第三項の規定により當該補充員で選舉監理委員の補欠を行へば同一の政黨その他の團體に屬する委員の数が、都道府縣の委員會にあつては三人、市町村の委員會にあつては二人以上となるときは、その者は、その場合における同項の規定の適用については、これを補充員でないものとみなす。

補充員がすべて前項の規定に該當するときは、普通地方公共團體の議會は、地方自治法第八十二條第二項の規定にかかわらず、臨時に補充員の補欠選舉を行わなければならない。

第二百三十六條 地方自治法第八十九條第三項の規定により當該補充員を臨時に選舉管理委員會に充てれば同一の政黨その他の團體に屬する委員の数が、都道府縣の委員會にあつては三人、市町村の委員會にあつては二人以上となるときは、その者は、その場合における同項の規定の適用については、これを補充員でない者とみなす。

前條第二項の規定は、補充員がすべて前項の規定に該當する場合にこれを準用する。

第二百三十七條 選舉管理委員會が成立しないとき、委員會を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第八十八

●施行令 (執行機關 選舉管理委員會)

●施行令 (執行機關 監査委員 財務 収入及び支出)

九條第二項の規定による除斥のため同條第三項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお會議を開くことができなるときは、委員長は、委員會の議決すべき事件を處分することができ、

前項の規定による處分については、委員長は、次の會議においてこれを委員會に報告し、その承認を求めなければならぬ。

第百三十八條 地方自治法第五十五條第二項の市の區の選舉管理委員及び補充員は、その區における選舉權を有する者の中からこれを選舉しなければならぬ。

第百三十九條 地方自治法第五十五條第二項の市の議會の議員及び長の選舉、議會の解散の投票、議會の議員及び長の職の投票並びにその市に關する同法第二百六十一條第三項の投票については、市の選舉管理委員會は、區の選舉管理委員會を指揮監督する。この場合においては、同法第五十一條第二項の規定を準用する。

地方自治法及びこの政令に定めるものを除く外、區の選舉管理委員會に關しては、市の選舉管理委員會において必要な事項を定めることができる。

第百四十條 第百二十二條、第百二十三條、第百二十八條、第百三十條乃至第百三十三條の規定は、選舉管理委員會の委員長にこれを準用する。但し、第百二十二條第一項中「都道府縣知事にあつては三十日以内、市町村長にあつては二十日以内」とあるのは「十日以内」、同條第二項中「副知事」又は「助役」とあるのは「選舉管理委員の一人」と讀み替

えらものとする。

第三節 監査委員

第百四十一條 第百二十二條、第百二十三條、第百二十八條、第百三十條乃至第百三十三條の規定は、監査委員にこれを準用する。但し、第百二十二條第二項中「副知事」又は「助役」とあるのは「監査委員の一人」と讀み替えるものとする。

第五章 財務

第一節 収入及び支出

第百四十二條 分擔金は、地方自治法第二百七條第二項の財産、營造物又は事件に關し必要な費用に充てるためこれを徴収する。

分擔金の徴收額は、地方自治法第二百七條第二項の財産、營造物又は事件に因る受益の限度を超えることができな

い。

地方税法第十四條の規定により不均一の賦課をし若しくは普通地方公共團體の一部に課税をし、又は都道府縣にあつては同法第七十七條の規定により水利地益税を賦課し、市町村にあつては同法第七十八條の規定により水利地益税を賦課し若しくは同法第七十九條の規定により共同施設税を賦課するときは、同一の事件に關し分擔金を徴収することができない。

分擔金の徴収を受ける者の範圍及びその徴收方法は、條例でこれを定める。

第百四十三條 地方税その他一切の収入を歳入とし、一切の支出を歳出とし、歳入歳出は、これを豫算に編入しなければ

ばならない。

第百四十四條 各年度において決定した歳入を以て他の年度に屬すべき歳出に充てることができる。

第百四十五條 歳入の所屬年度は、左の區分による。

一 納期の一定した収入は、その納期の末日の屬する年度

二 定期に賦課することができないため特に納期を定めた収入又は随時の収入で徴税令書、賦課令書又は納額告知書を發するものは令書又は告知書を發した日の屬する年度

三 随時の収入で徴税令書、賦課令書又は納額告知書を發しないものは、領收をした日の屬する年度、但し、地方債、交付金、補助金、寄附金、請負金、償還金その他これに類する収入でその収入を計上した豫算の屬する年度の出納閉鎖前に領收したものは、その豫算の屬する年度

第百四十六條 歳出の所屬年度は、左の區分による。

一 費用辨償、報酬、給料、旅費、退職料、退職給與金、死亡給與金、遺族扶助料、備人料その他これに類する給與は、その支給すべき事實の生じた時の屬する年度、但し、別に定まつた支拂期日があるときは、その支拂期日の屬する年度

二 通信運搬費、土木建築費、物件購入費等は、契約をした時の屬する年度、但し、契約により定められた支拂期日があるときは、その支拂期日の屬する年度

三 地方債の元利金で支拂期日の定のあるものは、その支

●施行令 (財務 収入及び支出)

拂期日の屬する年度

四 補助金、寄附金、負擔金等は、その支出を計上した豫算の屬する年度

五 第百六十三條の規定による欠損補填は、その補填の決定をした日の屬する年度

六 前各號に掲げるもの以外のものは、その支拂命令を發した日の屬する年度

第百四十七條 各年度において歳計に剰餘があるときは、翌年度の歳入に編入しなければならない。但し、條例の定めるところにより又は普通地方公共團體の議會の議決により剰餘金の全部又は一部を基本財産に編入する場合においては、繰り越さないでこれを支出することができる。

第百四十八條 夫役現品は、賦課令書により、分擔金、使用料、加入金、手数料、過料、過怠金及び物件の賃貸料等は、納額告知書によりこれを徴收し、その他の収入は、納付書によりこれを收入しなければならない。但し、急迫の場合に賦課する夫役及び納額告知書又は納付書により難いものについては、この限りでない。

第百四十九條 支出は、債權者以外の者に對しては、これを行うことができない。

第百五十條 左に掲げる經費については、當該普通地方公共團體の職員をして現金支拂をさせるためその資金を當該職員に前渡することができ、

一 地方債の元利金の支拂

二 外國において支拂をする經費

● 施行令 (財務 豫算)

三 遠隔の地又は交通不便の地域において支拂をする経費
 四 附随金、慰問金その他これに類する経費
 五 非常災害のため即時支拂を必要とする経費
 特別の必要があるときは、當該普通地方公共團體の職員以外の者に對して、前項の規定による資金前渡をすることが出来る。

第二百五十一條 左に掲げる経費については、概算拂をする事が出来る。

一 旅費

二 官公署に對し支拂うべき経費

三 補助金

第二百五十二條 左に掲げる経費については、前金拂をする事が出来る。

一 官公署に對し支拂うべき経費

二 補助金

三 前金で支拂をしなければ契約をし難い請負、購入又は借入に要する経費

四 土地又は家屋の買収又は収用に因りその移轉を必要とする事となつた當該家屋又は物件の移轉料

第二百五十三條 前三條に掲げるものを除く外、必要があるときは、普通地方公共團體の長は、議会の議決を経て資金前渡、概算拂又は前金拂をすることが出来る。

第二百五十四條 歳入の誤納又は過納となつた金額の拂戻は、各々これを收入した歳入から戻出しなければならぬ。

歳出の誤拂又は過渡となつた金額、資金前渡、概算拂、

前金拂及び概算拂の返納は、各々これを支出した経費の金額に戻入しなければならぬ。

第二百五十五條 出納閉鎖後の收入支出は、これを現年度の歳入歳出としなければならぬ。前條の規定による戻出金又は戻入金で出納閉鎖後に係るものについても、また、同様とする。

第二節 豫算

第二百五十六條 繼續費は、毎年度の支拂殘額を繼續年度の終まで繰越使用することが出来る。この場合において

は、普通地方公共團體の長は、翌年度四月三十日までに繼續費繰越計算書を調製し、次回の會議においてこれを議會に報告しなければならぬ。

第二百五十七條 歳入歳出豫算は、これを款項に区分しなければならぬ。

第二百五十八條 歳入歳出豫算には、各項を各自に区分してその豫算の基礎を詳細に記載した豫算説明を附けなければならぬ。

第二百五十九條 特別會計に屬する歳入歳出は、別にその豫算を調製しなければならぬ。

第六十條 豫算は、會計年度經過後においては、これを追加又は更正をすることが出来ない。

第六十一條 豫算に定めた各款の金額は、相互にこれを流用することが出来ない。

豫算に定めた各項の金額は、普通地方公共團體の議会の議決を経てこれを流用することが出来る。

第三節 出納及び決算

第六十二條 出納に關する事項は、會計年度經過後三箇月以内にその整理を完了しなければならない。

第六十三條 會計年度經過後に至つて歳入が歳出に不足するときは、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てることが出来る。この場合においては、そのために必要な額を翌年度の歳入歳出豫算に編入しなければならない。

第六十四條 都道府縣は、議会の議決を経て、都道府縣に屬する現金の出納及び保管のため、金庫を置くことが出来る。

第六十五條 都道府縣の金庫は、本金庫及び支金庫とする。

本金庫は、都道府縣の事務所の所在地に置き、支金庫は、都道府縣知事において必要と認められる地にこれを置く。

第六十六條 金庫事務は、普通地方公共團體の長が定める銀行をしてこれを取り扱わせる。

都道府縣の金庫事務の取扱をする銀行は、都道府縣知事の許可を得て、その責任を以て他の銀行又はその他の者をして金庫事務の一部を取り扱わせることが出来る。

第六十七條 金庫においては、出納長又は收入役の通知がなければ現金の出納をすることが出来ない。

第六十八條 金庫事務の取扱をする者は、現金の出納及び保管につき當該普通地方公共團體に對して責任を有する。

第六十九條 金庫事務の取扱をする者は、普通地方公共團體の長の定めるところにより、擔保を提供しなければならない。

第七十條 普通地方公共團體の長は、豫算に屬する現金については、支出に支障がない限度において、金庫事務の取扱をする者にその運用を許すことが出来る。

前項の場合においては、金庫事務の取扱をする者は、普通地方公共團體の長の定めるところにより、利子を納付しなければならない。

第七十一條 出納長又は收入役は、定期及び臨時に金庫の現金及び帳簿を検査しなければならない。この場合において必要があるときは、臨機の處分をすることが出来る。

第七十二條 前條の規定による検査に立ち會うことが出来る。

第七十三條 地方自治法第二百四十四條の規定により、普通地方公共團體の長が議事に提出すべき書類は、財産目録、事業報告書及び損益計算書とする。

第七十四條 命令に規定するものを除く外、普通地方公共團體の財務に關し必要な規定は、規則でこれを定める。

第六節 補則

第七十四條 地方自治法第二百二十七條の借入金を除く

第七十五條 地方自治法第二百二十七條の借入金を除く

第七十六條 地方自治法第二百二十七條の借入金を除く

第七十七條 地方自治法第二百二十七條の借入金を除く

第七十八條 地方自治法第二百二十七條の借入金を除く

第七十九條 地方自治法第二百二十七條の借入金を除く

第八十條 地方自治法第二百二十七條の借入金を除く

第八十一條 地方自治法第二百二十七條の借入金を除く

第八十二條 地方自治法第二百二十七條の借入金を除く

第八十三條 地方自治法第二百二十七條の借入金を除く

第八十四條 地方自治法第二百二十七條の借入金を除く

第八十五條 地方自治法第二百二十七條の借入金を除く

第八十六條 地方自治法第二百二十七條の借入金を除く

第八十七條 地方自治法第二百二十七條の借入金を除く

第八十八條 地方自治法第二百二十七條の借入金を除く

第八十九條 地方自治法第二百二十七條の借入金を除く

第九十條 地方自治法第二百二十七條の借入金を除く

第九十一條 地方自治法第二百二十七條の借入金を除く

第九十二條 地方自治法第二百二十七條の借入金を除く

第九十三條 地方自治法第二百二十七條の借入金を除く

第九十四條 地方自治法第二百二十七條の借入金を除く

第九十五條 地方自治法第二百二十七條の借入金を除く

第九十六條 地方自治法第二百二十七條の借入金を除く

第九十七條 地方自治法第二百二十七條の借入金を除く

第九十八條 地方自治法第二百二十七條の借入金を除く

第九十九條 地方自治法第二百二十七條の借入金を除く

第一百條 地方自治法第二百二十七條の借入金を除く

第一百零一條 地方自治法第二百二十七條の借入金を除く

第一百零二條 地方自治法第二百二十七條の借入金を除く

第一百零三條 地方自治法第二百二十七條の借入金を除く

第一百零四條 地方自治法第二百二十七條の借入金を除く

第一百零五條 地方自治法第二百二十七條の借入金を除く

● 施行令 (財務 出納及び決算 雜則 補則)

●施行令（財務 豫算）

三 遠隔の地又は交通不便の地域において支拂をする經費
 四 謝禮金、慰問金その他これに類する經費
 五 非常災害のため即時支拂を必要とする經費
 特別の必要があるときは、當該普通地方公共團體の職員以外の者に對して、前項の規定による資金前渡をすることが出来る。

第二百五十一條 左に掲げる經費については、概算拂をする事が出来る。
 一 旅費
 二 官公署に對し支拂うべき經費
 三 補助金

第二百五十二條 左に掲げる經費については、前金拂をする事が出来る。
 一 官公署に對し支拂うべき經費
 二 補助金
 三 前金で支拂をしなければ契約をし難い請負、購入又は借入に要する經費

四 土地又は家屋の買収又は收用に因りその移轉を必要とする事となつた當該家屋又は物件の移轉料
 第二百五十三條 前三條に掲げるものを除く外、必要があるときは、普通地方公共團體の長は、議會の議決を経て資金前渡、概算拂又は前金拂をすることが出来る。
 第二百五十四條 歳入の誤納又は過納となつた金額の拂戻は、各々これを收入した歳入から戻出しなければならぬ。
 歳出の誤拂又は過渡となつた金額、資金前渡、概算拂、

前金拂及び繰替拂の返納は、各々これを支出した經費の定額に戻入しなければならぬ。
 第二百五十五條 出納閉鎖後の收入支出は、これを現年度の歳入歳出としなければならぬ。前條の規定による戻出金又は戻入金で出納閉鎖後に係るものについても、また、同様とする。

第二節 豫算
 第二百五十六條 繼續費は、毎年度の支拂殘額を繼續年度の終まで遞次繰越使用することが出来る。この場合において、普通地方公共團體の長は、翌年度四月三十日までに繼續費繰越計算書を調製し、次回の會議においてこれを議會に報告しなければならぬ。

第二百五十七條 歳入歳出豫算は、これを款項に區分しなければならぬ。
 第二百五十八條 歳入歳出豫算には、各項を各自に區分してその豫算の基礎を詳細に記載した豫算説明を附けなければならぬ。
 第二百五十九條 特別會計に屬する歳入歳出は、別にその豫算を調製しなければならぬ。

第六十條 豫算は、會計年度經過後においては、これを追加又は更正をすることが出来ない。
 第六十一條 豫算に定めた各款の金額は、相互にこれを流用することが出来ない。
 豫算に定めた各項の金額は、普通地方公共團體の議會の議決を経てこれを流用することが出来る。

第三節 出納及び決算

第六十二條 出納に關する事項は、會計年度經過後三箇月以内にその整理を完了しなければならぬ。

第六十三條 會計年度經過後に至つて歳入が歳出に不足するときは、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てることが出来る。この場合においては、そのために必要な額を翌年度の歳入歳出豫算に編入しなければならぬ。

第六十四條 都道府縣は、議會の議決を経て、都道府縣に屬する現金の出納及び保管のため、金庫を置くことが出来る。

第六十五條 都道府縣の金庫は、本金庫及び支金庫とする。本金庫は、都道府縣の事務所の所在地に置き、支金庫は、都道府縣知事において必要と認める地にこれを置く。

第六十六條 金庫事務は、普通地方公共團體の長が定める銀行をしてこれを取り扱はしめる。
 都道府縣の金庫事務の取扱をする銀行は、都道府縣知事の許可を得て、その責任を以て他の銀行又はその他の者をして金庫事務の一部を取り扱はしめることが出来る。

第六十七條 金庫において、出納長又は收入役の通知がなければ現金の出納をすることが出来ない。

第六十八條 金庫事務の取扱をする者は、現金の出納及び保管につき當該普通地方公共團體に對して責任を有する。

●施行令（財務 出納及び決算 雜則 補則）

第六十九條 金庫事務の取扱をする者は、普通地方公共團體の長の定めるところにより、擔保を提供しなければならぬ。

第七十條 普通地方公共團體の長は、豫算に屬する現金に對しては、支出に支障がない限度において、金庫事務の取扱をする者にその運用を許すことが出来る。
 前項の場合においては、金庫事務の取扱をする者は、普通地方公共團體の長の定めるところにより、利子を納付しなければならぬ。

第七十一條 出納長又は收入役は、定期及び臨時に金庫の現金及び帳簿を検査しなければならぬ。この場合において必要があるとき、臨機の處分をすることが出来る。

第七十二條 地方自治法第二百四十四條の規定により、普通地方公共團體の長から議會に提出すべき書類は、財産目録、事業報告書及び損益計算書とする。

第七十三條 命令に規定するものを除く外、普通地方公共團體の財務に關し必要な規定は、規則でこれを定める。
 第六章 補則
 第七十四條 地方自治法第二百二十七條の借入金を除く

●施行令 (財務 豫算)

三 遠隔の地又は交通不便の地域において支拂をする經費
 四 謝禮金、慰問金その他これに類する經費
 五 非常災害のため即時支拂を必要とする經費
 特別の必要があるときは、當該普通地方公共團體の職員以外の者に對して、前項の規定による資金前渡をすることが出来る。

第二百五十一條 左に掲げる經費については、概算拂をするこ
 とができる。

一 旅費

二 官公署に對し支拂うべき經費

三 補助金

第二百五十二條 左に掲げる經費については、前金拂をするこ
 とができる。

一 官公署に對し支拂うべき經費

二 補助金

三 前金で支拂をしなければ契約をし難い請負、購入又は
 借入に要する經費

四 土地又は家屋の買収又は収用に因りその移轉を必要と
 することとなつた當該家屋又は物件の移轉料

第二百五十三條 前三條に掲げるものを除く外、必要があると
 きは、普通地方公共團體の長は、議会の議決を経て資金前
 渡、概算拂又は前金拂をすることが出来る。

第二百五十四條 歳入の誤納又は過納となつた金額の拂戻は、
 各々これを收入した歳入から戻出しなければならぬ。

歳出の誤拂又は過渡となつた金額、資金前渡、概算拂、

前金拂及び繰替拂の返納は、各々これを支出した經費の定
 額に戻入しなければならぬ。
 第二百五十五條 出納閉鎖後の收入支出は、これを現年度の歳
 入歳出としなければならぬ。前條の規定による戻出金又は
 戻入金で出納閉鎖後に係るものについても、また、同様
 とする。

第二節 豫算

第二百五十六條 繼續費は、毎年度の支拂殘額を繼續年度の終
 まで遞次繰越使用することが出来る。この場合において
 は、普通地方公共團體の長は、翌年度四月三十日までに繼
 續費繰越計算書を調製し、次の會議においてこれを議會
 に報告しなければならぬ。

第二百五十七條 歳入歳出豫算は、これを款項に區分しなけれ
 ばならぬ。

第二百五十八條 歳入歳出豫算には、各項を各自に區分してそ
 の豫算の基礎を詳細に記載した豫算説明を附けなければな
 らぬ。

第二百五十九條 特別會計に屬する歳入歳出は、別にその豫算
 を調製しなければならぬ。

第二百六十條 豫算は、會計年度經過後においては、これを追
 加又は更正をすることが出来ない。

第二百六十一條 豫算に定めた各款の金額は、相互にこれを流
 用することが出来ない。

豫算に定めた各項の金額は、普通地方公共團體の議会の
 議決を経てこれを流用することが出来る。

第三節 出納及び決算

第二百六十二條 出納に關する事項は、會計年度經過後三箇月
 以内にその整理を完了しなければならぬ。

第二百六十三條 會計年度經過後に至つて歳入が歳出に不足す
 るときは、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てること
 ができる。この場合においては、そのために必要な額を翌年
 度の歳入歳出豫算に編入しなければならぬ。

第二百六十四條 都道府縣は、議会の議決を経て、都道府縣に
 屬する現金の出納及び保管のため、金庫を置かなければな
 らぬ。

市町村は、議会の議決を経て、市町村に屬する現金の出
 納及び保管のため、金庫を置くことができる。

第二百六十五條 都道府縣の金庫は、本金庫及び支金庫とす
 る。

本金庫は、都道府縣の事務所の所在地に置き、支金庫は、
 都道府縣知事において必要と認める地にこれを置く。

支金庫は、支金庫を總轄する。

第二百六十六條 金庫事務は、普通地方公共團體の長が定める
 銀行をしてこれを取り扱わせる。

都道府縣の金庫事務の取扱をする銀行は、都道府縣知事
 の許可を得て、その責任を以て他の銀行又はその他の者を
 して金庫事務の一部を取り扱わせることができる。

第二百六十七條 金庫においては、出納長又は收入役の通知が
 なければ現金の出納をすることが出来ない。

第二百六十八條 金庫事務の取扱をする者は、現金の出納及

び保管につき當該普通地方公共團體に對して責任を有す
 る。

第二百六十九條 金庫事務の取扱をする者は、普通地方公共團
 體の長の定めるところにより、擔保を提供しなければなら
 ぬ。

第二百七十條 普通地方公共團體の長は、豫算に屬する現金に
 ついては、支出に支障がない限度において、金庫事務の取
 扱をする者にその運用を許すことができる。

前項の場合においては、金庫事務の取扱をする者は、普
 通地方公共團體の長の定めるところにより、利子を納付し
 なければならぬ。

第二百七十一條 出納長又は收入役は、定期及び臨時に金庫の
 現金及び帳簿を検査しなければならぬ。この場合におい
 て必要があると認めるときは、臨機の處分をすることがで
 きる。

監査委員は、前條の規定による検査に立ち會うことがで
 きる。

第四節 雜則

第二百七十二條 地方自治法第二百四十四條の規定により、普
 通地方公共團體の長から議會に提出すべき書類は、財産目
 録、事業報告書及び損益計算書とする。

第二百七十三條 命令に規定するものを除く外、普通地方公共
 團體の財務に關し必要な規定は、規則でこれを定める。

第六章 補則

第二百七十四條 地方自治法第二百二十七條の借入金を除く

●施行令 (補則)

外、地方債を起し、又は起債の方法、利息の定率若しくは償還の方法を變更しようとするときは、普通地方公共團體は、内務大臣及び大蔵大臣の定めるところにより、内務大臣の許可を受けなければならない。但し、内務大臣及び大蔵大臣の指定する事件については、内務大臣の許可に代へ都道府県知事の許可を受けるものとす又は内務大臣の許可を受けることを必要としないものとする。

第七十五條 耕地整理若しくは土地區畫整理のため市町村の境界變更をしようとするとき、又は所屬未定地を市町村の區域に編入しようとするときは、内務大臣の許可を受けなければならない。但し、關係市町村の議會において意見が異なるときは、この限りでない。

第七十六條 地方自治法第二百五十四條の公示の人口の調査期日以後において、都道府県又は郡(北海道にあつては支廳長の管轄區域本章中以下これに同じ。)の境界にわたつて市町村の廢置分合若しくは境界變更があつた場合、都道府県又は郡の境界にわたつて所屬未定地を市町村の區域に編入した場合若しくは市町村の境界が確定した場合、郡の區域内において市の設置があつた場合若しくは町村が市となつた場合又は市が町村となつた場合において、當該區域に現住者が不在の場合を除く外、都道府県又は郡の區域の人口は、左の區分により都道府県知事の告示した人口による。

- 一 郡にあつては、地方自治法第二百五十四條又はこの政令第七十七條の規定による町村の人口を集計したもの
 - 二 都道府県にあつては、地方自治法第二百五十四條又はこの政令第七十七條の規定による市町村の人口を集計したもの
- 前項第一號の規定は、郡の區域をあらたに畫し又はこれを變更した場合に、同項第二號の規定は、都道府県の廢置分合又は境界變更があつた場合にこれを準用する。
- 第七十七條 地方自治法第二百五十四條の公示の人口の調査期日以後において、市町村の廢置分合若しくは境界變更があつた場合、所屬未定地を市町村の區域に編入した場合、又は市町村の境界が確定した場合においては、當該區域に現住者が不在の場合を除く外、關係市町村の人口は、左の區分により都道府県知事の告示した人口による。
- 一 數市町村の全部の區域を以て一市町村を設置した場合又は一市町村若しくは數市町村の全部の區域を他の市町村の區域に編入した場合においては、關係市町村の官報公示の人口を集計したもの
 - 二 前號以外の場合においては、當該市町村の官報公示の人口を邊置分合、境界變更又は境界確定のあつた日の現在により都道府県知事の調査した人口に比例して算出した當該區域の官報公示の人口若しくはその人口を集計したものとす又はその人口を關係市町村の官報公示の人口に加へ若しくは關係市町村の官報公示の人口から差し引いたもの
 - 三 所屬未定地を市町村に編入したときは、編入の日の現在

在により都道府県知事の調査した當該區域の人口を關係市町村の官報公示の人口に加えたもの

第七十八條 郡の區域内において町村が市となつたときは、郡の區域も、また自ら變更する。

第七十九條 耕地整理若しくは土地區畫整理の施行又は公有水面理立のため市町村の區域内の町若しくは字の區域をあらたに畫し若しくはこれを廢止し、又は町若しくは字の區域を變更しようとするときは、都道府県知事が關係市町村の議會に諮つてこれを定める。

第八十條 地方自治法第二百六十一條第二項の規定による通知を受理したときは、當該普通地方公共團體の長は、直ちにその旨を選挙管理委員會に通知しなければならない。

地方自治法第二百六十一條第二項の規定による市町村長に對する通知をしようとするときは、内務大臣は、關係のある都道府県知事を経なければならぬ。

●施行令 (補則)

前項の規定により關係のある都道府県知事が地方自治法第二百六十一條第二項の規定による市町村長に對する通知を受けたときは、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員會に通知しなければならない。

●施行令 (補則)

はその協議が調わなるときは都道府縣の選挙管理委員会がこれを行う。
第百八十三條 地方自治法第二百六十一條第三項の賛否の投票の結果が判明したときは、選挙管理委員会は、直ちにこれを公表しなければならない。

第百八十四條 第二十四條、第二十六條乃至第五十條、第五十一條(同條第一項中衆議院議員選挙法施行令第十條に關する部分を除く)、第五十二條乃至第六十條、第六十二條乃至第六十四條、第六十六條乃至第六十八條及び第三十三條の規定は、地方自治法第二百六十一條第三項の賛否の投票にこれを準用する。但し、第二十四條中「その名簿又は抄本を用いて選挙された普通地方公共團體の議会の議員又は長の任期間」とあるのは「賛否の投票の結果の確定するまでの間」と読み替えるものとする。

第百八十五條 衆議院議員選挙法施行令第六十九條及び第七十三條の規定は、地方自治法第二百六十一條第三項の賛否の投票にこれを準用する。
第百八十六條 地方自治法第二百六十二條第一項の規定により同法第二百六十一條第三項の賛否の投票に同法第二編第四章の規定を準用する場合には、同法第三十一條第三項及び第三十二條第一項乃至第三項中「候補者の氏名」又は「候補者一人の氏名」とあるのは「賛否」、同法第四十一條第一項第二號、第六號若しくは第七號又は第二項中「候補者の氏名」又は「候補者の何人を記載したか」とあるのは「賛否」、同法第四十九條中「各候補者の得票總數」とあるのは「賛否の投票總數」、同法第六十六條第一項中「當選」とあるのは「賛否の投票の結果」、「第五十九條第一項又は第二項の告示の日」とあるのは「地方自治法施行令第八十三條の公表の日」と読み替えるものとする。

地方自治法第二百六十二條第一項において準用する同法第二編第四章の規定により衆議院議員選挙法を準用する場合には、同法第八十九條、第九十條、第九十四條、第九十五條、第四百十條第二項乃至第五項及び第四百三十三條並びに第十一章の規定は、これを準用しない。
第百八十七條 地方自治法第十七條、第十九條、第二十一條、第二十二條、第二十六條第二項乃至第六項、第二十七條、第三十條、第四十條、第四十一條第一項第三號乃至第五號、第四十七條、第五十三條乃至第六十五條、第六十八條及び第七十一條の規定は、同法第二百六十一條第三項の賛否の投票については、これを準用しない。
第百八十八條 地方自治法第二編第四章及びこの政令第八十條乃至前條の規定は、同法第二百六十一條第三項の賛否の投票を普通地方公共團體の選挙又は同法第七十大條第三

項の規定による解散の投票若しくは同法第八十條第三項及び第八十一條第二項の規定による解散の投票と同時に進行する場合にこれを準用する。但し、同法第三十一條第二項及び第三項、第三十二條第二項及び第四十一條第二項の規定並びに同法第二百六十一條第三項の賛否の投票については同法第三十條第一項の規定並びに同法第四十條及び第四十七條中第三十條第一項に關する部分はこの限りでない。

前項の場合においては、第百八十二條第一項の規定による通知は地方自治法第三十條第二項の規定の準用については、これを同條第一項の規定による届出とみなす。
第百八十九條 地方自治法及びこの政令中所轄行政廳とは、市町村に關する事項については都道府縣知事とする。
第百九十條 都の議会の議員及び長の選挙、議会の解散の投票、議会の議員及び長の解職の投票並びに都に關する地方自治法第二百六十一條第三項の賛否の投票については、同法又はこの政令中特別の定めがあるものを除く外、市に關する規定は、特別区にこれを適用する。

地方自治法第五十五條第二項の市における都道府縣の議会の議員及び長の選挙、議会の解散の投票、議会の議員及び長の解職の投票並びに當該都道府縣に關する同法第二百六十一條第三項の賛否の投票については、同法又はこの政令中特別の定めがあるものを除く外、市に關する規定は、特別区にこれを適用する。
地方自治法第五十五條第二項の市の議会の議員及び長の選挙、議会の解散の投票、議会の議員及び長の解職の投票並びに當該都道府縣に關する同法第二百六十一條第三項の賛否の投票については、同法又はこの政令中特別の定めがあるものを除く外、市に關する規定は、特別区にこれを適用する。

並びにその市に關する同法第二百六十一條第三項の賛否の投票については、同法第二十六條、第二十七條、第二十九條、第三十六條第三項、第三十九條、第四十三條、第四十四條並びにこの政令第二十三條、第二十四條、第二十六條乃至第二十八條、第三十條、第三十六條乃至第四十一條、第五十二條乃至第五十四條及び第五十六條乃至第五十八條中市に關する規定は、區にこれを適用する。
都道府縣の議会の議員及び長の選挙、議会の解散の投票、議会の議員及び長の解職の投票並びに當該都道府縣に關する地方自治法第二百六十一條第三項の賛否の投票については、同法又はこの政令中特別の定めがあるものを除く外、町村に關する規定は、全部事務組合又は役場事務組合にこれを適用する。

第二編 特別地方公共團體及び地方公共團體に關する特別

第一章 特別市

第百九十一條 地方自治法第二百七十七條の規定により同法第二百六十條の規定を適用する場合には、同條第一項の規定中「都道府縣知事の許可に關する部分」は、これを適用しない。
第百九十二條 地方自治法第二百七十八條の規定により同法第二百五十八條の規定を特別市に適用する場合には、同法第二百五十八條の規定中「都に關する部分」を適用する。

●施行令 (特別地方公共團體及び地方公共團體に關する特別 特別市 通則)

●施行令 (特別市 行政区)

第九十三條 第七條、第九條、第十二條乃至第十四條、第二十條第一項、第二項及び第三項(報告に關する部分を除く。)、第二十一條、第二十二條、第二十三條、第二十四條乃至第二十七條、第三十條、第三十三條、第三十四條、第六十七條、第七十一條、第七十七條並びに第七十九條中市に關する規定は、これを特別市に適用する。但し、第二十二條第一項中「二十日以内」とあるのは「三十日以内」と読み替へるものとする。

第九十四條 この政令に特別の定があるものを除く外、第一編中道府縣に關する規定は、特別市にこれを適用する。

第九十五條 特別市の議會の解散の投票又は議會の議員、市長及び區長の解職の投票並びに特別市に關する地方自治法第二十六條第三項の贊否の投票に關して同法第二十七條又は前條の規定により同法第二編第五章又はこの政令第一編第三章中道府縣の直接請求に關する規定を適用する場合には、市に關する規定は、行政区にこれを適用する。

特別市の選挙について、前條の規定により第一編第二章中道府縣の選挙に關する規定を適用する場合において、また、前項と同様とする。

この政令に特別の定があるものを除く外、第一編第二章中選挙人名簿に關する規定中市に關するものは、行政区にこれを適用する。

第二節 行政区

第九十六條 區長は、特別市の吏員とし、その任期は四年とする。

前項の任期は、選挙の日からこれを起算する。但し、區長の任期満了の日の翌日から、これを起算する。

第九十七條 特別市の議會の議員及び長の選挙権を有する者で行政区の区域内に住所を有するものは、區長の選挙権を有する。

日本國民で年齢二十五年以上のものは、區長の被選挙権を有する。

第九十八條 區長の選挙に關する事務は、當該行政区の選挙管理委員會がこれを管理する。

第九十九條 區長の選挙は、當該行政区における特別市の議會の議員及び長の選挙に用いる選挙人名簿又はその抄本によりこれを行う。

第一百條 地方自治法第十九條第四項、第二十條、第二十一條、第二十四條、第二十五條、第二十八條乃至第六十三條及び第六十五條乃至第七十三條並びにこの政令中第二十四條、第二十六條乃至第七十三條及び第七十五條乃至第九十條中市長の選挙に關する規定は、區長の選挙にこれを準用する。但し、これらの規定中道府縣の選挙管理委員會に關する規定は特別市の選挙管理委員會に關する規定とみなし、同法第五十四條第一項中「三千圓」とあるのは「千圓」とする。

読み替へるものとする。

第二一一條 區長の選挙権を有する者は、その總数の三分の一以上の者の連署を以て、その代表者から、當該行政区の選挙管理委員會に對し、區長の解職を請求することができ

第二二二條 地方自治法第八十一條第二項、第八十二條第二項、第八十三條乃至第八十五條並びにこの政令第六十六條乃至第八十八條及び第九十條中市長の解職の請求及びその解職の投票に關する規定は、區長の解職の請求及びその解職の投票にこれを準用する。但し、これらの規定中道府縣の選挙管理委員會に關する規定は特別市の選挙管理委員會に關する規定、都道府縣知事又は内務大臣に關する規定は特別市の市長に關する規定とみなす。

第二二三條 地方自治法第四十一條乃至第四十五條及び第五十九條並びにこの政令第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十條第一項、第三項及び第三十一條乃至第三十三條の規定は、行政区の區長にこれを準用する。

第二四四條 地方自治法第六十三條、第六十四條、第六十五條第二項及び第六十六條並びにこの政令第二十

七條及び第三十一條乃至第三十三條の規定は、區助役にこれを準用する。

●施行令 (特別市 特別區)

第二四五條 地方自治法第六十八條第五項及び第六項並びにこの政令第二十四條乃至第二十六條、第二十八條、第三十條第一項及び第三項並びに第三十一條乃至第三十三條の規定は、特別區の區長の権限に屬する事務に

第二五三條 都知事は、特別區の區長の権限に屬する事務に準用する。

第二五九條 日本國民たる年齢二十年以上の者で六箇月以来特別區の存する区域内に住所を有するものは、都の議會の議員及び長並びに當該特別區の議會の議員及び長の選挙権を有する。

第二六〇條 都知事は、特別區の區長の権限に屬する事務に準用する。

第二六九條 日本國民たる年齢二十年以上の者で六箇月以来特別區の存する区域内に住所を有するものは、都の議會の議員及び長並びに當該特別區の議會の議員及び長の選挙権を有する。

第二七〇條 都知事は、特別區の區長の権限に屬する事務に準用する。

第二七九條 日本國民たる年齢二十年以上の者で六箇月以来特別區の存する区域内に住所を有するものは、都の議會の議員及び長並びに當該特別區の議會の議員及び長の選挙権を有する。

第二八〇條 都知事は、特別區の區長の権限に屬する事務に準用する。

●施行令（市町村及び特別区の組合）

従事させるため特別区に必要な都吏員を配属することができ
る。

前項の都吏員は、區長の命を受け、事務に従事する。

第三章 市町村及び特別区の組合

第二百一十一條 公益上必要がある場合においては、都道府縣知事は、關係市町村及び特別区の議會に諮つて規約を定め、地方自治法第二百八十四條第一項の規定による市町村及び特別区の組合を設けることができる。

前項の場合において關係市町村及び特別区の数が二十以上であるときは、都道府縣知事は、市町村及び特別区の議會に代へ都道府縣の議會に諮つて規約を定め、市町村及び特別区の組合を設けることができる。

前項の規定による組合に關しては、地方自治法第二百八十六條第一項、第二百八十八條及び第二百八十九條の規定にかかわらず、本章に定めるところによる。

第二百一十二條 地方自治法第二百八十四條第四項の規定による市町村及び特別区の組合は、その組合市町村及び特別区の数を増減しようとするときは、加入又は脱退しようとする市町村又は特別区との協議により都道府縣知事の許可を受けなければならない。

公益上必要がある場合においては、都道府縣知事は、組合の議會及び加入又は脱退させようとする市町村又は特別区の議會に諮つて組合市町村又は特別区の数を増減すること

とができる。

第二百一十三條 地方自治法第二百八十四條第四項の規定による市町村及び特別区の組合は、その共同事務の變更をしようとするときは、組合の議會の議決を経て都道府縣知事の許可を受けなければならない。

公益上必要がある場合においては、都道府縣知事は、組合に諮つて組合の共同事務の變更をすることができる。

第二百一十四條 地方自治法第二百八十四條第四項の規定による市町村及び特別区の組合は、その規約を變更しようとするときは、組合の議決を経て都道府縣知事の許可を受けなければならない。

公益上必要がある場合においては、都道府縣知事は、組合の議會に諮つて規約を變更することができる。

第二百一十五條 地方自治法第二百八十四條第四項の規定による市町村及び特別区の組合は、その組合を解散しようとするときは、組合の議會の議決を経て都道府縣知事の許可を受けなければならない。

公益上必要がある場合においては、都道府縣知事は、組合の議會に諮つて市町村及び特別区の組合を解散すること

第二百一十六條 第二百一十一條第一項又は第二百一十二條第一項若しくは前條第一項の場合において、財産の處分に關する事項は、組合と加入若しくは脱退しようとする市町村若しくは特別区との協議により、又は組合の議會の議決によりこれを定める。

は都道府縣知事」と讀み替へるものとする。

附則

第一條 この政令は、公布の日から、これを施行する。

第二條 東京都制施行令、道府縣制施行令、市制町村制施行令、昭和四年勅令第八十九號（市制第六十五條の名譽職參事會員の定數に關する件）、昭和十八年勅令第四百四十六號（町村制を施行しない島の指定に關する件）及び昭和十九年勅令第九十九號（町又は字の區域等の變更に關する件）は、これを廢止する。但し、東京都制施行令第二百二十四條乃至第二百二十八條、第三百一十一條、第三百三十六條乃至第四百四十四條、第四百四十六條及び第四百四十七條の規定は、なお、その效力を有する。

第三條 東京都官制、北海道廳官制、地方官官制、都廳府縣等臨時職員等設置制及び地方世話部官制は、これを廢止する。但し、地方自治法附則において準用され又はよることとされてゐる範圍内においては、なお、その效力を有する。

第四條 他の命令中に東京都制施行令、道府縣制施行令、府縣制施行令又は市制町村制施行令の規定を掲げている場合においては、この政令中これらの規定に相當する規定があるときは、命令で特別の規定を設ける場合を除く外、各々この政令中のこれらの規定に相當する規定を指しているものとす。

第五條 道路法及び同法施行令、水道條例、傳染病豫防法第七條、第十八條及び第二十一條（傳染病院等の施設に要す

●施行令（財産區 地方公共團體の協議會 附則）

第二百一十一條第二項、第二百一十二條第二項若しくは前條第二項の場合において、財産の處分に關する事項は、組合の議會及び加入若しくは脱退させようとする市町村若しくは特別区の議會に諮り、又は組合の議會に諮つて都道府縣知事がこれを定める。

第四章 財産區

第二百一十九條 第四百三十三條乃至第六十三條の規定は、財産區にこれを準用する。但し、條例で特別の定を設けることができる。

第五章 地方公共團體の協議會

第二百二十條 公益上必要がある場合においては、都道府縣及び特別市の加入するものにあつては内務大臣、その他のものにあつては都道府縣知事は、關係地方公共團體の議會に諮つて規約を定め、地方自治法第二百九十八條第二項の規定による地方公共團體の協議會を設けることができる。

第二百二十一條 第二百一十一條第二項及び第三項並びに第二百二十二條乃至第二百五條の規定は、地方自治法第二百九十八條第二項の規定による地方公共團體の協議會にこれを準用する。但し、「都道府縣知事」とあるのは「内務大臣又

●施行規程 (目次)

九二

る費用に關する部分に限る。並びに都市計畫法及び同法施行令中市に關する規定は、特別區には、これを適用しない。

第八條 自作農創設特別措置法施行令の一部を次のように改正する。

第五條 海軍の軍人軍屬であつた者の家族等に對する俸給その他の給與に關する事務については、地方自治法附則第十條第一項の規定にかかわらず、復員廳官制の定めるところによる。

第九條 砂防法施行規程の一部を次のように改正する。

第六條 地方自治法附則第十條第一項の事務のうち陸軍の軍人軍屬であつた者に關するものは樺太に關するものは北海道、朝鮮及び臺灣に關するものは福岡縣、沖繩縣に關するものは熊本縣においてこれを處理しなければならぬ。

附則 この政令は、公布の日から、これを施行する。

第七條 五大都市行政監督特例の一部を次のように改正する。

改正 昭和二十二年五月三日 政令第九號

第一號乃至第三號を次のように改める。

地方自治法施行規程目次

一 地方自治法中府縣知事ノ許可ヲ要スル事項但シ同法第二百五十條ノ地方債ニ關スルコト並ニ第二百八十四條第一項ノ規定ニ依ル規約ヲ定メ、第二百八十六條第一項ノ規定ニ依ル地方公共團體ノ組合ヲ組織スル地方公共團體ノ數ヲ増減シ若ハ共同處理スル事務ヲ變更シ又ハ組合ノ規約ヲ變更スルコト及第百九十八條第一項ノ規約ヲ定メ又ハ第三百四條ノ規定ニ依リ地方公共團體ノ協議會ヲ廢止シ之ニ加入スル地方公共團體ノ數ヲ増減シ若ハ協議會ノ規約ヲ變更スルコトヲ除ク

第一章 通則 九三
第二章 地方公共團體の區域 九三
第三章 都道府縣の規則 九三
第四章 地方公共團體の選舉 九三
第五章 地方公共團體の議決機關 九四
第六章 地方公共團體の執行機關 九四
第一節 補助機關 九五
第一款 都道府縣 九五
第二款 市町村及び特別區 九八
第三款 地方公共團體の長と議會との關係 九九
第三節 選舉管理委員會 九九

●地方自治法施行規程

第四節 監査委員 九三
第七章 給與 九三
第八章 財務 九三
第九章 財産區 九三
第十章 補則 九三

地方自治法施行規程
第一章 通則 九三
第二章 地方公共團體の區域 九三
第三章 都道府縣の規則 九三
第四章 地方公共團體の選舉 九三
第五章 地方公共團體の議決機關 九四
第六章 地方公共團體の執行機關 九四
第一節 補助機關 九五
第一款 都道府縣 九五
第二款 市町村及び特別區 九八
第三款 地方公共團體の長と議會との關係 九九
第三節 選舉管理委員會 九九

地方公共團體の事務所の現に在る位置は、地方自治法第四條の條例でこれを定めたものとみなす。

第四條 從前の東京都制第十一條第三項又は道府縣制第四條第三項の規定による選舉區は、地方自治法第二十二條第三項の規定による選舉區とみなす。

地方自治法第五條第一項乃至第三項若しくは町村制第四條第一項乃至第三項又は東京都制第四百四十二條第一項、第二項若しくはこれを準用する同法第六十一條の規定による市區町村の境界に關する事件でまだ裁定若しくは決定又は裁決のないものは、これを地方自治法第九條第一項若しくは第二項又はこれを準用する同法第二百八十三條の規定による事件とみなす。この場合において、都道府縣知事又は内務大臣は、直ちに事件を管轄裁判所に引き續がなければならぬ。

第五條 從前の東京都制第十二條の特例等に關する件(第三號(衆議院議員選舉法第十二條の特例等に關する件)の第三條の規定により區會議員選舉管理委員會の調製した補充選舉人名簿中名簿調製期日において地方自治法施行令第二百九條の規定により都の議會の議員及び長の選舉權を有する者)に關する部分は、これを地方自治法第二十六條第二項の規定により調製した補充選舉人名簿とみなす。

前項の引續があつたときは、その時において、當該事件につき、訴の提起又は決定の求めがあつたものとみなす。

第六條 從前の東京都制第十三條第二項又は第四百五條第二項の規定により選舉權を與えられた者は、これを地方自治法第十八條第二項又はこれを準用する同法第二百八十三條の規定により同法施行の際現にその記載されている補充

第三條 地方自治法施行の際現に效力を有する東京都令(警察廳令を含む)、北海道廳令、北海道廳支廳令及び府縣令中法律を以て規定すべき事項以外の事項で都道府縣知事の

第六條 從前の東京都制第十三條第二項又は第四百五條第二項の規定により選舉權を與えられた者は、これを地方自治法第十八條第二項又はこれを準用する同法第二百八十三條の規定により同法施行の際現にその記載されている補充

●施行規程 (通則) 地方公共團體の區域 都道府縣の規則

地方公共團體の選舉

●施行規程 (地方公共團體の議決機關 地方公共團體の執行機關 地方公共團體の長)

選挙人名簿の属する市町村又は特別区の選挙権を與えられた者とみなす。

第七條 地方自治法施行の際従前の東京都制、市制、町村制又は東京都制施行令の規定によりその期日を告示してある都議会議員、道府縣會議員、市町村會議員、東京都の區會議員若しくは東京都長官、北海道廳長官、府縣知事、市町村長若しくは東京都の區長の選挙若しくは解職の投票又は東京都議會、道府縣議會、市町村會若しくは東京都の區會の解散の投票及び地方自治法施行後二箇月以内のその期日を告示したこれらの選挙については、なお、従前の規定による。但し、選挙人名簿、選挙若しくは當選又は解職若しくは解散の投票に關する争訟については、この限りでない。

第八條 従前の東京都制第十九條第二項、市制第二十一條ノ三第四項、町村制第十八條ノ三第四項又は東京都制施行令第五十條ノ二第二項の規定による訴願でまだ裁決のないものは、地方自治法施行の日において同法第二十七條第三項又はこれを準用する同法第二百八十三條の規定により地方裁判所に提起された訴とみなす。この場合においては、都道府縣知事は、直ちに當該事件を地方裁判所に引き續がなければならぬ。

前項の訴願中既に裁決のあつたものでまだ確定しないものは、地方自治法施行の日において、同法第二十七條第三項又はこれを準用する同法第二百八十三條の規定による地方裁判所の判決があつたものとみなす。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

第九條 従前の市制第三十六條第二項、町村制第三十三條第二項又は東京都制施行令第六十七條第三項の規定(これらの規定を準用する場合を含む。)による東京都長官、北海道廳長官又は府縣知事に對する訴願でまだ裁決のないものは、地方自治法施行の日において、同法第六十六條第二項の規定(同項の規定を準用する場合を含む。)により都道府縣の選挙管理委員會に對してした訴願とみなす。この場合においては、都道府縣知事は、直ちに當該事件を都道府縣の選挙管理委員會に引き續がなければならぬ。

従前の市制第三十六條第二項、町村制第三十三條第二項又は東京都制施行令第六十七條第三項の規定(これらの規定を準用する場合を含む。)により東京都長官、北海道廳長官又は府縣知事のした裁決でまだ確定していないものは、地方自治法施行の日において、同法第六十六條第二項の規定(同項の規定を準用する場合を含む。)により都道府縣の選挙管理委員會のした裁決とみなす。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

第五章 地方公共團體の議決機關

第十條 従前の市制第三十八條第三項若しくは第四項、町村制第三十五條第三項若しくは第四項又は東京都制施行令第七十一條第三項若しくは第四項の規定による訴願については、第八條の例による。

第六章 地方公共團體の執行機關

第一節 地方公共團體の長

第十一條 従前の市制第七十四條又は町村制第六十二條の規

定による市町村長の退職の申立に關しては、なお、従前の規定による。但し、市長の退職すべき日は、遅くも昭和二十二年五月二十二日までとする。

第十二條 地方自治法第六十一條若しくはこれを準用する同法第二百八十三條又は同法第二百五十五條第三項の規定による副知事又は特別區若しくは同法第二百五十五條第二項の市の區の助役が置かれるまでの間は、都道府縣知事又は特別區の區長若しくは同法第二百五十五條第二項の市の區の區長の職務の代理に關しては、なお、従前の例による。

第十三條 従前の東京都官制第三十一條若しくは第三十三條、北海道廳官制第二十八條又は地方官官制第三十九條若しくは第四十一條の規定による支廳(道にあつては支廳出張所を含む。)及び地方事務所は、地方自治法第五十五條第一項の規定による都道府縣の條例でこれを設けたものとみなし、その位置、名稱及び管轄區域は、同條第四項の規定による都道府縣の條例で、これを定めたものとみなす。

第十四條 昭和二十二年政令第十七號(地方自治法第五十五條第二項の市の指定に關する政令)で指定する市の從來の區及びその事務所は、これを地方自治法第五十五條第二項の規定による市の條例で設置したものとみなす。

第十五條 地方自治法施行の際現に存する都道府縣の局部課又は市町村の部課は、これを地方自治法第五十八條の規定による條例で設けたものとみなす。

前項の場合においては、道府縣の内務部は、地方自治法第五十八條第一項の規定による總務部となつたものとす

●施行規程 (地方公共團體の執行機關 補助機關)

第二節 補助機關

第一款 都道府縣

第十六條 副知事を除く外、都道府縣の吏員は、これを分けて一級二級及び三級とする。

第十七條 出納長は、一級又は二級とする。

第十八條 地方自治法に特別の定のあるものを除く外、都道府縣に左の職員を置く。

一 局長、二 部長、三 課長、四 主事、五 技師、六 視學、七 小作主事、八 社會教育主事、九 農業團體監督主事、十 商工組合監督主事、十一 貿易組合監督主事、十二 建築監督主事、十三 物價調整主事、十四 麻藥統制主事

局長及び部長は、一級又は二級の事務吏員又は技術吏員を以てこれに充てる。知事の命を受け、所部の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

課長は、二級又は三級の事務吏員又は技術吏員を以てこれに充てる。上司の命を受け課務を掌理する。

主事、視學、社會教育主事及び物價調整主事は、事務吏員を以てこれに充てる。

技師は、技術吏員を以てこれに充てる。

前二項に掲げる職以外の職は、事務吏員又は技術吏員を以てこれに充てる。

第一項第六號乃至第十四號に掲げる職員の所掌は、従前

●施行規程（地方公共團體の執行機關 補助機關）

の都道府縣における各相當職員の所掌と同様とする。主事又は技師は、上司の命を受け、前項に掲げる所掌以外の事務又は技術を掌る。

第十九條 都道府縣の吏員の各級別の定数は、地方自治法第七十二條第三項の規定にかかわらず、同法施行の際現に都道府縣に關する官制の規定又はこれに基く主務大臣の定による都道府縣の官吏の各級別の定員（警察及び第六十九條に掲げる事務に従事する職員の定数を除く）による。但し、都道府縣知事は、必要があるときは、主務大臣の承認を受けて各級別の定数を増減することができる。

地方自治法施行の際現に都道府縣の有給吏員たる者の數と同法附則第六條の規定により都道府縣の吏員となる者の數との合計數が前項の規定による定数を超える場合においては、その超過する數は、これらの者が吏員たる地位を有する間、これを同項の定數外とする。

第二十條 地方自治法附則第六條に掲げる者は、同法施行の際現に在る級及び現に受ける號俸に相當する給料を以て、同條に掲げる職に任用されたものとする。

地方自治法施行の際現に都道府縣の有給吏員たる者は、別に辭令を發せられないときは、その所掌（休職中のものにあつては休職となつた際の所掌）に従い事務吏員又は技術吏員に任用され、三級に敘せられたものとする。

第二十一條 地方自治法施行の際現に臨時物資需給調整法の規定に基く命の施行に關する事務に従事する職員で地方事務官又は地方技官を兼ねているものは、別に辭令を發せ

られないときは、都道府縣の吏員に併任され官吏の級別と同一の級に敘せられたものとする。

前項の規定による併任に係る吏員の數は、これを第十九條第一項に規定する吏員の定數外とし、その者には給料を支給しない。

第二十二條 副知事については、官吏の分限に關する規定を準用しない。

第二十三條 官吏任用級令及び大正十年勅令第二百二十三號（奏任文官及び判任文官の優遇に關する件）に定める任用級及及び優遇に必要な在職年數については、官吏又は地方自治法施行の日以後における都道府縣の吏員の在職年數は、各々相當吏員又は相當官吏の在職年數にこれを通算する。

官吏任用級令第四條第一項第八號に定める東京都、北海道及び府縣の有給吏員の在職年數に關する規定は、地方自治法施行の日以後における都道府縣の吏員としての在職年數については、これを適用しない。

第二十四條 官吏の任免、敘級、休職、復職及び減俸の手續並びに功遇の具狀に關する規定（免官及び減俸の場合における懲戒委員會の審査又は議決に關する規定を除く。）は、都道府縣の吏員については、これを準用しない。

第二十五條 都道府縣の吏員の任用級級の銓衡に關する事務及び官吏任用級令に定める認定に關する事務は、官吏の例に準じて各々一級官吏銓衡委員會、二級事務官銓衡委員會、高等試験委員又は普通試験委員が行う。

第二十六條 高等試験委員及び普通試験委員官制による都道府縣の普通試験委員は、都道府縣に設けられたものとし、その委員長及び委員は、都道府縣の一級又は二級の官吏又は

書記及び學校教員の中から都道府縣知事がこれを命ずる。書記は、都道府縣の三級の官吏又は吏員の中から都道府縣知事がこれを命ずる。

第二十七條 各職職員優遇令の規定を都道府縣に準用する場合においては、同令第十二條第二項中「主管大臣」とあるのは「都道府縣知事」と読み替え、同令第十五條中「内閣總理大臣」とあるのは「内務大臣」と読み替えるものとする。

第二十八條 都道府縣の吏員の服務に關しては、なお従前の東京都職員服務紀律又は道府縣職員服務紀律の例による。

第二十九條 都道府縣の職務時間及び都道府縣の職員の休暇及び休日等については、官廳の職務時間及び官吏の休暇は、特に必要と認めるときは、これを變更することができる。

第三十條 副知事の懲戒の議決に關する事務は、官吏高等懲戒委員會がこれを行う。前項に掲げるものを除く外、都道府縣の吏員の分限（事務の都合による休職の場合を除く）並びに懲戒の審査及び議決に關する事務は、官吏の例に準じて官吏高等懲戒委員會及び官吏普通懲戒委員會がこれを行う。

●施行規程（地方公共團體の執行機關 補助機關）

前項の委員會の書記は、都道府縣の三級の官吏又は吏員の中から委員長が、これを命ずる。

第三十二條 地方自治法附則第五條第二項の規定の分限委員會の承認は、本人の同意があつた場合においては、これを必要としない。

地方自治法附則第五條第二項の分限委員會は、都道府縣吏員分限委員會とす。都道府縣分限委員會は、都道府縣員會及び普通分限委員會とする。當該都道府縣の高等分限委員會及び普通分限委員會は、官吏高等懲戒委員會、普通分限委員會は、官吏普通懲戒委員會を以てこれに充て、官吏高等懲戒委員會は一級及び二級の都道府縣の吏員につき、官吏普通懲戒委員會は三級の都道府縣の吏員につき、各々相當官吏の懲戒の手續に準じて地方自治法附則第五條第二項による承認に關する議決を行う。

第三十三條 都道府縣の専門委員の服務に關しては、従前の東京都職員服務紀律又は道府縣職員服務紀律の例に依る。但し、専門委員は、營業をなし若しくは家族をして營業をなさしめ又は給料若しくは報酬を受ける他の事務を行うことを妨げない。

第三十四條 都道府縣の専門委員は、左に掲げる事由があつた場合においては、懲戒の處分を受ける。一 職務上の義務に違反し又は職務を怠つたとき

二 職務の内外を問わず公職上の信用を失ふべき行為があつたとき
懲戒の處分は、免職、五百圓以下の過怠金及び譴責とする。免職及び過怠金の處分は、官吏普通懲戒委員會の議決を

●施行規程 (地方公共團體の執行機關 監査委員 給與)

地方公共團體の長がこれを行う。

第四節 監査委員

第五十一條 従前の市制第六條の市及び第八十二條第一項の市の監査委員の定数は、地方自治法施行の際現在に在職する監査委員の任期間は同法第九十五條第三項の規定にかかわらず、四人とする。

第五十二條 第三十三條乃至第三十五條及び第五十條の規定は、都道府縣の監査委員に、第三十三條本文及び第三十四條の規定は、都道府縣の監査委員の事務を補助する書記にこれを準用する。但し、第三十五條第二項中「報酬」とあるのは、「報酬又は給料」と読み替へるものとする。

第五十三條 都道府縣の監査委員の事務を補助する書記の分限に關しては、都道府縣の三級吏員の例による。但し、官吏普通懲戒委員會に對する審査の要求は、監査委員がこれを行う。

第五十四條 第三十四條、第三十五條、第三十八條及び第五十條の規定は、市町村及び特別區の監査委員に、第三十四條及び第三十八條本文の規定は、市町村及び特別區の監査委員の事務を補助する書記にこれを準用する。但し、第三十四條第三項中「官吏普通懲戒委員會」とあるのは、「市町村及び特別區吏員懲戒審査委員會」、第三十五條第一項中「都道府縣知事」とあるのは、「市町村長及び特別區の區長」、同條第二項中「報酬」とあるのは「報酬又は給料」と読み替へるものとする。

第七章 給與

第五十五條 知事、副知事、出納長及び副出納長の給料その他の給與については、條例でこれを定める。

前項に掲げるものを除く外、都道府縣の吏員の給料その他の給與については、地方自治法第二百四條第二項の規定にかかわらず、官吏の俸給その他の給與の例による。

第五十六條 市町村及び特別區の長、助役、収入役、副収入役並びに學識経験を有する者の中から選任された地方公共團體の監査委員の給料その他の給與については、條例でこれを定める。

地方公共團體の議會の書記長及び書記、選挙管理委員會の書記、監査委員の事務を補助する書記並びに前項以外の市町村及び特別區の吏員の給料その他の給與については、官吏の俸給その他の給與に準じ、條例でこれを定める。

第五十七條 官吏が引き続き都道府縣の吏員となり又は都道府縣の吏員が引き続き都道府縣の吏員となり又は都道府縣の吏員になった場合は、その月の俸給又は給料の支給は、日割計算とする。

第五十八條 恩給法の規定の準用を受ける都道府縣の吏員を除く外、地方公共團體の長及び吏員、學識経験を有する者の中から選任された監査委員、議會の書記長及び書記、選挙管理委員會の書記並びに監査委員の事務を補助する書記の退職料、退職給與金、死亡給與金又は遺族扶助料は、従前の吏員に關するこれらの給與の例による。

第五十九條 従前の東京都制百十一條第一項、道府縣制第九十六條第一項又は市制第七十七條第一項の規定による異議

の申立てまだ都道府縣又は市の參事會の意見の答申のないものについては、地方自治法施行後初めて招集された都道府縣又は市の議會に對し、その招集の日において、都道府縣知事又は市長の諮問があつたものとみなす。

第八章 財務

第六十條 従前の東京都制第六十條第一項第五號若しくは第八號、第五十條第一項第六號若しくは第八號、道府縣制第四十一條第一項第五號若しくは第八號、市制第四十二條第一項第五號若しくは第八號又は町村制第四十條第一項第五號若しくは第八號の規定による規則(都道府縣又は市町村若しくは特別區の費用で支辨すべき工事の執行に關する規則を除く)は、地方自治法第二十三條又はこれを準用する同法第二十八條の規定による條例と同一の效力を有する。

第六十一條 従前の市制第二百二十四條又は町村制第四百四條の規定による夫役又は現品で市町村民税を準率としないものに關しては、なお、従前の規定による。

第六十二條 従前の東京都制第六十條第一項第五號若しくは第五十條第一項第六號、道府縣制第四十一條第一項第五號若しくは第五十條第一項第六號、市制第四十二條第一項第五號若しくは第五十條第一項第六號の規定による都道府縣又は市町村若しくは東京都の規則は、地方自治法の規定による都道府縣又は市町村若しくは特別區の條例と同一の效力を有する。

第六十三條 従前の東京都制百二十一條第一項若しくは第二項、道府縣制百十一條第一項又は市制百三十條第一項若しくは第二項の規定による異議の申立てまだ都道府縣又は市の參事會の意見の答申のないものについては、第五

●施行規程 (財務 財産區 補則)

十九條の例による。

第六十四條 昭和二十二年度の豫算及び決算の經常部及び臨時部の區分に關しては、なお、従前の例による。

第九章 財産區

第六十五條 第七條の規定は、財産區の區會議員の選挙にこれを準用する。

第十章 補則

第六十六條 法律又は政令に特別の定があるものを除く外、従前の東京都官制、北海道廳官制又は地方官官制の規定によつてした手續その他の行為は、これを地方自治法又はこれに基いて發する命令中の相當する規定によつてした手續その他の行為とみなす。

第六十七條 東京都八丈支廳管内小島、島島及び青ヶ島において、都の議會の議員及び長の選挙並びに東京都に關する地方自治法第七十六條第三項の規定による解散の投票、第八十條第三項又は第八十一條第二項の規定による解散の投票及び第二十六條第一項第三項の贊否の投票は、當分の間、これを行わない。

第六十八條 地方自治法の規定による人口は、同法第二百五十四條の規定にかかわらず、當分の間、北海道廳根室支廳管内齒舞村、島根縣隱岐支廳管内五箇村及び鹿兒島縣大島郡十島村については、なお、従前の例により算定するものとする。

第六十九條 地方自治法附則第八條の事務は、左の通りこれを指定する。
一 小學校、中學校、高等學校、大學、盲學校、聾學校、養護學校及び幼稚園並びに少年教護院における事務

●施行規程 (補則)

二 健康保険法、厚生年金保険法、船員保険法、労働者災害扶助責任保険法、厚生保険特別會計法及び労働者災害扶助責任特別會計法の施行に關する事務
 三 公共職業安定所官制第五條の規定による公共職業安定所の長の指揮監督に關する事務
 四 國の公共事業費又は産業經濟費の支辨に係る北海道開發に關する事務
 第七十條 前條第二號に掲げる事務に従事させるため、都道府縣及び社會保險出張所を通じて左の職員を置く。

地方事務官 專任 六十五人 二級
 專任 千五百八十五人 三級
 地方技官 專任 八十五人 二級
 前條第三號に掲げる事務に従事させるため、都道府縣を通じて左の職員を置く。

地方事務官 專任 九十人 二級
 專任 四百六十二人 三級
 地方技官 專任 二人 二級

前二項の職員の各都道府縣内の定員は、内務大臣がこれを定める。
 第七十一條 都道府縣知事は、第六十九條第二號乃至第四號に掲げる事務に従事する職員を指揮監督し、二級官吏の功過は、内務大臣に具狀し、三級官吏の進退は、これを專行

する。
 第七十二條 都道府縣知事は、その職權に關する事務の一部を第六十九條第二號乃至第四號に掲げる事務に従事する職員に委任することができる。
 第七十三條 社會保險に關する事務の一部を行わせるため、必要な地に社會保險出張所を設けることができる。その位置、名稱、所管區域及び事務取扱の範圍は、内務大臣がこれを定める。

前項の出張所の長は、二級又は三級の地方事務官を以てこれに充てる。上司の指揮を受けて當該出張所において所管する事務を掌り部下の官吏を指揮監督する。
 第七十四條 この政令施行の際現に存する保險出張所は、これを前條の規定により設けたものとみなす。
 第七十五條 地方自治法施行の際現に地方事務官又は地方技官で第六十九條第二號乃至第四號に掲げる事務に従事する者は、別に辭令を發せられないときは、同級及び同號俸を以て地方事務官又は地方技官に任ぜられたものとする。
 第七十六條 沖繩縣に關しては、當分の間、地方自治法第五十二條第一項の規定にかかわらず、福岡縣の總務部長が沖繩縣知事の職務を代理する。

附則
 この政令は、公布の日から、これを施行する。

第六十九條第一號中「幼稚園」とあるのは、當分の間「幼稚園並びに學校教育法第九十八條の規定により従前の規定により存続する中學校、高等女學校、實業學校、青年學校、盲學校及び聾啞學校における事務」と讀み替へるものとする。

附則

この政令は、公布の日から、これを施行する。但し、第二條中地方自治法施行規程第六十九條及び附則の改正規定は、昭和二十二年五月三日から、これを適用する。

●地方自治法第五十五條第二項の規定による市指定の件

昭和二十二年五月三日
 政令第十七號

地方自治法第五十五條第二項の市を左の通り指定する。
 京都市 大阪市 横浜市 神戸市 名古屋市

附則

この政令は、公布の日から、これを施行する。
 明治四十四年勅令第二百三十九號(市制第六條の市の指定に關する件)は、これを廢止する。

●地方自治法施行規則

昭和二十二年五月三日
 内務省令第二十九號

第一條 補充選舉人名簿及び地方公共團體の選舉に用いる選舉人名簿の抄本は、別記様式によりこれを調製しなければ

●法第五十五條第二項の規定による市指定 施行規則

ならない。

第二條 投票用紙は、別記様式に準じてこれを調製しなければならない。

第三條 地方自治法施行令第三十二條第二項及び第三項並びに第三十八條第二項の規定(これを準用する規定を含む。)により投票用紙又は投票用封筒におすべき點字投票である旨の印は、別記様式によりこれを調製しなければならない。點字投票である旨の印は、投票用紙又は封筒の表面にこれを小さくしなければならぬ。

第四條 地方自治法第三十三條第三項又は第四項の規定(これを準用する規定を含む。)による封筒並びに同法施行令第三十三條第三項、第三十八條第一項及び第四十條第三項の規定(これを準用する規定を含む。)による投票用封筒及びこれにおすべき代理投票である旨の印は、別記様式によりこれを調製しなければならない。

第五條 地方自治法施行令第三十七條第一項の規定(これを準用する規定を含む。)による證明書は、別記様式に準じてこれを調製しなければならない。

第六條 特別投票者證明書及びその封筒は、別記様式によりこれを調製しなければならない。
 第七條 投票箱は、衆議院議員選舉の投票箱に準じてこれを調製しなければならない。
 第八條 立會人たるべき者の届出書及びこれに添えるべき承諾書は、別記様式によりこれを調製しなければならない。
 第九條 候補者の届出書又は推薦届出書及びこれに添えるべ

● 施行規則

き承諾書並びに候補者たることを辭することの届出書は、別記様式によりこれを調製しなければならない。

町村長の選挙における候補者の届出又は推薦届出は、地方自治法第五十四條第四項の規定による選挙人選挙表を添付しなければならない。

前項の選挙人選挙表は、選挙長において、これを当該町の選挙管理委員会に提出し、これに署名し印をおした者が選挙人であるかどうかの確認を求めなければならない。この場合において、その確認があつた者の数が三十人に達しないときは、その届出又は推薦届出は、これを却下しなければならない。

第二項の選挙人選挙表は、別記様式によりこれを調製しなければならない。

第十條 候補者の届出若しくは推薦届出又は候補者たることを辭することの届出を受理したときは、選挙長は、直ちにその受理の年月及び日時を届出書の余白に記載しなければならない。

第十一條 投票録、地方自治法施行令第四十三條の規定（これを準用する規定を含む。）による特別投票の手續に関する次第を記載した書類、開票録及び選挙録は、別記様式に準じてこれを調製しなければならない。

第十二條 當選證書は、別記様式によりこれを調製しなければならない。

第十三條 都道府県知事の選挙につき、選挙事務所を五箇所まで設置することができる都道府県及び選挙事務所の数、別表の通りとする。

第十四條 承諾書、支出簿及び収入簿は、衆議院議員選挙の承諾書、支出簿及び収入簿に準じてこれを作成しなければならない。

ならない。

第十五條 地方自治法施行令第八十五條の規定（これを準用する規定を含む。）による届出書は、衆議院議員選挙の届出書に準じてこれを作成しなければならない。

第十六條 都道府県知事の選挙につき地方自治法施行令第九十條において準用する衆議院議員選挙法施行令第八十一條の三第二項又はこれを準用する同令第八十三條の規定による規準は、衆議院議員選挙の規準によるものとする。

第十七條 地方公共団体の條例制定又は改廢請求書、條例制定又は改廢請求代表者證明書、條例制定又は改廢請求代表者證明書及び地方自治法施行令第九十五條の照合簿は、別記様式によりこれを調製しなければならない。

第十八條 地方公共団体の事務監査請求書、事務監査請求代表者證明書及び事務監査請求者署名簿は、前條の規定に準じてこれを調製しなければならない。

第十九條 地方公共団体の議会の解散請求書、解散請求代表者證明書及び解散請求者署名簿は、第十七條の規定に準じてこれを調製しなければならない。

第二十條 地方公共団体の議会の議員、長、副知事、助役、出納長、収入役、選挙管理委員及び監査委員並びに行政區の區長の解職請求書、解職請求代表者證明書及び解職請求者署名簿は、第十七條の規定に準じてこれを調製しなければならない。

第二十一條 地方自治法施行令第四條の規定（これを準用する規定を含む。）による請求の要旨又は辯明の要旨は、千字以内とする。

第二十二條 歳入歳出豫算は、別記様式に準じてこれを調製しなければならない。

第二十三條 繼續費の年期及び支出方法は、別記繼續費の年期及び支出方法様式に準じてこれを調製しなければならない。

第二十四條 歳入歳出決算は、別記様式によりこれを調製しなければならない。

第二十五條 この省令中、都道府県又は道府県に關する規定は、特別市に關する規定、都道府県知事に關する規定は、特別市の市長に關する規定、市に關する規定は、特別區に關する規定、市長に關する規定は、特別區の區長に關する規定とみなす。

附則

第一條 この省令は、公布の日から、これを施行する。

第二條 東京都制施行規則、道府縣制施行規則、市制町村制施行規則、明治三十五年内務省令第三號（道府縣職員服務紀律）、明治四十四年内務省令第十四號、明治四十四年内務省令第十六號（市町村職員服務紀律）及び昭和十八年内務省令第五十一號（東京都職員服務紀律）は、これを廢止する。

(別記) 補充選挙人名簿様式

● 施行規則 (附則 様式)

番 號	住 所	生 年 月 日	氏 名	性 別	備 考

【備考】(一)名簿は、大字若しくは小字ごとに區畫して調製しなければならない。但し、一字若しくは數字ごとに合綴し又は必要に應じ適宜に分綴することを妨げない。

(二)地方自治法第十八條第二項の規定によりその市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者については備考欄に「特選」と記入しなければならない。(三)地方自治法施行令第十四條の規定による通知があつたとき及び決定、判決等により名簿を修正したときは、その旨及び通知又は修正の年月日を備考欄に記載し職印をおさなければならない。(四)名簿の表紙及び巻末には、左の通り記載しなければならない。

(表紙)

昭和何年何月何日現在調

補充選挙人名簿

都(河)道府縣(何)郡(市)河町(村)(大字若しくは小字何々(何々))

(巻末)

●施行規則 (様式)

この補充選挙人名簿は、昭和何年何月何日から何日間何市(町)村(事務所)何の場所において縦覧させ、昭和何年何月何日を以て確定したものである。

何市(町)村(選挙管理委員会委員長 氏 名印
選挙人名簿抄本様式の一

番 號	住 所	生年月日	氏 名	備 考

【備考】(一)衆議院議員選挙人名簿に修正したときは、抄本をも修正しその旨及び修正の年月日を備考欄に記載し、職印をおさなければならぬ。(二)抄本の表紙及び巻末には、左の通り記載しなければならない。

(表紙)

昭和何年何月何日現在調

衆議院議員選挙人名簿抄本

都(何道府縣)何郡(市)何町(村)×大字若しくは小字何々(何々)

(巻末)
この衆議院議員選挙人名簿抄本は、昭和何年何月何日確定の衆議院議員選挙人名簿により調製したものである。

何市(町)村(選挙管理委員会委員長 氏 名印
選挙人名簿抄本様式之二

番 號	住 所	生年月日	氏 名	性別	備 考

【備考】(補充選挙人名簿を修正したときは、抄本をも修正し、その旨及び修正の年月日を備考欄に記載し職印をおさなければならぬ。(二)抄本の表紙及び巻末には、左の通り記載しなければならない。

(表紙)

昭和何年何月何日現在調

補充選挙人名簿抄本

都(何道府縣)何郡(市)何町(村)×大字若しくは小字何々(何々)

(巻末)
この補充選挙人名簿抄本は、昭和何年何月何日確定の補充選挙人名簿により調製したものである。

名印

投票用紙様式の一

○注 意

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。

二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

候補者の氏名

折目

折目

折目

切目

●施行規則 (様式)

都(何道府縣)市(町)村

何選挙投票

都(道府縣)市(町)村

この端を切目に差し込むこと。

折目

裏

表

107

●施行規則（様式）

備考

- 一 用紙は、折り疊んだ場合において、なるべく外部から文字を透視することのできない紙質のものを用いなければならない。
- 二 用紙は、単に折合せとし、差込式によらないでも差し支えない。
- 三 投票用紙におすべき都（道府県）印は、都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、市町村印を以てこれに代えても差し支えない。

投票用紙様式の二

折目

折目

折目

〇注意 一 候補者の氏名は、各欄内に一人ずつ書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。	都（道府県）の議員の候補者の氏名 <small>（市）の議員の候補者の氏名</small>	市（町）（村）の議員の候補者の氏名
---	--	-------------------

表

折目

折目

都（何道府県）何選挙 何市（町）（村）何選挙 投票	都（何道府県）何選挙 何市（町）（村）何選挙 投票
---------------------------------	---------------------------------

この端を切目に差し込むこと。

裏

備考

- 一 用紙の紙質、用紙を折合せ式にすること及び用紙におすべき都（道府県）印については、投票用紙様式の一に準ずる。
- 二 地方公共団体の長（行政区の区長を含む。以下これに同じ。）の選挙を同時に行う場合又は地方公共団体の長の選挙と議員の選挙を同時に行う場合の投票用紙の様式は、この様式に準ずる。

投票用紙様式の三

〇注意

- 一 解散に賛成の人は賛成と書き、反対の人は反対と書くこと。
- 二 他のことは書かないこと。

●施行規則（様式）

折目

折目

折目

都（何道府県）（市）（町）（村） の議員の解散投票	都（何道府県） （市）（町）（村） の議員の解散投票
------------------------------	----------------------------------

この端を切目に差し込むこと。

●施行規則（様式）

表

都（何道府縣）（市）（町）（村）
の議会の解散投票

都（道府）
（市）
（町）
（村）
印

裏



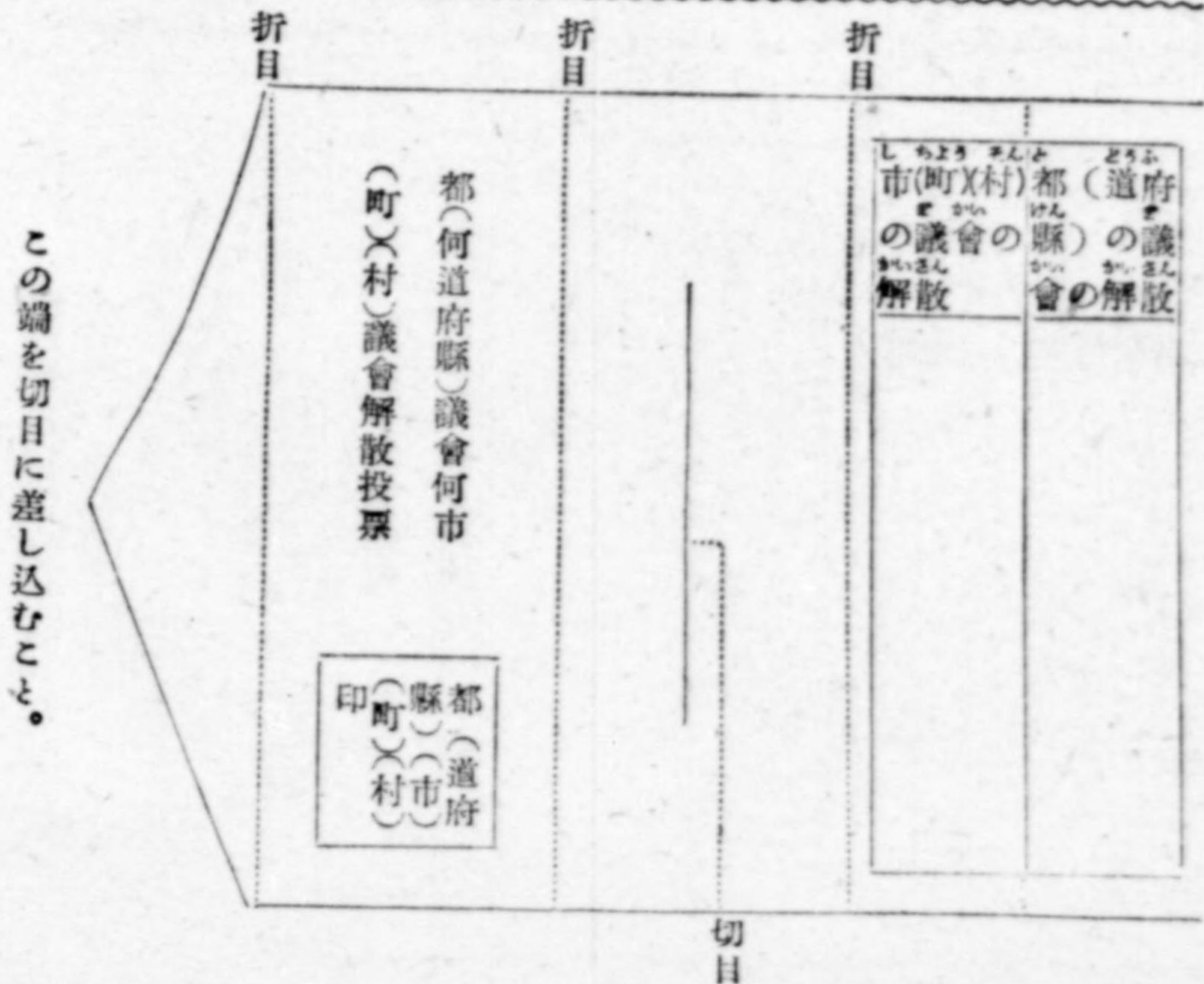
備考

一 用紙の紙質、用紙を折合せ式にすること及び用紙におすべき都（道府縣）印については、投票用紙様式の一に準ずること。

投票用紙様式の四

折目

- 注 意
- 一 各欄別に解散に賛成の人は賛成と書き、反対の人は反対と書くこと。
- 二 各欄の区分を間違いないように注意すること。
- 三 他のは、書かないこと。



表

都（何道府縣）議會
何市（町）（村）議會
解散投票

都（道府）
（市）
（町）
（村）
印

裏



備考

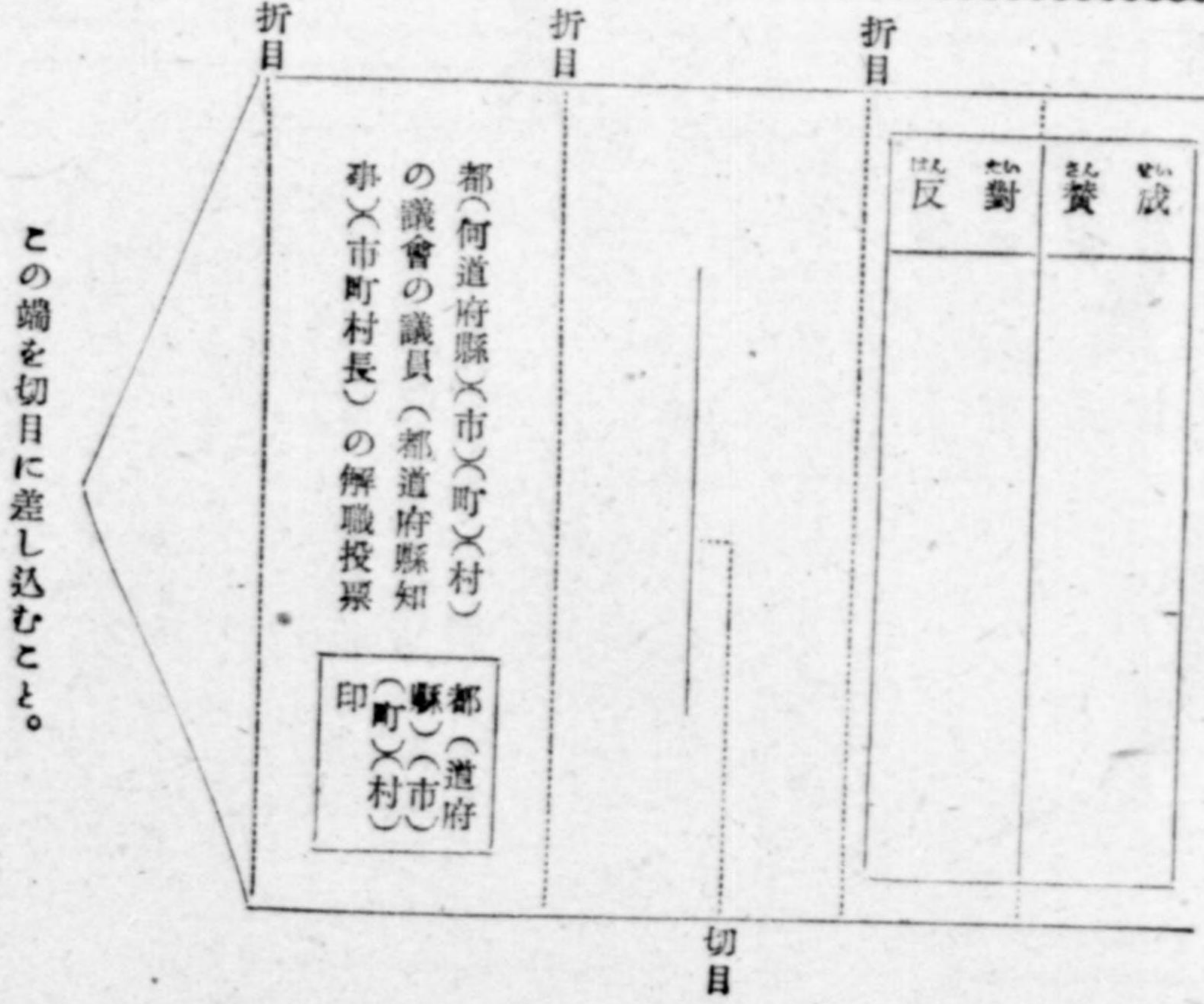
一 用紙の紙質、用紙を折合せ式にすること及び用紙におすべき都（道府縣）印については、投票用紙様式の一に準ずること。

投票用紙様式の一

折目

- 注 意
- 一 解散に賛成の人は、賛成欄に解散の請求を受けている者の氏名を書くこと。
- 二 解散に反対の人は、反対欄に解散の請求を受けている者の氏名を書くこと。

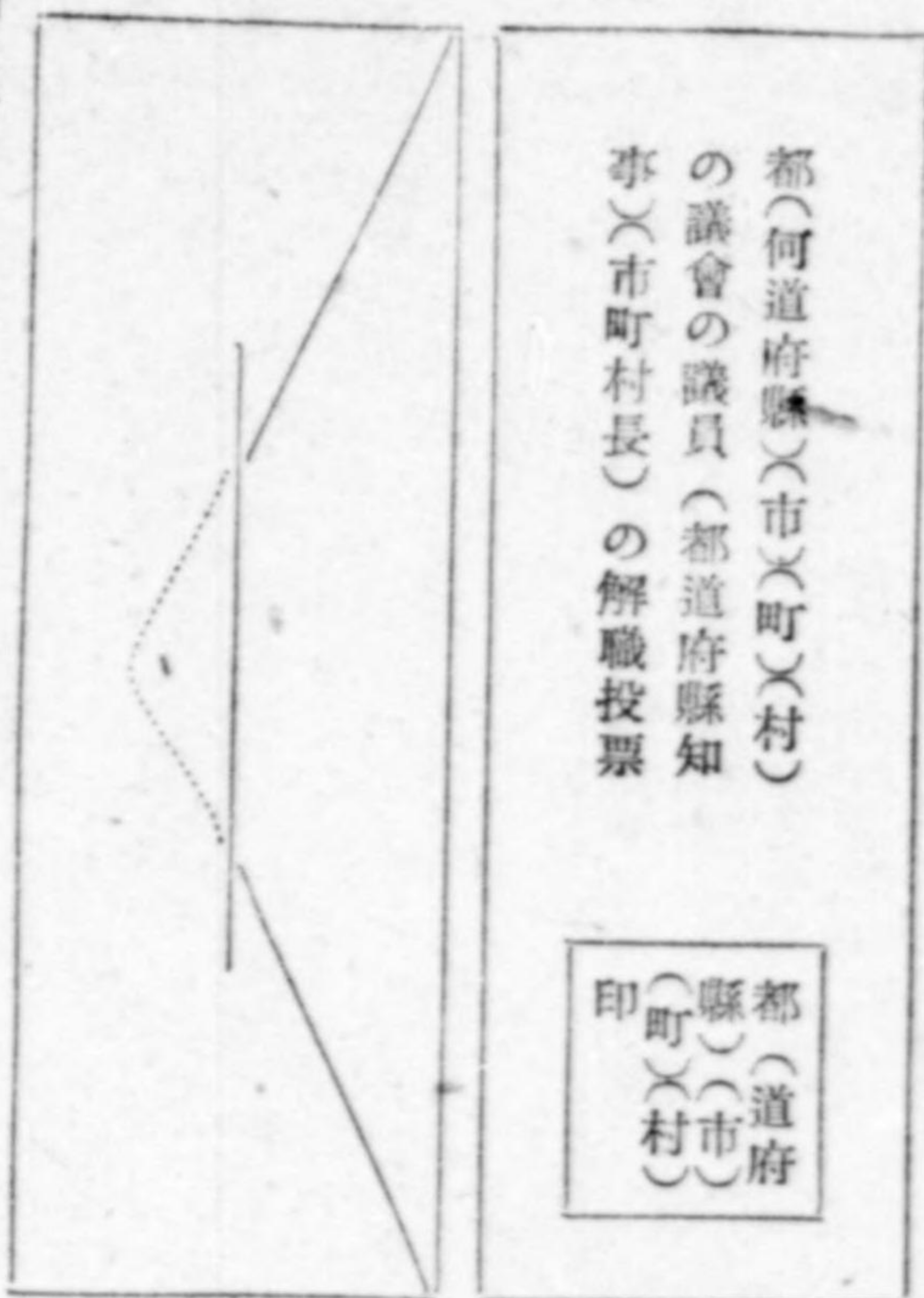
●施行規則（様式）



●施行規則（様式）

都（何道府縣）（市）（町）（村）の議会の議員（都道府縣知事）（市町村长）の解職投票

都（道府縣）（市）（町）（村）印

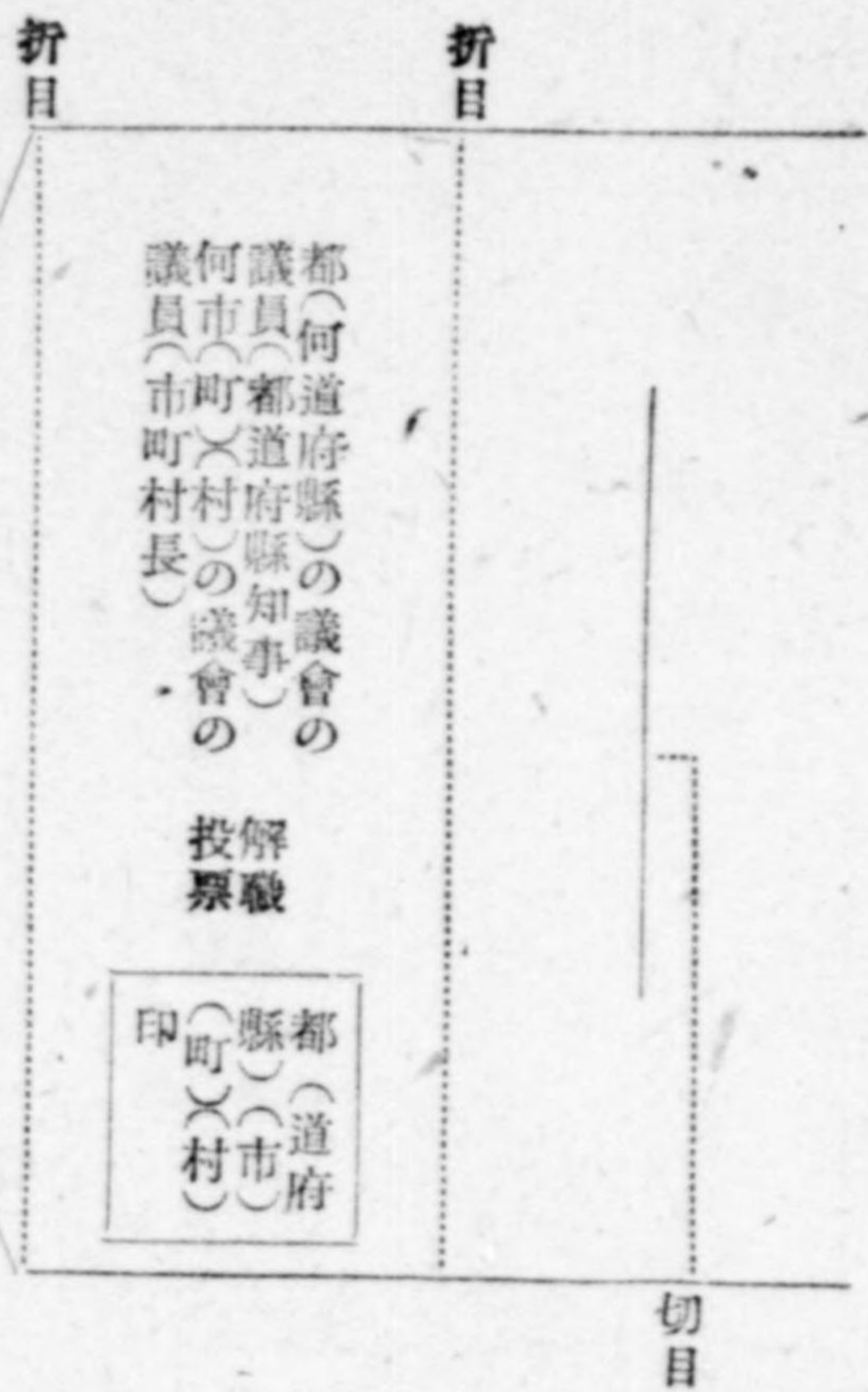


備考

一 用紙の紙質、用紙を折合せ式にすること及び用紙におすべき都（道府縣）印については投票用紙様式の一に準ずる。

二 この様式は、地方公共団体の議会の議員又は長に對する一の解職請求に基き投票を行う場合並びに同一の地方公共団体の議会の議員及び長に對する二以上の解職請求に基き同時に投票を行う場合に用いる。

投票用紙様式の六



この端を切目に差し込むこと。

都（何道府縣）の議会の議員（都道府縣知事）（市町村长）の議会の議員

解職投票

都（道府縣）（市）（町）（村）印

●施行規則（様式）

備考

一 用紙の紙質、用紙を折合せ式にすること及び用紙におすべき都（道府縣）印については、投票用紙様式の一に準ずる。

二 この様式は、都道府縣の議会の議員又は都道府縣知事の解職投票と市町村の議会の議員又は市町村長の解職投票を同時に行う場合に用いる。

投票用紙様式の七

○注意

一 都（道府縣）（市）（町）（村）の議会の議員（都道府縣知事）（市町村长）の選挙の候補者の氏名欄に、候補者一人の氏名を書くこと。

二 都（道府縣）（市）（町）（村）の議会の議員（都道府縣知事）（市町村长）の解職に、賛成の人又は賛成欄に、反対の人又は反対欄に解職の請求を受けている者の氏名を書くこと。

議会の議員（市町村长）の解職投票欄		議会の議員（都道府縣知事）の解職投票欄	
賛成	反対	賛成	反対

●施行規則（様式）

都(道府縣)(市)の議員(都道府村)の選挙の候補者の氏名欄 (町)(村)の議員(都道府)の議員(都道府)の選挙の候補者の氏名欄 知事(市町)の選挙の候補者の氏名欄	
賛成	反対

都(道府縣)(市)の議員(都道府)の議員(都道府)の選挙の候補者の氏名欄 (町)(村)の議員(都道府)の議員(都道府)の選挙の候補者の氏名欄 知事(市町)の選挙の候補者の氏名欄	
賛成	反対

切目

一一四

この端を切目に差し込むこと。

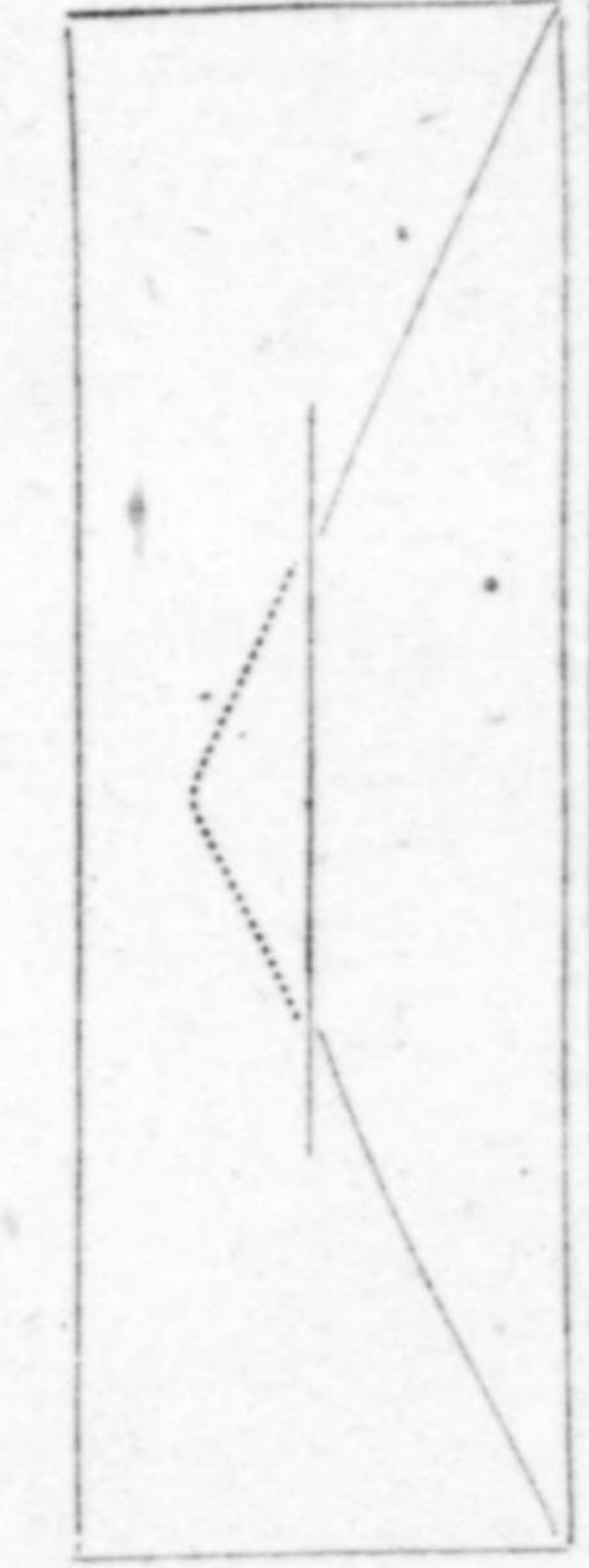
都(何道府縣)(市)(町)(村)の議員(都道府)の選挙の候補者の氏名欄 知事(市町)の選挙の候補者の氏名欄 (何道府縣)(市)(町)(村)の議員(都道府)の選挙の候補者の氏名欄 (何道府縣)(市)(町)(村)の議員(都道府)の選挙の候補者の氏名欄
都(何道府縣)(市)(町)(村)の議員(都道府)の選挙の候補者の氏名欄 知事(市町)の選挙の候補者の氏名欄 (何道府縣)(市)(町)(村)の議員(都道府)の選挙の候補者の氏名欄 (何道府縣)(市)(町)(村)の議員(都道府)の選挙の候補者の氏名欄

都(何道府縣)(市)(町)(村)の議員(都道府)の選挙の候補者の氏名欄 知事(市町)の選挙の候補者の氏名欄 (何道府縣)(市)(町)(村)の議員(都道府)の選挙の候補者の氏名欄 (何道府縣)(市)(町)(村)の議員(都道府)の選挙の候補者の氏名欄
都(何道府縣)(市)(町)(村)の議員(都道府)の選挙の候補者の氏名欄 知事(市町)の選挙の候補者の氏名欄 (何道府縣)(市)(町)(村)の議員(都道府)の選挙の候補者の氏名欄 (何道府縣)(市)(町)(村)の議員(都道府)の選挙の候補者の氏名欄

裏

表

折目



備考

- 一 用紙の紙質、用紙を折合せ式にすること及び用紙におすべき都(道府縣)印については、投票用紙様式の一に準ずる。
- 二 この様式は、地方公共団体の議員又は長(行政区の議長を含む。以下これに同じ。)の選挙と地方公共団体の議員若しくは長に対する一の解職請求に基く投票又は同一の地方公共団体の議員若しくは長に対する二以上の解職請求に基く投票を同時に行う場合に用いる。

投票用紙様式の八

○注意

- 一 都(道府縣)の議員(都道府)の議員(都道府)の選挙の候補者の氏名欄及び市町(村)の議員(都道府)の議員(都道府)の選挙の候補者の氏名欄に各選挙の候補者一人の氏名を書くこと。
- 二 解職の請求に賛成の人は賛成欄に、反対の人は反対欄に、都(道府縣)の議員(都道府)の議員(都道府)の選挙の候補者の氏名欄及び市町(村)の議員(都道府)の議員(都道府)の選挙の候補者の氏名欄に各選挙の候補者一人の氏名を書くこと。

求を受けている者の氏名を書くこと。

●施行規則（様式）

市(町)(村)の議員(市町)の選挙の候補者の氏名欄 (市町)の議員(市町)の選挙の候補者の氏名欄 知事(市町)の選挙の候補者の氏名欄	都(道府縣)の議員(都道府)の議員(都道府)の選挙の候補者の氏名欄 知事(都道府)の選挙の候補者の氏名欄	市(町)(村)の議員(市町)の選挙の候補者の氏名欄 (市町)の議員(市町)の選挙の候補者の氏名欄 知事(市町)の選挙の候補者の氏名欄	都(道府縣)の議員(都道府)の議員(都道府)の選挙の候補者の氏名欄 知事(都道府)の選挙の候補者の氏名欄
市(町)(村)の議員(市町)の選挙の候補者の氏名欄 (市町)の議員(市町)の選挙の候補者の氏名欄 知事(市町)の選挙の候補者の氏名欄	都(道府縣)の議員(都道府)の議員(都道府)の選挙の候補者の氏名欄 知事(都道府)の選挙の候補者の氏名欄	市(町)(村)の議員(市町)の選挙の候補者の氏名欄 (市町)の議員(市町)の選挙の候補者の氏名欄 知事(市町)の選挙の候補者の氏名欄	都(道府縣)の議員(都道府)の議員(都道府)の選挙の候補者の氏名欄 知事(都道府)の選挙の候補者の氏名欄

切目

一一五

●施行規則 (様式)

者の者は、左の事由に因り、昭和何年何月何日執行の都(何道府縣)何市(町)(村)何選挙(何投票の)の當日自ら投票所に行き投票することができない者であることを証明する。
昭和何年何月何日

(住所)

官職(何業務主)(醫師、歯科醫師、産婆)(市町村長)

氏名印

一 昭和何年何月何日(午後何時)から昭和何年何月何日(午後何時)まで都(何道府縣)何郡(市)何町(村)(町村名が明らかでないときは、これを省略して)差し支えないこと。において何々(職務又は業務をなすべく明細に記載すること)に従事中

〔一〕昭和何年何月何日(午後何時)から昭和何年何月何日(午後何時)まで何用務(事故)(用務又は事故をなすべく明細に記載すること)のため旅行(滞在中)

〔二〕昭和何年何月何日(不具の場合においては昭和何年何月)から昭和何年何月何日まで何々(病氣、負傷又は不具の状況及び程度、妊娠及び産褥の状況等を明確に記載すること)のため歩行が著しく困難であること。〕

特別投票者證明書様式

特別投票者證明書

選挙人 氏名

選挙人名簿調製期日における住所

都(何道府縣)何郡(市)何町(村)大字何(町)何番地

生年月日 何年何月何日

職務又は業務(已むを得ない用務又は事故)(疾病、負傷、妊娠若しくは不具のため又は産褥にあるため歩行が著しく困難であること)。

何々(なるべく明細に記載すること)職務又は業務に従事中であるべき地(旅行中又は滞在中であるべき地)(病院その他選挙人の所在地)

昭和何年何月(何日)から昭和何年何月(何日)まで都(何道府縣)何郡(市)何町(村)

〔昭和何年何月(何日)から昭和何年何月(何日)まで都(何道府縣)何郡(市)何町(村)〕

〔都(何道府縣)何郡(市)何町(村)大字何(町)何番地、何々方(何病院)〕

その他の事項
何々(本人であるかどうかの認定につき参考となるべき事項があるときはこれを記載すること)。

選挙(投票)
昭和何年何月何日執行の何選挙(投票)

右證明する。
昭和何年何月何日

都(何道府縣)何郡(市)何町(村)選挙管理委員会委員長 氏名印

備考 職務若しくは業務に従事中であるべき地又は旅行中若しくは滞在中であるべき地の記載は、町村名が明らかでないときは、都(何道府縣)何郡(市)に止めても差し支えない。

特別投票者證明書の封筒様式

選挙人 氏名	氏名
特別投票者證明書在中	名

特別投票管理者

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名印
注意 一 この證明書は、封筒を開かず、そのままこれを特別投票管理者に提出しなければならぬ。

二 選挙人は、その現在する場所において投票の記載をしたときは、この證明書は、封筒を開かず、そのままこれを投票とともにその属する市町村の選挙管理委員会の委員長に郵便で送付しなければならない。

●施行規則 (様式)

備考 封緘の箇所には、特別投票管理者の印をおさなければならぬ。

立会人たるべき者の届出書様式

投票立会人(開票立会人)(選挙立会人)たるべき者の届

立会人たるべき者 氏名

住 所 都(何道府縣)何郡(市)何町(村)大字何(町)何番地

生年月日 何年何月何日

選挙(投票) 昭和何年何月何日執行の何都(何道府縣)〔何郡(市)町(村)何選挙(投票)〕

右別紙の通り本人の承諾書を添えてお届けします。

昭和何年何月何日

何都(何道府縣)〔何郡(市)何町(村)何選挙(投票)候補者(解散請求代表者)(議事)(解散請求代表者)(議員)(都道府縣知事)(市町村長)〕

投票管理者(開票管理者)(選挙長)氏名宛

立会人たるべき者の届出書に添えるべき承諾書様式

投票立会人(開票立会人)(選挙立会人)承諾書

昭和何年何月何日執行の都(何道府縣)何郡(市)町(村)何選挙(投票)において投票立会人(開票立会人)(選挙立会人)たるべきことを承諾する。

●施行規則 (様式)

昭和何年何月何日
 都(何道府縣)何郡(市)何町(村)大字何(町)何番地
 氏 名印
 何選挙(投票)候補者(解散請求代表者)(議會)
 (解散請求代表者)議員(都道府縣知事)(市町村長)宛

候補者の届出書様式

都(何道府縣)(何市(町)(村))何選挙候補者届
 何候補者 氏 名
 黨 派 何々
 職 業 何々
 住 所 都(何道府縣)何郡(市)何町(村)大字何(町)何番地
 生年月日 何年何月何日
 選 舉 昭和何年何月何日執行の都(何道府縣)(何市(町)(村))何選挙
 右(別紙の通り供託を證すべき書面(選挙人連署表)を添え)立候補を届け出ます。
 昭和何年何月何日

選挙長 氏 名宛

候補者の推薦届出書様式

都(何道府縣)(何市(町)(村))何選挙候補者推薦届

氏 名印

何候補者 氏 名
 黨 派 何々
 職 業 何々
 住 所 都(何道府縣)何郡(市)何町(村)大字何(町)何番地
 生年月日 何年何月何日
 選 舉 昭和何年何月何日執行の都(何道府縣)(何市(町)(村))何選挙
 推薦届出者 氏 名
 住 所 都(何道府縣)何郡(市)何町(村)大字何(町)何番地
 生年月日 何年何月何日
 (推薦届出者) 氏 名
 (住 所) 都(何道府縣)何郡(市)何町(村)大字何(町)何番地
 (生年月日) 何年何月何日
 右(別紙の通り供託を證すべき書面(選挙人連署表)及び)本人の承諾書を添え推薦届出をします。
 昭和何年何月何日

選挙長 氏 名宛

候補者の推薦届出書に添えるべき承諾書様式

何候補者推薦届出承諾書

氏 名印

昭和何年何月何日執行の都(何道府縣)(何郡(市)町(村))何選挙における候補者となることを承諾します。
 昭和何年何月何日

都(何道府縣)何郡(市)何町(村)大字何(町)何番地 氏 名印

推薦届出者、氏 名宛
 候補者たることを辭することの届出書様式

何候補者 氏 名
 (事由 昭和何年何月何日何々のため被選挙権を有しなくなつたため)

右辭退届出を致します。
 昭和何年何月何日

選挙長 氏 名宛 何候補者 氏 名印

事由は被選挙権を有しなくなつたため候補者たることを辭する場合に限り記載すること。
 地方自治法第五十四條第四項の規定による選挙人連署表様式(表紙)

(表紙)

選挙人連署表

●施行規則 (様式)

一連番	署名	住 所	生年月日	氏 名	名 印
合計	何 名				
	昭和何年何月何日				
	何郡町(村)長候補者(推薦届出者) 氏 名印				
	選挙管理委員会委員長 氏 名 宛				

投票録様式

昭和何年何月何日 都(何道府縣)何郡(市)何町(村) 何日執行 何選挙(投票)投票所投票録
 一 投票所は、何の場所にこれを設けた。
 二 選挙の期日前三日までに届出のあつた投票立會人たるべき者(地方自治法施行令第八十二條第一項の規定により選任された投票立會人)は、左の通りである。

●施行規則 (様式)

届出のあつた投票立會人たるべき者の数が(地方自治法施行令第八十二條第一項の規定により選任された投票立會人の数と合せて)十人を超えないため直ちに右の者を以て投票立會人とした。

届出のあつた投票立會人たるべき者の数が(地方自治法施行令第八十二條第一項の規定により選任された投票立會人の数と合せて)十人を超えるため昭和何年何月何日午後何時何の場所において投票立會人の互選を行った結果左の者が投票立會人となつた。

三 左の投票立會人は、いずれも投票所を開くべき時刻までに投票所に参會した。

投票所を開くべき時刻に至つても投票立會人中参會する者が三人に達しないため投票管理者は、臨時に投票区の區域内における選挙人名簿に記載されている者の中から左の者を投票立會人に選任した。

四 投票所は、昭和何年何月何日午前七時にこれを開いた。
五 投票立會人中氏名は、一旦参會したが、午前何時何々の

一一二

事故に因りその職を辭したためその数が三人に達しなかつたので、投票管理者は、臨時に投票区の區域内における選挙人名簿に記載されている者の中から午前何時左の者を投票立會人に選任した。

六 投票管理者は、左の選挙人が本人であるかどうかを確認することができなかつたため、投票立會人の面前においてその本人である旨を宣言させ、投票所の事務に従事する職氏名をしてこれを筆記させ、これを選挙人に讀み聞かせ、選挙人をしてこれに署名させた。

投票管理者は、左の選挙人が本人であるかどうかを確認することができなかつたため、投票立會人の面前においてその本人である旨の宣言を命じたがその宣言をしなかつたため本人でない認め、これを投票所外に退出させた。

七 左の選挙人は、選挙人名簿に記載されていないが、これに記載されるべき確定判決書を所持して投票所に來たので、投票管理者は、これをして投票させた。

八 左の選挙人は、地方自治法第三十四條の投票のため交付を受けた投票用紙及び投票用封筒を返還したので、投票管

理者は、これをして投票をさせた。

九 左の選挙人は、點字により投票をしようとする旨を申し立てたので、投票管理者は、投票用紙に點字投票である旨の印をおして交付し、投票をさせた。

十 左の選挙人は、身體の故障に因り自ら候補者氏名を記載することができないため代理人による投票をしようとする旨を申し立てたので、投票管理者は、各々左の補助者二人を定め、その一人をして選挙人の候補者の氏名を記載させ、他の一人をしてこれに立ち會わしめた。

十一 左の選挙人は、何々の事由に因り、投票管理者において投票立會人の意見を聴き、投票を拒否した。

十二 左の選挙人は、何々の事由に因り投票管理者において投票立會人の意見を聴き點字投票(代理投票)を拒否した。

十三 左の選挙人は、何々の事由に因り投票管理者において投票立會人の意見を聴き點字投票(代理投票)を拒否すべき旨を決定したが選挙人において不服を申し立てたので(投票立會人氏名において異議があつたので)、假に投票をさせた。

●施行規則 (様式)

一一三

左の選挙人は、何々の事由に因り投票管理者において投票立會人の意見を聴き點字投票(代理投票)を拒否すべき旨を決定したが当該選挙人において不服を申し立てたので(投票立會人氏名において異議があつたので)假に點字投票(代理投票)をさせた。

十四 投票管理者は、投票所外に退出を命じた左の選挙人に對し、投票所の秩序を亂す虞がないと認め投票をさせた。

十五 午後六時に至り、投票管理者は、投票所を閉ずべき時刻になつた旨を告げ、投票所の入口を閉鎖した。

十六 投票所閉鎖の時刻までに投票管理者の送達を受けた地方自治法第三十四條の投票は、左の通りである。

投票管理者は、投票箱閉鎖前投票立會人の意見を聴き、前記の投票の受理如何を決定し、更に投票用封筒を開いて

●施行規則 (様式)

點字投票及び地方自治法施行令第四十條第三項の規定の適用を受けた投票(以下代理投票という)につきその拒否を決定した。
投票を受理すべしと決定し、且つ、點字投票又は代理投票の拒否の決定を受けない何票は、これを直ちに投票箱に入れた。
左の何人の投票は、受理すべきでないとして決定し、又は點字投票若しくは代理投票の拒否の決定を受けたので各々その投票用封筒に入れ、假に封をし、その表面に不受理の決定又は點字投票若しくは代理投票の拒否の決定があつた旨を記載してこれを投票箱に入れた。
不受理の決定を受けたもの

住所氏名
點字投票の拒否を受けたもの
住所氏名
代理投票の拒否を受けたもの
住所氏名

十七 午後何時投票所に在る選挙人の投票が終了したので投票管理者は、投票立會人とともに投票箱の蓋を閉鎖した。
十八 投票箱を閉鎖したのでその一の鍵は投票箱を送致すべき(投票管理者の指定した)左の投票立會人がこれを保管し、他の鍵は投票管理者がこれを保管する。

十九 投票箱、投票録及選挙人名簿(抄本)を開票管理者(選挙長)に送致すべき投票立會人は、左の通りである。
住所氏名
投票立會人

一二四

二十 左の何人は、投票所の事務に従事した。
職氏名
二十一 投票所に臨監した者は、左の通りである。
職氏名

二十二 選挙人名簿に記載されている者の總數
何人
二十三 投票をした選挙人の總數
何人
選挙人名簿に記載されている選挙人で投票をした者
何人
内
地方自治法第三十四條の投票をした者
何人
確定判決書により投票をした者
何人
投票拒否の決定を受けた者の總數
何人
内に投票をさせた者
何人

地方自治法第三十四條の投票中受理すべきでないとして決定された投票をした者
何人
投票管理者は、この投票録を作り、投票立會人とともに署名する。
昭和何年何月何日
投票管理者 職氏名
投票立會人 氏名

備考 様式に掲げる事項の外、投票管理者において投票に關し緊要と認める事項があるときは、これを記載しなればならない。

地方自治法施行令第四十三條の規定(これを準用する規定を含む。)による書類

都(何道府縣)何郡(市)何町(村)地方自治法施行令第四十三條の規定による書類

一 左の選挙人は地方自治法施行令第三十五條乃至第三十七條の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求したので該事項があると認め、これを交付した。
住所氏名

請求 昭和何年何月何日
事由 何丸船内從業中(何鐵道何線鐵道列車乗務中)
證明書 官職氏名ノ證明書
交付 昭和何年何月何日
住所氏名

請求 昭和何年何月何日
事由 緊急の用務のため都(何道府縣)何郡(市)何町(村)へ旅行中
證明書 何々の事由に因り證明書を提出することができない旨を説明した。
交付 昭和何年何月何日
住所氏名

計
二 左の選挙人は、點字により投票をしようとする旨を申し立てたので、投票用紙に點字投票である旨の印をおして交付し又は發送した。
何人

●施行規則 (様式)

三 左の選挙人は、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求したがこれを拒絶した。
住所氏名

請求 昭和何年何月何日
事由 負傷のため歩行困難
證明書 提出しない
拒絶事由 昭和何年何月何日
拒絶事由 正當の事由なく證明書を提出しない
住所氏名

請求 昭和何年何月何日
事由 何々
證明書 官職氏名の證明書
拒絶事由 昭和何年何月何日
拒絶事由 選挙人名簿に記載されていない(何々)
何人

計
四 左の選挙人は地方自治法施行令第三十六條第二項の規定による申立をしたので、特別投票者證明書を交付した。
昭和何年何月何日交付
住所氏名
昭和何年何月何日交付
住所氏名

五 地方自治法施行令第四十條第四項及び第四十一條第一項
何人

一二五

●施行規則 (様式)

の規定により送付又は送致を受けた投票は、左の通りである。

昭和何年何月何日 何票

昭和何年何月何日 何票

昭和何年何月何日 何票

計

六 投票管理者に送致した投票は、左の通りである。

昭和何年何月何日 何票

何投票区投票管理者

何投票区投票管理者

計

選挙管理委員会の委員長は、この職末書を作り、ここに署名する。

昭和何年何月何日

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長

氏名

備考 様式に掲げる事項の外、選挙管理委員会の委員長において地方自治法第三十四條の投票に關し、緊要と認めらるる事項があるときは、これを記載しなければならぬ。

開票録様式

昭和何年何月何日(何道府縣)何郡(市)何町(村)何選挙区

月何日執行(投票)開票所開票録

一 開票所は、何の場所にこれを設けた。

二 開票の期日前三日までに届出のあつた開票立會人たるべき者(地方自治法施行令第八十二條第一項の規定により

一二六

選任された開票立會人)は、左の通りである。

届出のあつた開票立會人たるべき者の数が(地方自治法施行令第八十二條第一項の規定により選任された開票立會人の数と合せて)十人を超えないため直ちに右の者を以て開票立會人とした。

届出のあつた開票立會人たるべき者の数が(地方自治法施行令第八十二條第一項の規定により選任された開票立會人の数と合せて)十人を超えるため昭和何年何月何日午後何時何の場所において開票立會人の互選を行った結果、左の者が開票立會人となつた。

三 左の開票立會人は、いずれも開票所を開くべき時刻までに開票所に参會した。

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

開票所を開くべき時刻に至つても開票立會人中参會する者が三人に達しないため開票管理者は、臨時に開票区の区域内における選挙人名簿に記載された者の中から左の者を開票立會人に選任した。

四 昭和何年何月何日投票の終了後(翌日)開票管理者は、(すべての)投票箱の送致を受けたのでその翌何日(當日)午後何時に開票所を開いた。

五 開票立會人中氏名は、一旦参會したが、午後何時何々の事故に因りその職を辭したためその数が三人に達しなくな

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

●施行規則 (様式)

つたので、開票管理者は、臨時に開票区の区域内における選挙人名簿に記載された者の中から午後何時左の者を開票立會人に選任した。

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

●施行規則 (様式)

一 有効と決定したものの何票

二 無効と決定したものの何票

三 成規の用紙を用いないもの何票

四 候補者でない者の氏名を記載したものの何票

五 候補者でない者の氏名を記載したものの何票

六 候補者でない者の氏名を記載したものの何票

七 候補者でない者の氏名を記載したものの何票

八 候補者でない者の氏名を記載したものの何票

九 候補者でない者の氏名を記載したものの何票

十 候補者でない者の氏名を記載したものの何票

十一 候補者でない者の氏名を記載したものの何票

十二 候補者でない者の氏名を記載したものの何票

十三 候補者でない者の氏名を記載したものの何票

十四 候補者でない者の氏名を記載したものの何票

十五 候補者でない者の氏名を記載したものの何票

十六 候補者でない者の氏名を記載したものの何票

十七 候補者でない者の氏名を記載したものの何票

十八 候補者でない者の氏名を記載したものの何票

十九 候補者でない者の氏名を記載したものの何票

二十 候補者でない者の氏名を記載したものの何票

二十一 候補者でない者の氏名を記載したものの何票

二十二 候補者でない者の氏名を記載したものの何票

二十三 候補者でない者の氏名を記載したものの何票

二十四 候補者でない者の氏名を記載したものの何票

二十五 候補者でない者の氏名を記載したものの何票

二十六 候補者でない者の氏名を記載したものの何票

二十七 候補者でない者の氏名を記載したものの何票

二十八 候補者でない者の氏名を記載したものの何票

二十九 候補者でない者の氏名を記載したものの何票

三十 候補者でない者の氏名を記載したものの何票

三十一 候補者でない者の氏名を記載したものの何票

三十二 候補者でない者の氏名を記載したものの何票

三十三 候補者でない者の氏名を記載したものの何票

三十四 候補者でない者の氏名を記載したものの何票

三十五 候補者でない者の氏名を記載したものの何票

三十六 候補者でない者の氏名を記載したものの何票

三十七 候補者でない者の氏名を記載したものの何票

一二七

●施行規則 (様式)

選挙会を開くべき時刻に至つても、選挙立会人中参會する者が三人に達しないため、選挙長は、臨時に(選挙区の区域内における)選挙人名簿に記載された者の中から左の者を選挙立会人に選任した。

四 届出のあつた候補者の数が、何人であつて選挙すべき議員の數何人を超えない(一人である)ため、昭和何年何月何日投票を行わないことに確定したので、昭和何年何月何日午前何時選挙会を開いた。

五 選挙立会人中氏名は、一旦参會したが午前何時何々の事故に因りその職を辭したためその數が三人に達しなくなつたので、選挙長は、臨時に(選挙区の区域内における)選挙人名簿に記載された者の中から午前何時左の者を選挙立会人に選任した。

六 届出のあつた候補者の氏名は、左の通りである。

七 選挙長は、選挙立会人の意見を聴き、候補者の被選挙権の有無を決定した。

八 選挙すべき議員の數は何人であつて、被選挙権ありと決定した議員候補者の數は何人である。よつて左の何人を以て當選人と定める。

九 午前何時選挙会の事務を終了した。

十 左の何人は、選挙会の事務に従事した。

十一 選挙会に臨席した者は、左の通りである。

選挙長は、この選挙録を作り選挙立会人とともに、ここに署名する。

昭和何年何月何日

一三四

●選挙證書様式

〔都(何道府縣)知事〕〔都議會(何道府縣議會)議員〕〔何郡(市)町(村)長〕〔何郡(市)町(村)議會議員〕當選證書
右は都(何道府縣)〔何郡(市)町(村)〕〔第何區〕において知事〔市(町)〔村)長〕〔都議會(何道府縣)議員〕〔何郡(市)町(村)議會議員〕に當選したことを證する。
昭和何年何月何日
都(何道府縣)〔何郡(市)町(村)〕
選挙管理委員會委員長 氏 名印

二 請求代表者

住所 職業 氏 名印
(住所) (職業) (氏) (名印)
右地方自治法第七十四條第一項の規定により別紙條例案を添え條例の制定(改廢)を請求致します。
昭和何年何月何日

●施行規則 (様式)

都(何道府縣)〔何郡(市)町(村)〕の長宛
備考
一 本請求書は、都(何道府縣)〔何郡(市)町(村)〕條例制定(改廢)請求者署名簿(一)に添えること。
二 氏名は自署すること。
都(何道府縣)〔何郡(市)町(村)〕條例制定(改廢)請求代表者證明書様式
都(何道府縣)〔何郡(市)町(村)〕條例制定(改廢)請求代表者證明書
住所 氏 名
(住所) (氏) (名)
右の者は都(何道府縣)〔何郡(市)町(村)〕條例制定(改廢)請求代表者であることを證明する。
昭和何年何月何日
都(何道府縣)知事〔何郡(市)町(村)長〕 氏 名印
備考 本證明書は都(何道府縣)〔何郡(市)町(村)〕條例制定(改廢)請求者署名簿(一)に添えること。
都(何道府縣)〔何郡(市)町(村)〕條例制定(改廢)請求者署名簿(表紙)
昭和何年何月何日
都(何道府縣)〔何郡(市)町(村)〕條例制定(改廢)請求者署名簿(第 號)

本署名簿を二通以上作製したときは各署名簿ごとに番號を附

● 旅行規則 (様式)

さなければならぬ。

契印	番号	署名	住所	生年月日	氏名	印
		年月日				

地方自治法施行令第九十五條の規定による照合簿様式

年月日	件名	番 號	氏 名

備考

- 一 契印は氏名の上欄になすこと。
- 二 番號欄には選舉人名簿の番號を記入すること。

昭和何年何月何日作製

照 合 簿

都(何道府縣)(何郡(市)(町)(村))

(巻末)
この照合簿は昭和何年何月何日何々請求書の提出があつたので昭和何年何月何日確定した選舉人名簿により作製したものである。

のである。

都(何道府縣)(何郡(市)(町)(村))選舉管理委員會
委員長 氏 名 印

市町村歳入歳出簿算様式

昭和何年度都(何道府縣)(何郡(市)(町)(村))歳入歳出簿算

歳入	歳出	歳入合計	比 較		附 記
			増	減	
一何々	一何々	一何々	圓	圓	

歳入	歳出	歳入合計	比 較		附 記
			増	減	
一何々	一何々	一何々	圓	圓	

歳入					
歳出					
歳入歳出差引					

歳入歳出差引

税金(なし)

昭和何年何月何日提出

〔都(何道府縣)知事(何郡(市)(町)(村)長) 氏 名

豫算科目及び説明種目の概目左の通り

科 目	説 明 種 目
一 市(町)(村)税	一 地租附加税
一 都(道府縣)税	二 家屋税附加税
附加税	三 營業税附加税
	四 鑛區税附加税
	五 船舶税附加税
	六 自動車税附加税
	七 軌道税附加税
	八 電話加入権税附加税
	九 電柱税附加税
	十 不動産取得税附加税
	十一 漁業権税附加税
	十二 狩獵者税附加税
	十三 藝妓税附加税

● 施行規則 (様式)

二 獨立税		三 目的税		四 地方分與税		三 分擔金及び負擔金	
一 市(町)(村)民税	二 舟税	一 舟税	二 荷車税	一 金庫税	二 扇風機税	三 屠畜税	四 犬税
三 廣告税	四 何税	一 都市計畫税	二 水利地益税	三 共同施設税	一 分與税	二 分擔金	三 負擔金
五 遊興税附加税	六 入湯税附加税	七 何税附加税	八 舟税	九 荷車税	十 金庫税	十一 扇風機税	十二 屠畜税
十三 犬税	十四 廣告税	十五 何税	十六 都市計畫税	十七 水利地益税	十八 共同施設税	十九 分與税	二十 分擔金
二十一 負擔金	二十二 負擔金						

●施行規則 (様式)

三 夫役及び現品	一 夫役及び現品	二一 夫役 現品
四 基本財産及び積立金収入	一 基本財産収入 一 基本財産収入	二一 基本財産収入 二 何基本財産収入
五 使用料及び手数料	一 使用料 一 授業料 二 何々 二 戸籍手数料	二一 授業料 二 何々 二一 戸籍手数料
六 國庫支出金	一 交付金	二一 國稅徵收交付金 二 何々
二 補助金		
七 都(道府縣)支出金	一 交付金	二一 都(道府縣)稅徵收交付金 二 何々
八 寄附金	一 寄附金	二一 一般寄附 二 土木費寄附 三 何々
九 繰入金	一 繰入金	二一 何會計から繰入 二 基本財産繰入 三 何々
十 財産賣拂代金	一 財産賣拂代金	二一 土地賣拂代金 二 物件賣拂代金

十一 繰越金	一 前年度繰越金	三 何々
十二 雜收入	一 團體支出金	一 前年度繰越金
二 納付金	一 水利組合費徵收交付金 二 何々	一 水利組合費徵收交付金 二 何々
三 報償金	一 報償金	一 報償金
四 繰替金戻入	一 繰替金戻入	一 繰替金戻入
五 雜入	一 雜入	一 雜入
十三 市(町)(村)債	一 市(町)(村)債	一 市(町)(村)債
一 會議費		一 會議費
二 役所(役場)費	一 報酬給料諸給 二 恩給組合納付金	一 報酬給料諸給 二 恩給組合納付金
三 所(場)費	一 土木費 二 道路橋梁費	一 土木費 二 道路橋梁費
三 治水堤防費		二 治水堤防費
三 用惡水路費		三 用惡水路費
費用辨償給料諸給需用費	一 費用辨償給料諸給 二 需用費	一 費用辨償給料諸給 二 需用費
報酬給料諸給需用費	一 報酬給料諸給 二 需用費	一 報酬給料諸給 二 需用費
町村吏員恩給組合納付金	一 町村吏員恩給組合納付金	一 町村吏員恩給組合納付金
維持修繕費新設改築費	一 維持修繕費 二 新設改築費	一 維持修繕費 二 新設改築費
維持修繕費新設改築費	一 維持修繕費 二 新設改築費	一 維持修繕費 二 新設改築費

●施行規則 (様式)

●施行規則 (樣式)

二	自動車事業費	五	修繕費	三	需用費	二	給料	一	諸給
九	交通事業費	四	作業費	二	需用費	一	給料	一	諸給
一	電車事業費	三	修繕費	一	需用費	一	給料	一	諸給
八	警防費	二	需用費	一	需用費	一	給料	一	諸給
一	警防費	一	何々	一	需用費	一	給料	一	諸給
四	勸業諸費	二	農地委員會費	一	何々	一	給料	一	諸給
三	何々費	一	何々	一	何々	一	給料	一	諸給
二	農林費	二	農道費	一	何々	一	給料	一	諸給
一	農林費	一	何々	一	何々	一	給料	一	諸給
十	瓦斯事業費	一	瓦斯事業費	一	何々	一	給料	一	諸給
十一	地方振興費	一	地方振興費	一	何々	一	給料	一	諸給
十二	選舉費	一	選舉費	一	何々	一	給料	一	諸給
十三	統計調査費	一	統計調査費	一	何々	一	給料	一	諸給
十四	寄附金	一	寄附金	一	何々	一	給料	一	諸給
十五	補助費	一	補助費	一	何々	一	給料	一	諸給
十六	諸費	一	諸費	一	何々	一	給料	一	諸給
十七	史蹟名勝天然紀念物保存費	一	史蹟名勝天然紀念物保存費	一	何々	一	給料	一	諸給
十八	徵收費	一	徵收費	一	何々	一	給料	一	諸給
十九	徵發費	一	徵發費	一	何々	一	給料	一	諸給
二十	訴訟費	一	訴訟費	一	何々	一	給料	一	諸給
二十一	雜入金	一	雜入金	一	何々	一	給料	一	諸給
二十二	雜支出	一	雜支出	一	何々	一	給料	一	諸給

●施行規則 (樣式)

十四	財產費	一	基本財產造成費	二	積立金積立費	三	財產管理費	四	都市計畫事業費
一	基本財產造成費	一	何積立金積立費	一	何積立金積立費	一	何積立金積立費	一	何積立金積立費
二	積立金積立費	二	基本財產造成費	二	何積立金積立費	二	何積立金積立費	二	何積立金積立費
三	財產管理費	一	何積立金積立費	一	何積立金積立費	一	何積立金積立費	一	何積立金積立費
十五	都市計畫事業費	一	何積立金積立費	一	何積立金積立費	一	何積立金積立費	一	何積立金積立費
一	都市計畫事業費	一	何積立金積立費	一	何積立金積立費	一	何積立金積立費	一	何積立金積立費
十六	公債費	一	元金償還	一	元金償還	一	元金償還	一	元金償還
一	公債費	一	元金償還	一	元金償還	一	元金償還	一	元金償還
十七	負擔金	一	負擔金	一	負擔金	一	負擔金	一	負擔金
一	負擔金	一	負擔金	一	負擔金	一	負擔金	一	負擔金
十八	寄附金	一	寄附金	一	寄附金	一	寄附金	一	寄附金
一	寄附金	一	寄附金	一	寄附金	一	寄附金	一	寄附金
十九	補助費	一	補助費	一	補助費	一	補助費	一	補助費
一	補助費	一	補助費	一	補助費	一	補助費	一	補助費
二十	諸費	一	諸費	一	諸費	一	諸費	一	諸費
一	諸費	一	諸費	一	諸費	一	諸費	一	諸費
二十一	史蹟名勝天然紀念物保存費	一	史蹟名勝天然紀念物保存費	一	史蹟名勝天然紀念物保存費	一	史蹟名勝天然紀念物保存費	一	史蹟名勝天然紀念物保存費
一	史蹟名勝天然紀念物保存費	一	史蹟名勝天然紀念物保存費	一	史蹟名勝天然紀念物保存費	一	史蹟名勝天然紀念物保存費	一	史蹟名勝天然紀念物保存費
二十二	徵收費	一	徵收費	一	徵收費	一	徵收費	一	徵收費
一	徵收費	一	徵收費	一	徵收費	一	徵收費	一	徵收費
二十三	徵發費	一	徵發費	一	徵發費	一	徵發費	一	徵發費
一	徵發費	一	徵發費	一	徵發費	一	徵發費	一	徵發費
二十四	訴訟費	一	訴訟費	一	訴訟費	一	訴訟費	一	訴訟費
一	訴訟費	一	訴訟費	一	訴訟費	一	訴訟費	一	訴訟費
二十五	雜入金	一	雜入金	一	雜入金	一	雜入金	一	雜入金
一	雜入金	一	雜入金	一	雜入金	一	雜入金	一	雜入金
二十六	雜支出	一	雜支出	一	雜支出	一	雜支出	一	雜支出
一	雜支出	一	雜支出	一	雜支出	一	雜支出	一	雜支出

●施行規則（様式）

二十一 豫備費	一 滞納處分費
一 豫備費	二 過年度支出
	三 何々
	一 豫備費

備考

- 一 特別會計に屬する豫算はこの様式に準じてこれを調製しなければならない。
- 二 歳入歳出豫算の追加又は更正の豫算はこの様式に準じてこれを調製しなければならない。
- 三 「市町村税」の附記欄には附加税及び目的税中本税のあるものについてはその本税額及び課率をその他のものについては課税標準、課率、賦課定額等を記載しなければならぬ。但し、市町村民税にあつては地方税法第六十三條に定める納税義務者数及び同平均一人當を記載しなければならない。
- 四 「雑収入」及び「諸費」の款には他の各款に屬しない歳入歳出を計上しなければならない。なお、特に必要があるときはこの様式に掲げる歳入歳出科目の外適宜款項目を設けることができる。
- 五 市町村組合又は町村組合で組合費を分賦するものについては歳入科目中市(町)(村)税乃至夫役及び現品の款はこれを合せて分賦金としその項はこれを何市分賦項目を設けることができる。

●施行規則（様式）

金、何町分賦金及何村分賦金とする。
 繼續費の年期及び支出方法様式
 自昭和何年度(何道府縣)(何郡)(市)(町)(村)何費
 至昭和何年度(何道府縣)(何郡)(市)(町)(村)何費
 繼續年期及び支出方法

年度	支出額	説明		財源説明	
		工事費	何々	寄附金	補助金
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
合計					

昭和何年何月何日提出

(都道府縣)知事(何郡)(市)(町)(村)長

氏名

備考 特定収入のない場合には財源説明の欄はこれを設けることを要しない。

市町村歳入歳出決算様式

昭和何年度(何道府縣)(何郡)(市)(町)(村)歳入歳出決算

科目	款	項	説明	種目	現額	決算額	豫算現額に對する差		附記
							増	減	
	一何々				円	円	円	円	
	一何々				円	円	円	円	
	一何々				円	円	円	円	
歳入合計									

科目	款	項	説明	種目	現額	決算額	豫算現額に對する差		附記
							増	減	
	一何々				円	円	円	円	
	一何々				円	円	円	円	
	一何々				円	円	円	円	
歳出合計									

金 基本財産に購入
 金 翌年度繰越

●施行規則（様式）

備考

- 一 科目及び説明種目は豫算と同一の区分に依らなければならぬ。
- 二 豫算現額欄には歳入にあつては豫算額(追加更正を含む)及び繼續費繰越財源豫定額の合計を、歳出にあつては豫算額(追加更正を含む)、繼續費繰越次繰越額、豫備費支出額及び流用増減額の合計を記載しなければならない。
- 三 翌年度繰越額欄には繼續費繰越次繰越額及び翌年度追加豫算額の合計を記載しなければならない。
- 四 附記欄には歳入にあつては豫算現額に含めた繼續費繰越財源豫定額を、歳出にあつては豫算現額に含めた繼續費繰越次繰越額、豫備費支出額及び流用増減額を記載する外必要と認める事項を記載しなければならない。

都道府縣歳入歳出決算様式

昭和何年度(何道府縣)歳入歳出決算

- 歳入
- 第一款 都(道府縣)税
 - 第二款 獨立税
 - 第三款 地方分税
 - 第四款 分擔金及び負擔金
 - 第五款 負擔金
 - 第六款 財產收入

●施行規則 (様式)

一 滞納處分費	二 過年度支出	三 何々
二十一 豫備費	一 豫備費	

備考

- 一 特別會計に屬する豫算はこの様式に準じてこれを調製しなければならない。
- 二 歳入歳出豫算の追加又は更正の豫算はこの様式に準じてこれを調製しなければならない。
- 三 「市町村税」の附記欄には附加税及び目的税中本税のあるものについてはその本税額及び課率をその他のものについては課税標準、課率、賦課定額等を記載しなければならぬ。但し、市町村民税にあつては地方税法第六十三條に定める納税義務者数及び同平均一人當を記載しなければならない。
- 四 「雑収入」及び「諸費」の款には他の各款に屬しない歳入歳出を計上しなければならない。なお、特に必要があるときはこの様式に掲げる歳入歳出科目の外適宜款項目を設けることができる。
- 五 市町村組合又は町村組合で組合費を分賦するものについては歳入科目中市(町)(村)税乃至夫役及び現品の款はこれを合せて分賦金としその項はこれを何市分賦

金、何町分賦金及何村分賦金とする。
 繼續費の年期及び支出方法様式

自昭和何年度(何道府縣)(何郡(市)(町)(村))何費
 至昭和何年度(何道府縣)(何郡(市)(町)(村))何費
 繼續年期及び支出方法

年度	支出額	説明		財源説明	
		工事費	何々	寄附金	補助金
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
合計					

昭和何年何月何日提出

〔都(何道府縣)知事(何郡(市)(町)(村))長
 氏名

備考 特定収入のない場合には財源説明の欄はこれを設けることを要しない。

市町村歳入歳出決算様式

昭和何年度都(何道府縣)(何郡(市)(町)(村))歳入
 歳出決算

科目	説明	豫算		決算		附記
		現額	増減	現額	増減	
一何々		円	円	円	円	
一何々		円	円	円	円	
一何々		円	円	円	円	
歳入合計						

科目	説明	豫算		決算		附記
		現額	増減	現額	増減	
一何々		円	円	円	円	
一何々		円	円	円	円	
一何々		円	円	円	円	
歳出合計						

歳入歳出差引残金
 金 基本財産に編入
 翌年度繰越

●施行規則 (様式)

備考

- 一 科目及び説明種目は豫算と同一の区分に依らなければならぬ。
- 二 豫算現額欄には歳入にあつては豫算額(追加更正を含む)及び繼續費繰越財源豫定額の合計を、歳出にあつては豫算額(追加更正を含む)、繼續費繰越次繰越額、豫備費支出額及び流用増減額の合計を記載しなければならない。
- 三 翌年度繰越額欄には繼續費繰越次繰越額及び翌年度追加豫算額の合計を記載しなければならない。
- 四 附記欄には歳入にあつては豫算現額に含めた繼續費繰越財源豫定額を、歳出にあつては豫算現額に含めた繼續費繰越次繰越額、豫備費支出額及び流用増減額を記載する外必要と認める事項を記載しなければならない。

都道府縣歳入歳出豫算様式

- 昭和何年度都(何道府縣)歳入歳出豫算
- 第一款 都(道府縣)税
 - 第二款 地方分與税
 - 第三款 分擔金及び負擔金
 - 第四款 負擔金
 - 第五款 財產收入

●施行規則 (様式)

- 第一項 財産収入
- 第四款 使用料及び手数料
- 第一項 使用料
- 第二項 手数料
- 第五款 國庫支出金
- 第一項 下渡金
- 第二項 補助金
- 第六款 雑収入
- 第一項 納付金
- 第二項 懲罰及び没収金
- 第三項 辨償金
- 第四項 物品賣拂代金
- 第五項 雑入
- 第七款 繰越金
- 第一項 前年度繰越金
- 第八款 寄附金
- 第一項 寄附金
- 第九款 繰入金
- 第一項 繰入金
- 第十款 財産賣拂代金
- 第一項 財産賣拂代金
- 第十一款 都(道府縣)債
- 第一項 都(道府縣)債
- 歳入合計
- 歳出

- 第一款 會議費
- 第一項 都(道府縣)債
- 第二款 都(道府縣)職員費
- 第一項 俸給給料諸費
- 第二項 庶費
- 第三款 警察費
- 第一項 俸給給料諸給
- 第二項 庶費
- 第三項 警察署建築費
- 第四項 交際費
- 第五項 報償費
- 第四款 土木費
- 第一項 道路橋梁費
- 第二項 治水堤防費
- 第三項 港灣費
- 第四項 何費
- 第五款 教育費
- 第一項 小學校職員費
- 第二項 青年學校職員費
- 第三項 何學校費
- 第四項 社會教育費
- 第五項 教育諸費
- 第六項 何學校建築費
- 第六款 衛生費
- 第一項 豫防費

- 第二項 病院費
- 第三項 衛生諸費
- 第七款 厚生費
- 第一項 保護救護費
- 第二項 保健所費
- 第三項 健民費
- 第四項 勤勞費
- 第五項 住宅費
- 第六項 厚生諸費
- 第八款 勸業費
- 第一項 農業費
- 第二項 蠶業費
- 第三項 林業費
- 第四項 水産業費
- 第五項 畜産業費
- 第六項 商工業費
- 第七項 何費
- 第八項 勸業諸費
- 第九款 地方振興費
- 第一項 地方振興費
- 第十款 都市計畫費
- 第一項 都市計畫地方委員會費
- 第二項 何費
- 第十一款 選舉費
- 第一項 選舉費

●施行規則 (様式)

- 第十二款 諸費
- 第一項 史蹟名勝天然紀念物保存費
- 第二項 統計調査費
- 第三項 公金取扱費
- 第四項 財産費
- 第五項 雜支出
- 第十三款 都(道府縣)債費
- 第一項 元金償還費
- 第二項 利子
- 第三項 諸費
- 第十四款 豫備費
- 第一項 豫備費
- 歳出合計
- 昭和何年何月何日提出
- 都(何道府縣)知事 氏 名
- 備考
- 一 特別會計に屬する豫算はこの様式に準じてこれを調製しなればならない。
- 二 追加又は更正の豫算はこの様式に準じてこれを調製しなればならない。
- 三 「雜収入」及び「諸費」の款には他の各款に屬しない歳入歳出を計上しなければならぬ。なお特に必要があるときはこの様式に掲げる歳入歳出科目の外適宜款項を設けることができる。
- 四 歳出に屬する補助費、負擔費、寄附金及び繼續費本年

●施行規則（様式）

度支出額はそれぞれその費途の種類により各款項の中に
含めこれを計上しなければならない。

●継続費の年額及び支出方法様式

自昭和何年度（何道府縣）何費繼續年額及び支出方法
至昭和何年度（何道府縣）何費繼續年額及び支出方法
一金 何費中何費
内 露

昭何年度支出額
昭何年度支出額
昭何年度支出額

右何々（議決を要する事業の概要を記載する。）

昭何年何月何日提出

都（何道府縣）知事

氏 名

（別表）

選挙事務所を五箇所まで設置することのできる都道府縣及び
選挙事務所の数

都道府縣	選挙事務所の数	都道府縣	選挙事務所の数
東京都	四箇所	兵庫縣	四箇所
京都市	三箇所	長崎縣	三箇所
大阪府	四箇所	新潟縣	四箇所
神奈川縣	二箇所	埼玉縣	三箇所

群馬縣	二箇所	秋田縣	二箇所
千葉縣	三箇所	石川縣	二箇所
茨城縣	三箇所	富山縣	二箇所
栃木縣	二箇所	島根縣	二箇所
三重縣	二箇所	岡山縣	二箇所
愛知縣	四箇所	廣島縣	三箇所
静岡縣	三箇所	山口縣	二箇所
滋賀縣	二箇所	和歌山縣	二箇所
岐阜縣	三箇所	徳島縣	二箇所
長野縣	三箇所	香川縣	二箇所
宮城縣	二箇所	愛媛縣	二箇所
福島縣	三箇所	高知縣	二箇所
岩手縣	三箇所	福岡縣	四箇所
青森縣	二箇所	大分縣	二箇所
山形縣	二箇所	佐賀縣	二箇所

●地方公共團體の議會の議員及び
長等の選挙運動の費用に關する
件

昭和二十二年五月三日
内務省告示第百十三號

熊本縣	三箇所	鹿児島縣	三箇所
宮崎縣	二箇所	北海道	五箇所

第一條 地方自治法施行令第七十四條第一項第一號乃至第三
號の選挙運動の費用の最高額を算出する基準となるべき金
額は、六十錢とする。

第二條 地方自治法施行令第七十五條第一項（地方自治法第
百五十五條第三項及び第二百八十三條並びに同令第九十
四條及び第二百條において準用する場合を含む。）の選挙運
動の費用の最高額を算出する基準となるべき金額及び制限
額は、左の通りとする。

- 一 人口五万未満の市町 選挙人一人につき三十錢 但
し五千圓を超えるときは、五千圓とする。
- 二 人口五万以上十万未満の市 選挙人一人につき二十五
錢 但し一万圓を超えるときは、一万圓とする。
- 三 人口十万以上二十万未満の市 選挙人一人につき二十
錢 但し一万五千圓を超えるときは、一万五千圓とす
る。

●地方公共團體の議會の議員及び長等の選挙運動の費用
地方自治法の施行

●地方自治法の施行に關する件

昭和二十二年五月三日
内務省告示第百十一號

本日本國憲法の施行とともに地方自治法、同施行令、同
施行規程及び同施行規則が施行せられ、これに伴い東京都
制、道府縣制、市制及び町村制並びに東京都官制、北海道

- 四 人口二十万以上三十万未満の市 選挙人一人につき十
五錢 但し、二万圓を超えるときは、二万圓とする。
- 五 人口三十万以上五十万未満の市 選挙人一人につき十
四錢 但し、二万五千圓を超えるときは、二万五千圓と
する。
- 六 人口五十万以上七十万未満の都道府縣及び市 選挙人
一人につき十錢 但し、三万圓を超えるときは、三万圓
とする。
- 七 人口七十万以上百万未満の都道府縣及び市 選挙人一
人につき九錢 但し、三万五千圓を超えるときは、三万
五千圓とする。
- 八 人口百万以上二百万未満の都道府縣及び市 選挙人一
人につき七錢 但し、四万圓を超えるときは、四万圓と
する。
- 九 人口二百万以上三百万未満の都道府縣及び市 選挙人
一人につき四錢 但し、四万五千圓を超えるときは、四
万五千圓とする。
- 十 人口三百万以上の都道府縣 選挙人一人につき三錢
但し、五万圓を超えるときは、五万圓とする。

● 地方自治法の施行

官制及び地方官制等は廢止されることとなつたのである。明治二十一年市制町村制發布以來今日に至るまで約六十年の歳月を閲し、その制度は週く修訂に及び、その精神は益々發揚せられ、その世局の進運に對する功績は、洵に顯著なものがあつたのである。

新憲法においては、地方公共團體の重要性に鑑み、特に地方自治に關し一章を設け、その基本原則を確立して地方公共團體の發達と地方自治の眞體の顯現昂揚を期してあり、地方自治法は、この新憲法の精神に則り、地方自治の本旨に稽え、地方公共團體の自主を重んじ自律を尊び、行政の公正と能率を確保するとともに國家的統制は權力これを抑制して地方住民の總意に基き地方共同の福祉を増進し、國力の根柢に培われしめ以て國家の再建を圖ることを趣旨として制定されたものである。殊に從來わが國地方行政の中心であつた地方長官が住民によつて選舉せられ、地方自治法の施行とともに公吏たる都道府縣知事として行政の衝に當ることとなることは、地方行政上最も重要な變革であつて、ここに地方行政の畫期的民主化が達成されることとなるものと考えられるが、地方公共團體に負荷された使命もまた愈々重きを加え、その負荷の任を全うするか否かは、ただに地方住民の共同の福祉に關するのみならず國の利害休戚に直ちに影響を及ぼすものであるから、地方行政の指導及び運督に當る職員は、宜しく地方自治法制定の本旨を體し、自己に課せられた歴史的使命を深く自覺し、地方公共の福祉増進と地方自治の本旨の實現に格段の努力を致されるときに、新法の精神をよく地方住

民に周知徹底せしめ、住民相率いて地方自治窮局の成果を舉げることに最善の努力を盡さざるよう希つてやまない。地方自治法の施行に當つては、よく右の趣旨を體し、特に左記各項に留意して遺漏のないよう格段の配意を加え、ともに各市町村に對しては關係事項を漏れなく示達し、且つこれが周知徹底については適切な措置を講ぜられたい。

第一 總則に關する事項

一 地方公共團體は、構成、機關、組織又は機能等より見て最も一般的性格を有する普通地方公共團體とそれぞれ特異の性格を有する特別地方公共團體との二に分ち、前者に關しては地方自治法第二編において共通の規定を定め、後者に關してはそれぞれ特異の性格に應じて特別の規定を設ける外、普通地方公共團體に關する規定を適用又は準用することとしたこと。

二 普通地方公共團體は、都道府縣及び市町村をいい、地方自治法（以下本法又は法という）施行の際現に存する都道府縣及び市町村はすべて法にいわゆる普通地方公共團體として規定の適用を受けるものであること。
東京府は本法施行とともに基礎的の地方公共團體でなく、一都道府縣と同様に市町村及び特別區を包括する地方公共團體となりその性格が全く異なるようになるから、經過的運督については特に留意するとともに、特別區の存する區域については、その特殊性に即應する行政を行うに遺憾なきを期すること。

三 特別地方公共團體は、今回あらたに制度を設けた特別市、特別區地方公共團體の組合及び財産區をいい、特別市は、將來法律を以て指定し又は特に設置することが必要であるが、本法施行の際現に存する東京都の區は特別區に、市町村組合又は町村組合は地方公共團體の組合に、市町村の一部で財産を有するものは財産區となること。
四 從來の都道府縣、市町村、東京都の區、市町村組合又は町村組合、市町村の一部で財産を有するもの的人格は、本法の各相當の地方公共團體としてその法人格に變更がないこと。

五 地方公共團體の機能に關しては、次の諸點に留意すること。

1 普通地方公共團體

イ 普通地方公共團體の處理すべき事務は、その公共事務（いわゆる固有事務）並びに從來法令により及び將來法律又は政令により普通地方公共團體に屬する事務（いわゆる委任事務）であること。

ロ 普通地方公共團體に對する事務の委任は本法施行後において、法律又は政令によらなければこれをすることができないこと。

ハ 普通地方公共團體がその機能に屬する事務を處理するに當つては、地方自治の本旨に鑑み、すべてその創意に基きその責任においてこれを行うことを期し、國の監督は、努めてこれを抑制し、從前の東京都制第三百三十四條第二項、道府縣制第二百九條第二項、市制

● 地方自治法の施行

2 特別地方公共團體

特別地方公共團體は、地方自治法の定めるところによりその事務を處理するのであるが、各地方公共團體の機能

第三百六十一條第二項、又は町村制第四百四十一條第二項等の如き包括的な監督規定を初め監督に關する規定は大幅に整理されたのであるが、地方公共團體の人格及び組織等は法律に基き、これに對する事務の委任は、將來においても法律又は政令によつてこれを行ひ、その事務を處理執行するに當つては一定の國家的公權を賦與されている等その存立は國の承認に基くものであり、國と普通地方公共團體との關係は、私人と國との關係と本質的に異り、特別の國の監督に服することは當然であり、從つて從前の東京都制第一條、道府縣制第二條、市制第二條又は町村制第二條等における如く「官ノ監督ヲ受ケ」てその事務を處理する旨の規定は、服しなればならないこと。

ニ 普通地方公共團體は、法令により委任された事務を處理する場合においては勿論その固有の公共事務を處理する場合においてもまた、普通地方公共團體は國の定めた法律又は政令に從わなければならないのであつて、從前の東京都制第一條、道府縣制第二條、市制第二條又は町村制第二條等におけることく「法令ノ範圍内ニ於テ」その公共事務を處理する旨の規定はないが地方自治法を初めとし他の法令に規定があるときは、その規定に從いその事務を處理すべきことは當然であること。

● 地方自治法の施行

は、それぞれの特別地方公共團體ごとに具體的に規定せられ、特別市については第二百六十四條、特別区については第二百八十一條第二項、地方公共團體の組合については第二百八十四條、第二百八十七條及び第二百九十二條、財産區については第二百九十四條の規定するところであること。

六 地方公共團體の事務所すなわち現在の都道府縣廳、市役所、町村役場等の位置を定め又はこれを變更することは、その重要性に鑑み將來條例でこれを定めなければならぬこと。

第二 普通地方公共團體に関する事項

一 通則に関する事項

一 普通地方公共團體の區域は從來の區域により、その廢置分合の手續は、概ね從來の手續と同様であるが、次の諸點に留意すること。

1 市町村長等の臨時代理者、職務管理等の制度が廢止されたので普通地方公共團體の設置があつた場合においては關係地方公共團體の長又は長であつた者の中から協議して定めた者が當該普通地方公共團體の長が選舉されるまでの間、その職務を行うものとし、但し、その協議が調わない場合は所轄行政廳がこれを定め、關係地方公共團體が一である場合(例えば分村の場合)においては關係地方公共團體の長又は長であつた者がその職務を行うこと。

2 都道府縣の廢置分合若しくは境界變更又は都道府縣の

境界にわたつて市町村の境界の變更があり若しくは所屬未定地を市町村の區域に編入した場合において財産處分を必要とするときは、關係地方公共團體が各々その議会の議決を経て、協議してこれを定め、その協議が調わないときは、關係地方公共團體の議会の意見を聴き、内務大臣がこれを定めること。

3 市町村の廢置分合若しくは境界變更を行い又は所屬未定地を市町村の區域に編入する場合において財産處分を必要とするときは關係市町村の議会の議決を経て、協議してこれを定め、その協議が調わないときは、關係市町村の議会の意見を聴き、都道府縣知事又は内務大臣がこれを定めること。

4 市と町村は、同一の法律に基く公共團體となつたので、單一の町村を以て市としようとするが如き場合は、從來と異り町村の法人格は消滅せず、同一の法人格を以て市となること。但し、この場合の手續は、市の廢置分合の手續によらなければならぬこと。

5 市をあらたに設置し又は町村を市としようとするときは、市となるべき地域には、人口三万以上あり、且つ、都市的形態を具えていなければならないこと。

二 市町村の境界に関する争訟及び決定に関しては、次の諸點に留意すること。
1 市町村の境界に関する争論は、すべて民事訴訟の手續により、關係市町村の訴により、裁判所の判決によつてこれを定めるものとなること。

2 市町村の境界が判明でない場合において、その境界に關し争論がないときは、都道府縣知事は、非訟事件手續法の例により、地方裁判所に決定を求めるものとする。この場合における手續に關しては、地方自治法施行令(以下施行令という)第七條乃至第十三條の規定によること。

二 住民に関する事項

一 東京都の性格の變更に伴い、東京都の區域内の市町村及び特別区の住民が東京都の住民となること。

二 日本國民たる普通地方公共團體の住民の解職の請求は、都道府縣の副知事及び出納長に對してもこれをすることができぬこと。

三 條例及び規則に関する事項

一 普通地方公共團體は法律の範圍内において條例を制定し、普通地方公共團體の長は、法律の範圍内において規則を制定することができること。

二 條例を以て規定すべき事項は、普通地方公共團體の長の權限に專屬する事項を除き當該普通地方公共團體の住民の權利義務その他事務全般に及ぶものであること。

三 規則は、法律に違反しない限り、單に普通地方公共團體の長の權限に屬する事務の執行手續等に屬する事項のみならず、住民の權利義務に關する事項についてもまた條例と同様に規定することができるものであり、條例と規則の差異は、議會の議決を經たか否かに存するに止まること。
四 法律又は政令の定めるところにより、都道府縣知事の權

● 地方自治法の施行

限に屬する國の事務に關する條例又は規則に違反した者に對しては、法律の定めるところにより刑罰を科することがあること。

右は都道府縣知事は、今回廢止された、國の行政官廳としての府縣知事の權限に關する事務を原則として承継し、都道府縣の區域内における國の行政事務に關して一般的權限を有するものとせられ、又都道府縣に關しても、重要な國政事務の委任されることが豫想せられるから、その中には衛生事務、將來においては警察事務中強制力を以てするに非ざれば執行に万全を期し難い事務が存することが豫想せられ他方從來の府縣令等で法律を以て規定すべき事項を規定するものは、本年限りその効力を失ふこととなり、而も從來の府縣令等で規定した事項をすべて法律を以て規定することは地方の特殊の事情に即し難い虞もあるもので、主としてかくの如き事務についてその適用が豫想せられるものであること。

なお、右は、條例又は規則において直接に刑罰を規定することは法の豫想するところではなく、特別法において、刑罰の種類及び限度を規定し、唯、その刑罰を科せらるべき行為を條例において具體化せしめる趣旨であること。

四 選舉に関する事項

一 通則

1 選舉權及び被選舉權
選舉權及び被選舉權の缺格條項は、昭和二十二年法律第十五號(都道府縣及び市區町村の議会の議員及び長の

●地方自治法の施行

選挙の期日等に関する件により整理されたのであるが、本法においても、禁治産者準禁治産者及び懲役又は禁錮の刑に處せられその執行を終り又はその執行を受けることがなくなるまでの者に限り、選挙権及び被選挙権を有しないものとせられること。

(二) 選挙区

1 町村においても、市と同様に、その議会の議員の選挙につき条例で選挙区を設けることができること。

(三) 選挙の期日及び執行

1 普通地方公共団体の議会の議員の選挙についても、長の選挙と同様に、任期満了の前日三十日を限り任期満了に因る選挙を行うことができること。

3 選挙の期日は、選挙の期日前都道府県にあつては三十日、市町村にあつては二十日までに當該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会がこれを告示するのであるが、特に町村の選挙については、期間が延長せられることとなることに留意すること。

(四) 同時選挙

1 すべての選挙（決戦投票を含む）は、同時にこれを執行することができること。

3 都道府県の選挙と市町村の選挙を同時に行う場合においては、都道府県の選挙管理委員会が選挙の期日を決定して選挙の期日前三十日前にこれを告示し、投票用紙の様式、繰上投票、再投票の期日等もまた都道府県の選挙管理委員会が決定すること。

5 投票用紙は同一の投票用紙に記載欄を区分して設け、

6 従つて投票の効力の決定方法が異なること。開票区の区域と選挙会の区域が同一である場合、即ち議員の選挙につき選挙区のない市町村において議員と市町村長の選挙を同時に行う場合においては、選挙会について、手續を合一して行うことができること。

二 選挙人名簿に関する事項

1 選挙人名簿の制度は、概ね従来と同様であるが、名簿に関する異議の申立に對して不服があるときは、七日以内に地方裁判所に出訴することとなつたことに留意すること。

2 東京都においても、別に都議会議員及び都知事の選挙のため名簿を調製する必要がないこと。

三 投票、開票及び選挙會に関する事項

1 市町村の選挙における投票分會及び開票分會の制度を廢止し、すべての選挙を通じ投票区及び開票区は原則として衆議院議員の選挙の投票区及び開票区によることとなつたが、衆議院議員選挙につき数町村の区域を合せて一開票区を設けている場合等においては、町村の選挙について、當該町村の区域が當然開票区となること。但し、法第三十八條但書の規定による開票区がある町村においては、その開票区によることは勿論である。

●地方自治法の施行

票の立會人の意見を聴き、補助者二人を定め、その一人の立會の下に他の一人をして選挙人の候補者の氏名を記載させることができることとなつたこと。

ホ 施行令第三十五條第二號及び第三號の事由に因る不在者投票の方法として、投票を郵送することができることとされたこと。

● 地方自治法の施行

4 一般の市町村の選挙のごとく、開票の区域と選挙の区域が同一である選挙については、別に開票管理者、開票立会人を置かず、開票の事務を選挙会の事務に合せ、選挙長及び選挙立会人をしてこれを行わせることができること。

● 候補者及び当選人

立候補の制度については、概ね従前と同様であるが、選挙期日を告示すべき期間の延長に伴い、町村の選挙についても立候補の届出は、選挙の期日前七日とせられ、社会経済の實際に鑑み供託金の額が引き上げられた外、選挙に関する社会通念に鑑み議員又は長の身分を取得するために官吏及び請負関係者の外当選承諾を必要とせず、当選の告知を受けた後十日以内に辞退の届出をしない限り當然に議員又は長の身分を取得することとなる。但し、当選人を確定することは、一日も早いことが望ましいので、本人が承諾の意思を表示した場合は、直ちに議員又は長の身分を取得することができること。

● 選挙に関する争訟

1 選挙に関する事務は、すべて選挙管理委員会がこれを行い、市町村の選挙については、都道府県の選挙管理委員会がこれを監督し、都道府県知事及び市町村は、全く選挙に干渉せず、市町村の選挙に関する異議の申立に對し、市町村の選挙管理委員会の決定に不服があるときは、都道府県の選挙管理委員会に訴願し、その裁決に不服がある場合には、高等裁判所に訴願することとなる。

● 選挙運動

2 従来都道府県知事は、選挙又は当選の効力に關し異議があるときは職権により決定し又は行政裁判所に訴願することができるのであるが、選挙に關してはすべて選挙管理委員会が事務を掌ることとせられるとともに選挙手續の合法性の確保は、争訟の手續によることと當選と認められるので、選挙又は當選の効力は、専ら關係人の争訟によつてのみ争われることとなつたこと。

1 町村の議会の議員及び長の選挙についても選挙運動の費用制限額が法定せられることとなりこれに伴つて費用超過訴訟の制度が採用されることとなつたが、他府県議院議員選挙法第四十二條第二項の準用により學校、公會堂等の營造物をその選挙運動のために使用することができること。

2 選挙運動の費用については、昭和二十二年内務省告示第一二四號を以て定められたのであるが、法第六十五條第一項のいわゆる決戦投票を行う場合は、決戦投票を行う必要を生ずるに至つた選挙の選挙運動の費用の額の都道府県にあつては六分の一、市町村にあつては四分の一に相當する額を超えてはならないこと。

3 選挙運動の費用及び選挙運動に關する収入の届出及び公開は、すでに昭和二十二年内務省令第九號により實施されてゐるところであつて、この制度が衆議院議員選挙法に採用されたのに伴つて施行令中に規定されるに至つたが、選挙運動の期間が延長されたことに伴つて町村の

選挙についても市の選挙と同様の届出をすべきこととなる外、届出義務者、届出の方法、届出先等その内容は概ね同様であつて、選挙の公正を確保しようとする費用公開の本旨を理解し、この制度の徹底と届出の勵行に努めること。

● 直接請求に關する事項

1 普通地方公共團體の議会の解散並びに議会の議員及び長の解職の投票については、原則として選挙に關する規定が準用され、その結果選挙運動の費用及び事前運動に關する規定を除き、原則として選挙運動に關する規定及び罰則が準用されることとなり、又學校、公會堂等の營造物の使用が認められることとなつたこと。

2 解散及び解職の投票は、都道府県及び市町村を通じ同時にこれを行うことができることと認められ、これらの各種の選挙もまた同時に行うことが認められ、これらの同時投票は、原則として同時選挙と同一の方法によりこれを行うこと。但し、解散の投票については、他の選挙又は解職投票と同時に進行する場合においても記載の方法が全く異なるので、別備の投票用紙を用いなければならぬこと。

3 あらたに副知事及び出納長に對しても解職の請求が認められることとなつたが副知事及び出納長は、任期が四年であるので、解職請求の禁止期間は、就職の日から一年間及び解職請求に關する議会の議決のあつた日から一年間とされたこと。

● 地方自治法の施行

● 議會に關する事項

1 議決機關及び執行機關の直接選挙の本旨及び議決機關の自主的地位の尊重等の見地よりして執行機關は、當然には議会の會議に出席せず、議長の要求があつた場合に限り會議に出席して議案につき説明し、答辯に應ずるものとせられ、その要求がないときは、普通地方公共團體の長は、豫算その他の事務に關する説明書を議會に提出することができるとせられたこと。従來の地方自治行政の運営における最も重要な變革をなすものであるが、行政運営の實際については、兩機關の緊密なる協力提携なくしては完全なる自治行政の達成の困難なることはいうまでもないところであり、本法の趣旨とするところは、兩機關が各々その地位及び權限を尊重し、各自の本分を完全に遂行することにより自治の達成を期するに在るのであり、この趣旨を倒施逆行し對立抗争の具に供することのないよう嚴に戒諭すること。

2 地方議會の權限を擴充して都道府県知事及び市町村長の權限に屬する國の行政事務等につきその意見を述べることができるとし、議會の招集請求及び議案の發案の要件を緩和し且つ議會が直接住民と交渉する權能を認め、以てその活潑なる活動を促進し、公正なる民意を傳達して地方行政の民主化を期することは、本法制度の最も重要な事項の一であるが、議會がその職責を完全に達成するに否かは議員の自省と選挙人の自覺と旺盛なる批判にまたなければならぬ。

● 地方自治法の施行

ばならないのであつて、地方議會の重要性につき一般の理解を更に深めるに努めること。

三 あらたに常任委員會及び特別委員會の制度が設けられたのであるが、その趣旨は行政の分化と専門化の傾向に鑑み、議會の内部における事件の審査及び事務の調査に万全を期し、以て議會の能率的運営を期するに在るのであるから、専らかくの如く見地に基き委員會の設置を考慮し、委員會の設置に當つては普通地方公共團體の規模及び事務事業の實情に應じてその種類を決定し、その運営は常に節度を保ち公正を失わないように努めること。

四 議會は毎年六回以上これを開催されるのであり、又常任委員會の制度もあらたに設けられたので、參事會は廢止されることとなつたが、特に都道府縣においては、參事會が活用せられ行政の能率的運営に貢献するところが少くなかつたので、速やかにあらたなる行政運営に習熟し、その能率化を図るに努めること。

五 國會議法に準じ、議會の紀律及び議員の懲罰に関する規定の整備を圖つたのは、議會の地位とその職責に鑑み、議會の品位を保持しその權威を高からしめる趣旨に出でるものであること。

七 執行機關に関する事項

一、普通地方公共團體の長

都道府縣知事

わが國の地方行政は、都道府縣を本位とし、府縣知事等を中心として運営せられてきたのであるが、本法により都

道府縣知事以下その部下の職員は、原則として公吏とせられることとなつたのであるが、都道府縣及び都道府縣知事の地方行政の本位たり中心たる實質には變更はないわけであり、従つて従來地方行政官廳として府縣知事等の有してゐた地位及び権限は、そのまま移して以て本法による都道府縣知事の地位及び権限とすべきことは當然であり、むしろかくすることによつて初めて地方行政の民主化が達成せられるのであつて、従來の東京都官制、北海道廳官制及び地方官制を廢止し、本法に統合して地方長官の地位及び権限を都道府縣知事に承継させる外、部内の行政事務について國の行政機關をも指揮監督し又公共的團體等の綜合連絡調整を圖ることが出来るものとせられたことは、本法制定の最も重要な事項であるから、都道府縣知事は、都道府縣の首長として都道府縣民の福祉の増進に努めるとともに國の行政機關としての職責の遂行に遺憾なきを期すること。

イ 都道府縣知事は、都道府縣知事の区域内においては包括的に國の行政事務を處理し執行する権限を有し、市町村長と異り、都道府縣知事に對しては、法律、政令をま

たず省令又は通牒等により國の行政事務の處理を命ずることが出来ること。

ロ 右の場合においては、都道府縣知事は國の行政機關たる地位に在り、従つてその處分が成規に違反し、又は權限を犯すと認められる場合は、昭和二十二年法律第六十九號行政官廳法第七條第一項の規定によりその處分の取

消又は停止を免れないこと。

ハ 都道府縣内には各種の國の行政機關が系統を異にして分立しているが、國の直轄に屬する行政機關の處理する行政事務と雖も都道府縣又はその住民の利害に關するものが頗る多く、之を綜合的視野の下に體系的に處理するとともに行政の民主的運営を圖ることは憲法第九十三條に規定する都道府縣知事公選の本旨より稽え當然のことであるから、都道府縣知事は、その権限に屬する國の行政事務に關係があると認める事項については、食糧事務、木炭事務、木炭事務所、社會保險出張所等國の行政機關を指揮監督することが出来ること。但し、食糧事務所、木炭事務所等の本來の権限に屬する事項に限ることは當然であり、又この點につき中央より特別の示達があつた事項については、それに基づいて運用すること。なお、部内の行政事務に關係ある事項であるならば、法律に列擧されてゐる行政機關以外の行政機關をも指揮監督し得ることは、いうまでもないこと。但し、指揮監督とは、職務上の指揮監督を意味し身分上の指揮監督を包含せず、又主務大臣は、都道府縣知事の指揮監督が成規に違反し、執行不能と認められるような場合においては更にこれを監督處分をなすことができる。

ニ 都道府縣知事は、その権限に屬する事務を分掌させるため、條例で支廳及び地方事務所を設置することができることとなつたが、施行規程により現に存する支廳（北海道においては支廳出張所を含む。）及び地方事務所は、

● 地方自治法の施行

條例でこれを設置されたものとみなされること。尤も從來と異り、兩者は名稱の差異に止まり、權限その他法律上の性格を異にするものではないこと。

ホ 都道府縣知事に對しても、あらたに都道府縣の区域内の公共的團體等の活動綜合調整を圖るためこれらを指揮監督する権限が認められることとなつたが、現下の社會經濟の實情より稽え、各種公共團體の有機的一體化を圖ることの必要なことはいうまでもないところであり、地域的綜合團體の長であり、廣く部内の行政事務について包括的權限を有する都道府縣知事が、かかる綜合調整を行うことは最も適當であるが、その監督的權限の行使については最も深く留意し、努めて理解に基き協力によりその實を擧げる如く努めること。

ヘ 都道府縣の局部及びその分掌事務は、法第五十八條に定める通りであるが、各都道府縣の特殊の事情に應じ、局部の分合又は事務の配分を變更することは條例を以てこれを行うことができることとなつたこと。尤も、本法施行の際存する局部課は、本條の規定により條例で定められたものとみなされるから、現在の局部を變更するためには、條例でなければならぬこと。

都道府縣の局部の組織は、中央各省に關係するところが極めて廣く且つ深く、又或程度全國で均齊を保持する必要もあるためその廢止、變更等の條例は、内務大臣の許可を要すること。

ト 都道府縣知事は、副知事、出納長、副出納長等の任免、

● 地方自治法の施行

監督を行う外、一般の職員の任免、分限、給與、服務懲戒等を行う権限を有するのであるが、これらの事項については別に吏員に關する法律が制定される豫定であり、その制定までの間の措置については、後述の通りであること。

2 市町村長

市町村長の地位及び権限は、概ね従来通りであるが、昭和二十二年政令第一七號で指定する五大都市においては、區を設け區の事務所を置き市長の権限に屬する事務を分掌させることができる。

前項の區には、市長の任免する區長の外、助役、収入役、副収入役及び選舉管理委員會が置かれる等區の地位及び組織等は原則として特別市の行政区と同様であること。

3 補助機關

イ 都道府縣にあらたに副知事が設けられることとなつたが、副知事は都道府縣知事が都道府縣を統轄し、これを代表するについて、知事を補佐しその職務を代理すべき重要な職責を有する者であり、その任免は、都道府縣の議會の同意を得て自由に行ふところであるが、その地位及び職責に鑑み、特に人選に留意して適格者を選定されたいこと。

ロ 出納長及びこれを補佐すべき副出納長は、その出納につき從來會計検査院の監督を受けた地方行政官廳たる府縣知事等を兼し、その権限を公吏たる都道府縣知事に繼承するに伴い都道府縣の出納その他の會計事務は純然たる

る自治團體たる都道府縣の事務となるので、その公正を期する趣旨を以て収入及び支出の命令者たる都道府縣知事から獨立した地位を有する機關としてあらたに設けたものであるが、その職務の執行については、左の事項に留意すること。

① 出納長の職務権限は、概ね収入役と同様であるが、

その主要なものには(一)現金及び物品の出納及び保管並びにこれらに附帶する事務(二)決算の調製(三)金庫の監督等であり、収入及び支出を命令する者は都道府縣知事であるが出納長は、その適法か否か、可能か否かを審査する権限を有するものであること。

② 出納長の職務が適正に行われているか否かについては都道府縣知事は、監督上の責任を有しているのであるから、これに必要な職員を配屬してその事務に従事させることは當然であること。

③ 出納長及び副出納長は、議會の同意を得て選任せられ、且つ、四年の任期を有し又解職請求を受ける等その地位は、一般の吏員と著しく趣を異にし、その身分に關しては、從來吏員制度に關する法律が制定される際詳細規定される豫定であるが、當分の間、後述の通り措置されること。

ハ 吏員

都道府縣知事及び市町村長の職務を補助する一般吏員は、その従事する職務に従い、事務吏員、技術吏員、教育吏員及び警察吏員とに分たれるが、吏僚制度の如何は、組

織の發達した今日の自治團體の行政を本質的に左右し、特に任免、分限、給與等については、可及的速やかに立法すべく準備中であり、その間の應急的措置として、後述の如く措置せられたものであること。

● 議會との關係

普通地方公共團體と議會との關係は、議決機關と執行機關分立の原則により、從來と著しく趣を異にすることとなつたこと。即ち(一)議會の議決が公益を害する場合における原案執行の制度はこれを廢止し(二)議決又は選舉が違法越權にわたり、再度議決又は選舉を行つても、なお、違法は越權にわたるときは、當該普通地方公共團體の長は、裁判所に出訴することができるとされ(三)議決が收支に關し執行し難いときは、再議に付することができると止まるものとされ(四)法令により負擔する經費その他義務費を再度にわたり削減減額した場合は自ら豫算に計上して支出することが認められ(五)非常の災害に因る急又は復舊の施設のために必要な經費等を再度削減減額した場合において、これを不信任議決とみなし議會を解散する権限を有し、又(六)議會不成立等の場合には單獨に専決處分をすることができるとなり、何等監督官廳の指揮を請わず、自主的に議會との關係を解決する建前となつたこと。

二、選舉管理委員會

一 選舉事務の公正を期するため選舉管理委員會は、普通地方公共團體の指揮監督の外にある職務上獨立の機關とせられ、選舉及び選舉に關係のある事務を管理し、その

● 地方自治法の施行

事務については都道府縣の選舉管理委員會は市町村の選舉管理委員會を指揮監督する権限を有することとなつたこと。

2 選舉管理委員及び補充員が都道府縣にあつては三人以上、市町村にあつては二人以上同一の政黨その他の團體に屬するものであることを禁止されたのは、委員會の事務の執行の不偏不黨を擔保し、行政の健全なる發展を圖らうとする趣旨に出るものであるが、選舉管理委員會の職責が一段と重要性を加えることとなつたのに鑑み、委員及び補充員の選舉並びに委員會による選舉事務の執行については、格段の努力を致すこと。

三、監査委員

監査事務の重要性に鑑み、監査委員長は、普通地方公共團體の長の指揮監督の外にある職務上獨立の機關たる地位を明らかにし、その補助機關として書記を置くことができるとし、努めて補助機關を整備し、從來の監督機構をこれに統合して強力且つ能率的監査を可能にし以て行政の刷新向上を期するよう配慮すること。

ハ 財務に關する事項

一 暫定豫算は、豫算の一種であるが、當該會計年度内の一定期間に係るものであること及び當該會計年度の豫算が成立したときは、その效力を失ふものであることにおいて一般の豫算と性質を異にするものであること。

二 地方公共團體の長の議會不成立等の場合における専決處分に關する規定の改正に伴い、通常豫算不成立の場合

● 地方自治法の施行

においても、長の専決處分によつて、これをそのまま施行することができるようになつたが、かくの如きことは、いかにも不適當であるから、毎年通常豫算と同時に一、二箇月間の骨格豫算たる暫定豫算を議會に提出し、暫定豫算の方は、直ちに議決を了した上通常豫算の審議を行うような慣例を作ることとし、豫算不成立の場合に處することとする。

九 監督に關する事項

一 後見的監督を廢し、自治は團體に一任して良果たると思果たるを問はず住民をしてこれを享受せしめ、以てその自戒自覺を促してその創意と責任とにおいて自ら行政の刷新向上を圖らしむることは、正に地方自治の本旨であつて、本法はかかる趣旨に基き内務大臣及び都道府縣知事の一般的監督權、強制豫算及び代執行の權限、監督官廳による職務管掌の派遣及び臨時代理者の選任の制はこれを廢止し、唯選舉管理委員會成立の場合における臨時選舉管理委員の選任に限り所轄行政廳の權限に留保されることとなつたこと。

二 更正許可の制度は廢止されたが必要な事項は條件を附けて許可して差支えないこと。

第三 特別地方公共團體及び地方公共團體の特例に關する事項

一 特別市は、その實質は市であつて組織は市により、權能は道府縣及び市の兩者の權能を併有する特殊の地方公

共團體であること。

二 特別市は、人口五十万以上の市の中から法律で指定されるのであるが、特別市指定と同時に都道府縣の區域外に立ち、これと同格の地方公共團體となること。

二 特別區

一 特別區については、原則として市に關する規定が適用されるのであるが、特別區の存する區域は、沿革上より見ると又住民の社會生活の實際に徴しても一體性をなしてをり、選舉權の要件たる六箇月の住所の期間を各區毎に計算することは現實に反するので、區の存する區域を通じてこれを計算するものとしたこと。

三 地方公共團體の組合

地方公共團體の組合は、從來府縣及び市町村の各々相互の間において組合を設立するものとされてきたのであるが、本法により必要に應じ各種の地方公共團體を通じて組合を設立することができることとなつたこと。

四 地方公共團體の協議會

一 地方公共團體相互の連絡協議により處理するのを適當とする事件は、經濟統制の必要な現狀よりすれば今後愈々多くなると認められるのであらたに地方公共團體の協

議會の制度が設けられたものであること。

二 協議會を構成するものは、地方公共團體であり、その長は、代表者たる資格において協議會の會議等に参加するものであること。

第四 その他の事項

行政訴訟

日本國憲法により特別裁判所は廢止され、行政事件は、原則として地方裁判所を第一審としてすべて裁判所に出席することとなり、その出訴期間に關しては昭和二十二年法律第七五號（日本國憲法の施行に伴う民事訴訟法の應急的措置に關する件）第八條により處分を受け又は處分があつたことを知つた日から六箇月とせられ、日本國憲法施行の際現に行政裁判所に係屬している事件は、東京高等裁判所に係屬しているものとみなされることとなり、行政上の訴訟については、民事訴訟法が適用されることとなるので、本法には、この民事訴訟法に對する特例を設ける必要がある事項についてのみ特例規定を設けるに止めたこと。

なお、訴訟法の改正により行政事件についてはすべて訴訟を提起することが認められることとなる見込であるが、それまでの間は、なお、現在の訴訟法及び各法律の規定によらなければならぬこと。

二 日本國憲法第九十五條の規定に基き、一の地方公共團體のみに適用される法律の一般投票は、内務大臣の通知に基き當該普通地方公共團體の選舉管理委員會の管理の下に一

● 地方自治法の施行

般選舉の規定によりこれを行うのであるが、選舉運動は原則として自由ならしめ、選舉に要する經費は、すべて國庫において負擔するものとし、且つ、地方公共團體の選舉及び地方公共團體の議會の議員又は長の解職の投票と同時に、行ふことを妨げないが、この場合においては、投票用紙は必ず別箇に調製しなければならないこと。

三 本法中警察（消防を含む。）に關する規定は警察法制定まで、施行されないこと。

四 現在地方世話部で處理しつゝある事務は、都道府縣に委任され、職員は、東京都にあつては民生局、都道府縣にあつては民政部でこれを承繼することとなるのであるが、陸軍の軍人軍屬であつた者に關する事務と海軍の軍人軍屬であつた者に關する事務とは、重要な點に差異があるから、特に留意すること。

なお、この點については別途復員廳より指示するところに従つて處理すること。

五 従前の東京都制、道府縣制、市制若しくは町村制又はこれらの法律に基いて發する命令によつてした手續その他の行為は、すべて本法又は本法施行令中の相當規定によりした手續その他の行為とみなされること。

六 他の法令中「行政官廳」、「監督官廳」、「地方長官」、「東京都長官」、若しくは「北海道廳長官」又は「當該官吏」等として従前の地方長官、都道府縣若しくは東京都の區の官吏に關する規定があるときは、各々都道府縣知事及び特別市の

● 地方自治法の施行

市長、都知事、道知事又は都道府県若しくは特別区の相当する吏員に關する規定とみなされるものであること。
七 戸籍法の適用を受けない者は、なお、當分の間選挙権及び被選挙権を停止せられ、この者は、選挙人名簿には、これを記載することができないこと。

第五 経過的措置に關する事項

一 地方公共團體の職員に關する事項

地方自治行政の運営上職員の人事行政の重要性に鑑み、地方公共團體の職員の任免、分限、服務、給與、懲戒等に關しては、近く特別法が制定される筈であるが、特別法が制定されるまでの間は、左の各項の要領によりこれを處理し、特に人事の適正に留意し、紀律の保持に努めるとともに職責の士氣を振作し、以て行政の潤滑なる遂行に努めること。

(一) 定義

- (1) 法に補助職員というものは、都道府県にあつては副知事、副出納長、事務吏員、技術吏員及び専門委員をいうこと。
- (2) 都道府県の吏員というものは、専門委員を除く補助職員を總稱するものであること。
なお、廣義においては、他の法令中吏員というときは、知事を含むことがあるが、地方自治法においてはこれを含まない。
- (3) 教育及び警察の事務に従事する者は、官吏とされるので當分の間教育吏員及び警察吏員は、存在しないこと。

(1) 都道府県

イ 副知事の定数は、法第六十一條によることはいふまでもないこと。
出納長の定数は、一人であり、副出納長の定数は、條例で定めるのであるが、現在の都道府県の實情に鑑み、特別の事情のない限り、一人とすることを適當とする。

ハ 法第七十二條に定める一般吏員の定数は、本法施行の日現在の東京都官制、北海道廳官制、地方官官制、都道府縣等臨時職員等設置制その他の規定により、又はこれらの規定に基いて主務大臣の定める官吏の定員(官吏として殘置するもの定員を除く)によるのであるが、各都道府縣それぞれ定員数は別途通知する豫定であること。

ニ 官制の變更は、官制で定められた總数の範圍内において内務大臣が變更することがあること。
都道府縣知事は、内務大臣の承認があれば、定数を増減することができること。

ホ 官吏の定員により吏員の定数が定められるので、従前の有給吏員は、官吏の定員に缺員がある場合は、敍級の資格に應じてそれぞれ定数内の吏員となるが缺員のない場合は、定数外の吏員なること、即ち本法施行の際現に都道府縣の有給吏員である者の現員數と、本法附則第六條の規定により従前官吏で吏員となつた者

● 地方自治法の施行

こと。
(4) 法に補助職員というものは、市町村にあつては助役、収入役、副収入役、事務吏員、技術吏員及び専門委員をいい、吏員の範圍は都道府縣に準ずるものであること。

(二) 吏員の職名

(1) 官名に相當する公職名
都道府縣にあつては副知事、出納長、副出納長、事務吏員及び技術吏員であること。
市町村にあつては助役、収入役、副収入役、事務吏員及び技術吏員であること。

なお、副知事、出納長、副出納長、助役、収入役及び副収入役については、官名に相當する公職名であると同時に(2)の意義における職名であること、但し、同一職名の者が二人以上設置された場合において、事務を分擔するため、例へば第一助役、第二助役等の職名を設けたときは、助役は、官名に相當する職名であり、第一助役は(2)の意義における職名であること。

(2) 官吏の職名に相當する吏員の職名

都道府縣にあつては、出納員、局長、部長、課長、主事、技師、視學、小作主事、青年教育主事、農業團體監督主事、商工組合監督主事、貿易組合監督主事、建築監督主事、價物調整主事及び麻薬統制主事であること。
市町村にあつては、出納員及び従前の市町村吏員の例によること。

(三) 吏員の定数

の現員數との合計數が官吏の定數に超過した場合その超過する現員數だけは、これらの者が吏員たる地位を有する間定數外の吏員となり、従つて本來の定數内の吏員に缺員を生じたときは、その數に應じて定數外者は減少し、定數外の吏員が辭めた場合もまた同様であること。

ハ 臨時物資需給調整法の規定に基く命令の施行に關する事務を行うために地方自治法施行の際現に設置せられてゐる兼任地方事務官又は兼任地方技官たるものは、本官と事務吏員又は技術吏員とを併任することになるが、その者の定数は、本來の吏員の定數外となること。

(2) 市町村

市町村の一般委員の定数は、條例で定めるのであるが、特別の事情がない限り現状の儘とすること。

(四) 吏員の任免

(1) 都道府縣

(イ) 本法に特別の定があるものを除く外、一般の吏員の任用資格は、官吏任用敍級令を準用し、官吏と異るところはないこと、但し、副知事のみは、自由任用であることはいふまでもないこと。官吏任用敍級令の準用により任用資格を有する者については、知事がそれぞれの資格に應じて任用すること。但し、官吏任用敍級令に定める銓衡任用及び認定の事務は、一級官吏銓衡委員會二級事務官吏銓衡委員會高等試驗委員又は普通試

● 地方自治法の施行

職委員が吏員についてもこれを行うものであること。従つて二級以上の者については、中央のそれぞれの機關の銓衡又は認定を經なければならぬのであつて、その場合にあつては内務大臣を經由して申請する如く取扱ふこと。

(ロ) 任用資格に關する官吏任用敍級令の規定中、在職年數については、本法施行後の都道府縣の吏員としての在職年數は、官吏の在職年數と相互に通算され、その間に何等の差異はないこと。

(ハ) 優遇は従前通りこれを行うことができるのであるが官吏と吏員の在職年數は相互に通算するものであること。二級及び三級の吏員の優遇をすることができ、員數その他必要な事項は、内務大臣がこれを定めること。

(ニ) 任命の手續については、一定の資格を有する者及び銓衡又は認定を經た者については、知事がこれを發令すること。

(三) 本法施行の際従前の官吏で吏員となつた者については、同法附則第六條によつて當然事務吏員又は技術吏員に任用せられ現に在る職に相當する職に補されたものとせられるので別段の發令手續を要しないこと。従前の有給吏員についても、施行規程第二十條により、その所掌に從つて、事務吏員又は技術吏員に任用されたものとされるので別段の發令手續を要しないこと。

(2) 市町村

任用資格その他任免に關しては、すべて従前の例によること。

(五) 吏員の敍級

(1) 都道府縣

(イ) 知事及び副知事には級別はないこと。

(ロ) 知事及び副知事以外の全ての吏員は級別を有し一級、二級及び三級とし官吏の級別と同等とすること。

出納長は、一級又は二級、副出納長は二級又は三級であること。

(ハ) 本法の施行により、従前官吏で吏員となつたものについては、別に辭令を發することなく、當然に相當級の吏員となること。

(ニ) 従前の有給吏員については、別段の辭令を用いることなく全て三級に敍せられるものであること。但し官吏任用敍級令の規定の準用により一級又は二級の資格を有する者については、別に各相當級に敍級の手續をとるものとする。

前項但書の場合においては、一級又は二級の吏員の定數に缺員がないときは、定數外の吏員として取扱ふこと。

(2) 市町村

市町村の吏員については、級別はないこと。

(六) 吏員の分限

(1) 都道府縣

(イ) 副知事は自由任用であるから分限の規定は準用さ

れないこと。

(ロ) 副知事以外の吏員は全て官吏分限令の準用により、身分の保障を受けること。殊に出納長及び副出納長については、任期四年の保障があること。

(ハ) 副知事以外の吏員は、本法附則第五條第二項及び施行規程第三十二條により分限委員會の承認を受けなければ、本人の同意なくして一方的に休職を命ずることとはできないこと。

(ニ) 官吏分限令の準用による吏員の免職事案及び前號分限委員會の事務は、官吏高等懲戒委員會又は官吏普通懲戒委員會がこれを行うものであること。

(ホ) 分限の審査要求は、知事がこれを行うこと。但し、二級以上の者については、内務大臣を經由するものとすること。

(2) 市町村

特別の身分保障制度はないが、従來、條例等により身分の保障のあつた市町村は従前通りとし身分保障制度のない場合においては抄くとも市にあつては條例で身分保障制度を設けるようにさせること。

(七) 吏員の服務

(1) 都道府縣

都道府縣吏員の服務については、従前の東京都職員服務紀律又は道府縣職員服務紀律の例によること。知事については右の適用はないこと。

● 地方自治法の施行

(2) 市町村

市町村吏員の服務については、従前の市町村職員服務紀律の例によること。

(八) 吏員の懲戒

(1) 都道府縣

(イ) 副知事以下都道府縣吏員の懲戒については官吏懲戒令を準用し、官吏と同様となること。

(ロ) 懲戒権者は、知事であることは、いふまでもないこと。

(ハ) 吏員の懲戒事案は、吏員の級別に應じて官吏高等懲戒委員會又は官吏普通懲戒委員會がこれを處理すること。但し、副知事の懲戒事案は官吏高等懲戒委員會がこれを處理すること。

(ニ) 官吏の懲戒の審査要求は、知事がこれを行うこと。但し、官吏高等懲戒委員會に對する審査の要求は、内務大臣を經由すること。

(ホ) 知事の懲戒については、官吏懲戒令の準用はないこと。

(2) 市町村

(イ) 懲戒については、施行規程第三十九條(第三十四條)により、概ね官吏の懲戒に準ずる特別規定によること。

(ロ) 市町村はあらたに市町村吏員懲戒審査委員會を設置しなければならないからできるだけ速に管下の市町

● 地方自治法の施行

村をして設置させること。

(八) 懲戒に關する規定は、市町村長には適用がないこと。

(九) 専門委員

専門委員の職務については、一般吏員に準ずるが、専務職でないから他の營業等を營むことは差し支えないこと。懲戒については、都道府縣にあつては一般吏員と異り施行規程第三十四條に特別の定があるが、懲戒事案は官吏普通懲戒委員會に付議すること。

市町村の専門委員にあつては、一般吏員と全く同様であること。

専門委員については職務執行停止の制があり職務執行停止期間中は、その報酬は三分の一に減額されること。

(一) 選挙管理委員及び選挙管理委員會の書記並びに監査委員及び監査委員の事務を補助する書記

定があるものの外、服務、懲戒及び職務の執行停止は専門委員に準ずるものであること。

(二) 選挙管理委員及び監査委員に対する懲戒處分は、地方公共團體の長が行ふこと。

(三) 都道府縣の書記にあつては、服務、懲戒及び分限は三級吏員に準じ市町村の書記にあつては服務及び懲戒は、市町村の吏員に準ずること。

(四) 監査委員は、獨任制でないから、書記の身分上の事項を處理する場合は豫め委員が協議し又は行方者を豫め定め

ておくものとする。

(三) 議會の書記長及び書記

議會の書記長及び書記は、議長の選任するところであるから、身分上の事項については、執行機關の職員と異なり、特別の規定を設けず立法機關の定めるところに一任されていること。但し、給與については吏員と同様であること。書記長及び書記を、吏員をして兼任させることは差し支えないこと。

(四) 給與

(一) 給料、手當、旅費その他の給與

(イ) 都道府縣

(イ) 知事、副知事、出納長及び副出納長の給料その他の給與については、條例でこれを定めること。

(ロ) 前號以外の吏員の給料その他の給與については、官吏の俸給その他の給與の例により官吏と異なること。従つて條例等の制定を必要としないこと。

(ハ) 學識経験を有する者の中から選任せられた監査委員の給料その他の給與については、條例で定めるのであるが、従前の例に準ずるのを適當とすること。

(ニ) 議會の書記長及び書記、選挙管理委員會の書記並びに監査委員の事務を補助する書記の給料その他の給與については、官吏の俸給その他の給與に準ずるものとすし、條例で定めること。

(ホ) 本法附則第六條に掲げる者は、別段の辭令を發す

ることなく、同法施行の際現に受けていた官吏の號俸に相當する吏員の給料を受けるものであること。

(一) 官吏が引き続き都道府縣の吏員となり又は都道府縣の吏員が引き続き官吏若しくは他の都道府縣の吏員になつた場合は、官吏俸給令第五條の規定にかかわらずその月の俸給又は給料の支給は、日割計算となること。従つて當月分は、二重支給を行うことはできないこと。

(ト) 官公吏併任の場合は、吏員の給料は無給とすること。

(チ) 本法第二百三條に定める都道府縣職員の報酬は條例で定めるのであるが従前の例に準ずるのを適當とすること。

(2) 市町村

(イ) 市町村長、助役、収入役、副収入役及び學識経験ある者の中から選任された監査委員の給料その他の給與については條例で定めること。

(ロ) 議會の書記長及び書記、選挙管理委員會の書記、監査委員の事務を補助する書記並びに前號以外の市町村の吏員の給料その他の給與については、官吏の俸給その他の給與に準ずるものとし條例でこれを定めること。

(ハ) 本法第二百三條に定める市町村職員の報酬は條例で定めるのであるが、従前の例に準ずるのを適當とすること。

● 地方自治法の施行

(二) 恩給

(一) 恩給法の規定の準用を受ける都道府縣の吏員(知事を含む)の恩給の取扱は、左の通りであること。なおこの取扱については内閣恩給局とは打合せ済であること。

(イ) 本法施行の際現に恩給法の適用を受ける都道府縣の公務員で引き続き都道府縣の吏員となつた者の恩給法による取扱は従前の身分を有するものとして勤務年限を通算し官吏恩給法の規定によること。

(ロ) 本法施行の際現に都道府縣以外の恩給法にいう公務員(例えば中央官廳の文官)であつた者が、本法施行後引き続き吏員となつた場合の恩給上の取扱は、恩給法上従前の身分を有するものとして勤務年限を通算し官吏恩給法の規定によること。

(ハ) 本法施行の際現に恩給法にいう公務員であつた者が引き続き都道府縣吏員となり更にその後引き続き他の都道府縣の吏員となつた場合の恩給法による取扱については、その勤務年限を通算し、恩給法が適用されること。

(ニ) 前三項の吏員で更に引き続き官吏となつた者については、その吏員の在職年は、恩給法にいう公務員の在職年として通算し恩給法を適用すること。

(ホ) 前各項の場合においては最終退職の際恩給を支給するものとし、官吏と吏員の身分の變更及び吏員としての所屬都道府縣の異動は引き続き必要とする

● 地方自治法の施行

(イ)乃至(ニ)の場合の恩給の負擔は本法施行前の身分を有するものとして恩給法の規定の適用がある。本法施行前國庫負擔であつた者については吏員として退職した場合においても國庫の負擔となること。

(ト) 地方自治法施行後官吏又は吏員としてあらたに採用された者には、前各項の適用はないこと。

(ニ) 前項の吏員以外の地方公共團體の長及び吏員學識経験を有する者の中から選任された監査委員、議會の書記長及び書記、選舉監理委員會の書記並びに監査委員の事務を補助する書記の退職料、退職給與金、死亡給與金又は遺族扶助料については、従前の吏員のこれらの給與の例によること。

五 都道府縣の官吏
本法施行によつて、原則として都道府縣の官吏は吏員となるが施行規程第六十九條に定める者は、なお都道府縣の官吏として勤務し、都道府縣知事の指揮監督を受けるものであり、これらの者の進退及び身分は従前の都道府縣の官吏の例によること。

二 その他の事項
一 都道府縣の規則
本法施行の際現に效力を有する東京都令(警視廳令を含む)、北海道廳令、北海道廳支廳令及び府縣令中法律を以て規定すべき事項以外の事項で都道府縣知事の権限に屬するものを規定するものは、本法第十五條第一項の都道府縣の規則と同一の效力を有すること。

二 選舉並びに解散及び解職投票
本法施行後二箇月以内に都道府縣又は市町村若しくは特別区の議會の議員又は長の選舉の期日を告示した選舉については、本法によるものが困難であり過誤なきを保し難いので、なお従前の東京都制、道府縣制、市制、町村制又は東京都制施行令の規定によるものとされること。但し、選舉人名簿、選舉若しくは當選に關する争訟については、本法によらなければならぬこと。

三 副知事及び特別区の助役等
副知事又は特別区の助役若しくは法第五十五條第二項の市の區の助役が置かれるまでの間は、都道府縣知事又は特別区の區長若しくは同法第五十五條第二項の市の區長の職務を代理する者は、従前これらの者の職務を代理していた者であること。

四 従前の市制第六條及び第八十二條第一項の市の監査委員
従前の市制第六條の市及び第八十二條第一項の市の監査委員の定数は、本法施行の際現に在職する監査委員の任期間は四人であること。

五 東京都官制等による行爲
従前の東京都官制、北海道廳官制又は地方官官制の規定によつてした手續その他の行爲は、これを本法又は施行令中の相當する規定によつてした手續その他の行爲とみなす。

六 法附則第八條の規定による官吏
法附則第八條の事務の指定により官吏とされる者は、左の通りであること。

- 一 小學校、中學校、高等學校、大學及び幼稚園並びに少年教護院の教員その他の職員
- 二 特別會計に屬する社會保險の事務に従事する者
- 三 都道府縣の勤務課等の官吏で公共職業安定所官制第五條の規定による公共職業安定所の長の指揮監督に關する事務に従事するもの
- 四 北海道廳の職員で折衝の事務に従事する者
前項第二號乃至第四號に掲げる官吏に對しては、都道府縣知事が指揮監督し、二級官吏の功過は内務大臣に具狀し、三級官吏の進退は、これを專行するものであること。
第一項第二號及び第三號に掲げる者の定員は、施行規程第七十條の定めるところであるが、同項第四號に掲げる者の定員は、なお、従前の北海道廳官制の定めるところによるものである。

● 地方自治法附則第七條に基く政令

第一條 従前の北海道廳官制第一條及び地方官官制第一條の職員のうち警察に關する事務に従事させる者の定員は、次

● 地方自治法附則第七條に基く政令

昭和二十二年五月三日
政令第十八號

職名	人数	等級
北海道 地方事務官	六人	二級
地方技官	一人	二級
地方事務官又は地方技官	二十九人	三級
府 地方事務官	百人	二級
地方技官	四十四人	二級
縣 地方事務官	二百三十人	二級
地方技官	三百八人	三級
府 地方事務官	六百十人	二級
地方技官	六千七百四十九人	三級

第二條 従前の都道府縣等臨時職員設置制第一條の三及び第一條の四の職員のうち警察に關する事務に従事させる者の定員は次の通りとする。

●地方自治法附則第七條に基く政令

地方事務官又は地方技官 専任 七百六十一人 三級
前項の地方事務官をもつて充てる警視及び警部の定員は、次の通りとする。

北海道	警視	六人	
	警部	十七人	
府	警視	百人	
	警部	三百七十五人	
前二項の職員の各府縣内の定員は、内務大臣がこれを定める。			
第三條 従前の北海道廳官制第一條の二及び地方官官制第二條の職員の中警察に關する事務に従事させる者の定員は、次の通りとする。			
北海道	地方事務官	七人以内	三級
	専任		
地方技官	地方事務官	二人以内	二級
	専任		
府	地方事務官	八人以内	三級
	専任		
縣	地方事務官	百九十七人以内	三級
	専任		
地方技官			

一七二(總頁五二六)

専任 四十二人以内 二級
 前項の職員の各府縣内の定員は、内務大臣が、これを定める。

第四條 前三條の定員外において、道府縣に巡查及び消防手に充つべき三級の地方事務官を置く。

第五條 道府縣における警察に關する事務は、内務大臣の指揮監督の下に道府縣警察部長たる地方事務官の助言により、道府縣知事が、これを管理する。

第六條 道府縣知事は、道府縣における警察に關する事務を處理するには、道府縣警察部長たる地方事務官を通じてこれをするものとする。

第七條 道府縣知事は、その職權に屬する事務の一部を、道府縣警察部長に委任することができる。

第八條 第一條乃至第四條の職員及び特設消防署規程の職員の進退及び身分に關する事務は、道府縣警察部において掌る。

附則
 この政令は、公布の日から、これを施行する。

地方自治法の一部を改正する法律案要綱

第一 地方自治法に關する事項

一 選舉に關する事項

- (一) 特別選舉權を付與する基準をなるべく具體的に規定すること。
- (二) 補充選舉人名簿は、選舉ごとに隨時これを調製するものとする。
- (三) 選舉權の要件たる年齢及び住所の期間は、選舉の期日よりこれを算定するものとする。
- (四) 町村の選舉における立會人の届出の期間は、選舉の期日前二日までとすること。
- (五) 同一の政黨その他の團體に屬する候補者の届出に係る者は、三人以上立會人とたることができないものとする。
- (六) 現に政令中に規定している代理投票の方法及び不在投票の事由をなるべく具體的に規定すること。
- (七) 町村の選舉における補充立候補の届出の期間は、選舉の期日前二日までとすること。
- (八) 地方公共團體の長の選舉において、立候補の届出期間經過後選舉の期日の前日までに候補者とならざるものとする。

地方自治法の一部を改正する法律案要綱

地方自治法の一部を改正する法律案要綱

二

補者が死亡し又は候補者たることを辞したため候補者が一人となつたときは、選挙の期日を原則として五日延期し、更に補充立候補の届出をさせて選挙を行わせるものとする。

(ハ) 当選の告知及び当選人がない旨の告示等は、選挙管理委員会がこれを行うものとする。

(ロ) 地方公共団体の長の決戦投票において、選挙の期日の告示の日以後選挙の期日の前日まで候補者が死亡し又は候補者たることを辞したため候補者が一人となつたときは、選挙の期日を原則として五日延期し次順位の者を候補者に加え、選挙を行わせるものとする。

(ニ) 現に政令中に規定している都道府県及び市町村の選挙において設けることができる選挙事務所の数に關する制限規定を具體的に規定すること。

二 議決機關及び執行機關に關する事項

(一) 市町村の廢置分合又は境界變更に因り人口が著しく減少したときは、總選挙以外の場合においても議員の定数を減少することができるものとする。

(二) 議會は、地方公共団体の長の豫算の提出の權限を侵さない範圍内において、豫算を増額

して議決することができるものとする。

(三) 地方公共團體の議會においてする關係人の證言は、宣誓の後これを行うものとし、偽證をした者に對しては、これに刑罰を科するものとする。

(四) 政府は、豫算の範圍内において、都道府県の議會に官報及び政府の刊行物を、市町村の議會に官報及び市町村に特に關係があると認める政府の刊行物を送付しなければならないものとする。

地方公共團體の議會に圖書室を附置することができるものとする。

(五) 主務大臣は國の機關たる地位における都道府県知事が法令の規定又は主務大臣若しくは地方自治委員會の處分に違反することがあると認める等の場合においては東京高等裁判所に當該事項を行うべき旨の裁判を請求し、都道府県知事がなおその裁判に従わないときは、その事實の確認の裁判を請求することができるものとする。

前項の確認の裁判があつたときは、主務大臣において當該都道府県知事に代つて當該事項を行い又は内閣總理大臣においてこれを罷免することができるものとする。

都道府県知事は、市町村長につき第一項に規定する事由が生じた場合においては、前二項の例により地方裁判所に對し裁判を請求し市町村長に代つて當該事項を行い又はこれを

地方自治法の一部を改正する法律案要綱

三

地方自治法の一部を改正する法律案要綱

罷免することができるものとする。

罷免された都道府県知事及び市町村長は、二年間都道府県に属する官吏となり又は地方公共団体の吏員となることができないものとする。

罷免された都道府県知事及び市町村長は、不服があるときは、高等裁判所に出訴することが出来るものとする。

(六) 國の地方行政機關（駐在機關を含む。以下同じ。）は、國會の承認を経なければこれを設けてはならないものとする。但し、司法行政及び懲戒機關、鐵道現業官署、電信、電話及び郵便官署（簡易保險及び貯金官署を含む。）、文教施設、國立の病院及び療養施設、航行施設、氣象官署、水路官署、港灣建設機關、營林署並びに専ら國費を以て行う工事の施行機關は、この限りでない。

國の地方行政機關の設置及び運営に要する經費は、國においてこれを負擔しなければならないものとする。

(七) 普通地方公共団体の吏員の職階制、試験、任免、給與、能率、分限、懲戒、保障、服務等に關しては、普通地方公共団体の職員に關する法律の定めるところによるものとし、この法律は、昭和二十三年四月一日までにこれを制定しなければならぬものとする。

三 財務に關する事項

(一) 地方公共団体に對して國の事務を委任する場合においては、そのために要する經費の財源について必要な措置を講じなければならぬものとする。

(二) 國の行政機關において、地方公共団体の財産又は營造物を使用するときは、當該地方公共團體の議會の同意のある場合を除く外、國庫においてその費用を負擔しなければならぬものとする。

(三) 地方公共團體の長は、その權限に屬する國及び地方公共團體等の委任事務について手数料を徵收することが出来るものとし、且つ、その手数料は、當該地方公共團體の收入とすること。

(四) 地方公共團體の起債については、所轄行政廳の許可を要しないものとする。この間、現在通り許可を要するものとする。

四 その他の事項

(一) 地方公共團體の廢置分合又は境界變更の場合において必要な財産處分は必ず關係地方公共團體が協議してこれを定めるものとする。

(二) 普通地方公共團體の議會の議員又は長で、投票を行わないで當選人と定められた者對地方自治法の一部を改正する法律案要綱

地方自治法の一部を改正する法律案要綱

六

しては、選挙の期日後一年以内においても解職の請求をすることができるものとす
と。

- (三) 支庁及び地方事務所の設置に関する條例並びに分擔金、使用料及び手数料に関する條例は、所轄行政廳の許可を要しないものとする。
- (四) 執行機關の事務引繼に関する過料の額を引き上げること。
- (五) 地方公共團體の協議會の設置及び廢止等は許可を要しないものとする。その會長及び副會長は毎年これを改選するものとする。
- (六) 内務省の廢止等に伴い規定を整理すること。

第二 衆議院議員選舉法、參議院議員選舉法及び昭和二十二年法律第二號（衆議院議員選舉法第十二條の特例等に関する件）に関する事項
内務省の廢止及び地方自治法の改正に伴い規定を整理すること。

昭和二十二年七月十日印刷 「地方自治法詳解」
昭和二十二年七月十五日發行 定價 金八十三圓
「内務時報」七月・十二號別冊附録 (送別券)

編輯者 內務大臣官廳文書課
發行所 立川市曙町三丁目五十五番地
印刷者 行政學會印刷所
代表者 小山倉之助

發賣所 東京都中央區銀座西七丁目一番地
帝國地方行政學會
電話 銀座六六〇—六六三
振替 東京一三一六一・五七一

昭和二十二年七月十五日印刷

「内務時報」七月・十二號別冊附録

定價八十圓

昭和二十三年十二月

刑事
民事
模擬
裁判
脚本

最高裁判所事務局

目次

一、刑事模擬裁判脚本.....	一頁
一、民事模擬裁判脚本.....	六三頁

刑事模擬裁判脚本

一、これは、新刑事訴訟法に関する全国裁判官、検察官、弁護士の会同に際し、昭和二十三年十月五日日比谷公会堂で上演した刑事模擬裁判の台本である。

一、上演に関する注意

- (1) 証人の述べる言葉は、それぞれの証人によつて、述べ易いように適当に表現を工夫することが必要である。
- (2) 書証の証拠調は本来朗読を要するが、演出の際は、朗読を省略するがよい。但し、鑑定書だけは朗読すること。
- (3) 本来数回の開廷を要するわけだが、始めからの通しとなつてゐるため、法律上の手続も省略されている。
- (4) 検察官、弁護人は、自分でそれぞれ論告内容、弁論内容を考えること。